

宮城県地域福祉支援計画 (第4期)

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成



計画策定にあたって



平成23年3月の東日本大震災の発生から10年という大きな節目を迎えました。あの未曾有の災害から今日までの10年間、幾多の困難も乗り越え、我が県の総力を挙げて復旧・復興に邁進してまいりました。

被災地域においては、各地にサポートセンターが設置され、福祉専門職のみならず、被災した地域住民自らが生活相談支援員等として活動の担い手となり、仮設住宅や災害公営住宅等での健康面・生活面の見守り・相談支援を行うとともに、各地域における取組を専門的な見地から支援するサポートセンター支援事務所を設置するなど、宮城独自の取組を展開してまいりました。また、住民交流サロンの開催などによる地域コミュニティの再構築にも取り組んできました。今後も、災害公営住宅等に移転された方々に対する孤立防止のための交流機会の確保や被災者の心のケア等に取り組んでまいります。

また、ダブルケアや8050問題、ひきこもり、子どもの貧困など、地域住民が抱える課題や生活・福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の支援制度の枠組みでは対応が難しい問題が増加していることから、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」が求められているところです。

県では、こうした状況を踏まえ、宮城県地域福祉支援計画（第4期）を策定し、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を基本理念に掲げ、市町村や社会福祉協議会を始め、関係機関と連携を図りながら、また、被災地で行われてきた被災者支援の取組の経験やノウハウを活用し、「地域共生社会の実現」に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましては、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定に当たり御協力いただきました皆様方に対しまして心より感謝申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村井嘉浩

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付けと役割	
(1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画	2
(2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画	2
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	2
3. 県の他の計画との関係	3
4. 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係	4
5. 計画の期間	4
6. 計画の推進体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 地域社会の状況	5
(1) 将来人口の推移	5
(2) 少子高齢化の状況	6
(3) 支援を要する人たちの推移	8
(4) 世帯構成の推移	10
(5) 地域課題の顕在化	12
(6) 地域福祉の担い手の状況	17
2. 地域福祉をめぐる課題	21
3. 福祉施策の動向	22
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	22
(2) 社会福祉法の改正	22
(3) 生活困窮者自立支援法の改正	22
(4) 児童福祉法の改正	23
(5) 障害者総合支援法等の改正	23
(6) 自殺対策基本法の改正	23
(7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	23
(8) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行	23

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	24
2. 基本的な視点	24
(1) 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進	24
(2) ネットワークによる活動の促進	24
(3) 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成	25

3. 取組の方向性	26
(1) 地域共生社会実現のための体制整備	26
(2) 地域福祉活動の推進	26
(3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	26
(4) 福祉サービスの質の向上	26
(5) 災害や感染症への対応	27
(6) 東日本大震災の被災者支援	27

第4章 支援施策の展開

1. 地域共生社会実現のための体制整備	28
(1) 市町村における包括的な相談・支援体制の構築	28
(2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり	30
2. 地域福祉活動の推進	32
(1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり	32
(2) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	34
(3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり	37
(4) 生活困窮者に対する支援	39
(5) ひきこもりへの支援	42
(6) 自死対策の推進	43
(7) アルコール・薬物等依存症対策	44
(8) だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進	46
(9) 権利擁護体制の整備	47
(10) 犯罪や非行のない地域づくり	49
3. 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり	52
(1) 福祉教育・啓発の推進	52
(2) 福祉従事者の人材育成・確保	53
(3) ボランティアの育成	55
(4) NPO等の活動促進	56
4. 福祉サービスの質の向上	58
(1) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実	58
(2) 小規模な社会福祉法人への支援等	59
5. 災害や感染症への対応	61
(1) 災害時要配慮者支援体制の整備	61
(2) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備	63
(3) 新型コロナウイルス感染症等への対応	64
6. 東日本大震災の被災者支援	70
(1) 見守り・相談支援と地域コミュニティの再生・形成	70
(2) 心のケア	71

第5章 市町村地域福祉計画の支援

1. 市町村地域福祉計画の概要 ······	7 3
(1) 市町村地域福祉計画の現状と課題 ······	7 3
(2) 市町村地域福祉計画の意義 ······	7 3
(3) 市町村地域福祉計画の役割 ······	7 4
(4) 地域共生社会の実現に向けて ······	7 4
2. 県の支援施策と計画策定市町村数目標 ······	7 5
(1) 県の支援施策 ······	7 5
(2) 地域福祉計画策定市町村数の目標 ······	7 6
3. 市町村地域福祉計画策定ガイドライン ······	7 6
(1) 計画に盛り込むべき事項 ······	7 6
(2) 計画策定の手順 ······	8 1

資料編

1. 事例集 ······	(資) - 1
2. 宮城県地域福祉支援計画策定検討会議委員名簿 ······	(資) - 2 0

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）では、平成28年3月に「宮城県地域福祉支援計画（第3期）」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、小地域福祉活動の展開や安全安心な暮らしの確保などの地域づくり、福祉教育や人材育成などの人づくり、地域包括ケアや生活困窮者の自立支援など福祉サービスの基盤づくりなどに取り組んでまいりました。

しかし、依然として、少子高齢化や地方の過疎化、世帯規模の縮小などの傾向を強めているほか、人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が変化しております、地域における支え合い機能の低下も憂慮されます。

また、介護と子育てのダブルケアや8050問題、DV、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮など、複数の要因が絡まり複雑化した問題も顕在化しています。

こうした中、国においては「地域共生社会の実現」を掲げ、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、福祉施設でのクラスターの発生、外出機会の減少によるフレイル、DV・虐待の増加、生活困窮者の増加など、福祉の面にもこれまでにない様々な影響を与えております。

加えて、平成23年3月の東日本大震災の発生から節目となる10年が経過し、復興の取組は着実に進みましたが、被災された方々は、災害公営住宅等への転居に伴う環境の変化による孤立や心の問題も含め健康不安などの課題を抱えている場合もあり、今後も継続して見守り活動や交流活動の促進に取り組んでいく必要があるとともに、近年、大規模な自然災害も頻発しており、避難行動要支援者や避難した住民への対応を行う体制の整備も必要となっています。

県では、こうした県内の状況や国の改革の方向性を踏まえ、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、市町村における地域福祉の取組を引き続き支援するとともに、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう、「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2. 計画の位置付けと役割

(1) 市町村の地域福祉の推進を支援する計画

本計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から、市町村の地域福祉の取組の推進を支援するために策定するものです。

社会福祉法

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

(2) 県の地域福祉推進の方向性を示す計画

県の「新・宮城の将来ビジョン」では、県政運営の理念として「富県躍進！“PROGRESS Miyagi”～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」を掲げており、保健医療福祉分野については、政策推進の基本方向の4本の柱のうち、主に「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に位置づけられています。また、宮城県震災復興計画の後継の取組として、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」が掲げられています。

本計画は、地域福祉の観点から、こうした政策の実現に向けた取組を推進するための計画です。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

2015年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)」は、2030年を目標年にし、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

持続可能性の追求は、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県諸課題を解決する上で重要な要素であることから、「新・宮城の将来ビジョン」では、SDGsの特徴である「普遍性」、「包摂性」、「参画型」、「統合性」、「透明性と説明責任」や17

のゴール、169のターゲットの内容を理念や施策に反映することとしています。

本計画においても、多様な主体が連携して（参画型）地域福祉活動に取り組むことで、誰もがその役割を果たし、すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる（包摂性）持続可能な地域共生社会の実現を目指していきます。



本計画に関連するゴール

目標 1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う
目標 10	国内および各国間の不平等を減らす
目標 11	都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする
目標 16	接続可能な開発のための平和でだれとも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する

3. 県の他の計画との関係

本計画は、県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画となるものです。

このため、「新・宮城の将来ビジョン」が目指す方向性を踏まえるとともに、「みやぎ高齢者元気プラン」、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」、「みやぎ障害者プラン」、「再犯防止推進計画」等の各福祉関係計画による施策の効果的な推進のために、各分野に関し共通して取り組むべき事項を記載するものです。

4. 宮城県社会福祉協議会地域福祉推進計画との関係

県社会福祉協議会では、市町村社会福祉協議会・各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域的かつ公益的な観点で事業などを取り組むため「地域福祉推進計画」を策定しています。

県では、「地域福祉推進計画」に記載された取組と役割分担や連携を図りながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

5. 計画の期間

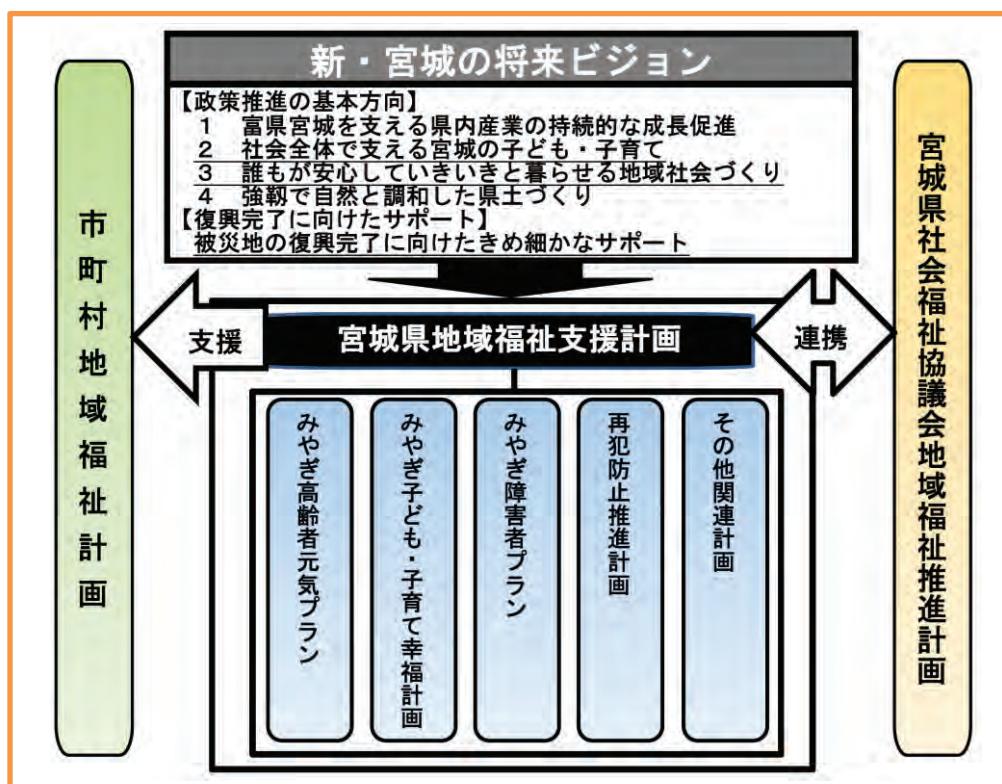
令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

6. 計画の推進体制

本計画における施策の実施に当たって、目標指標を設定し、県の関係部局や県・市町村社会福祉協議会、NPO等関係機関と連携を図りながら、その達成に努めます。

計画の進行管理と評価については、各市町村の地域福祉計画の進行状況を把握するとともに、計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら分析・評価を行います。また、各分野別計画の改定状況を踏まえ、指標の見直しを検討します。

点検結果を踏まえ、計画推進上の課題等については、関係者の意見を聴きながら適切に対応することとします。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

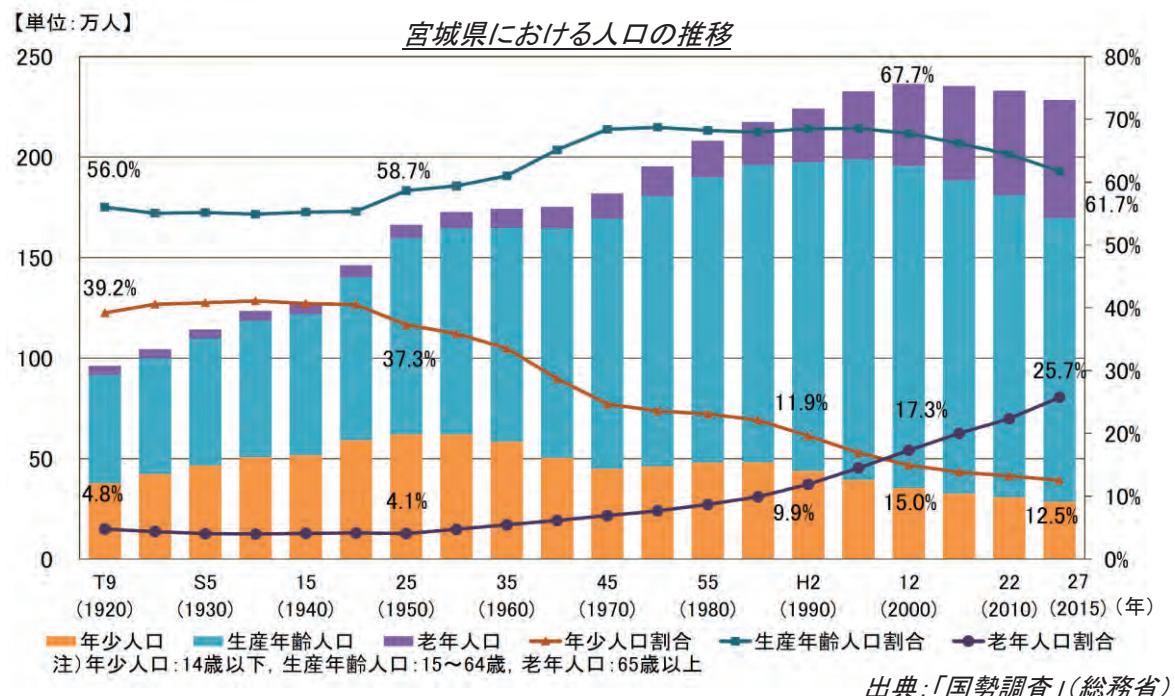
1. 地域社会の状況

(1) 将来人口の推移

①人口の推移（平成 27 年まで）

県の人口は、平成 15 年（2003 年）の推計人口の 237 万 1,683 人をピークに減少に転じ、平成 27 年（2015 年）の国勢調査による人口は、233 万 3,899 人となっていきます。

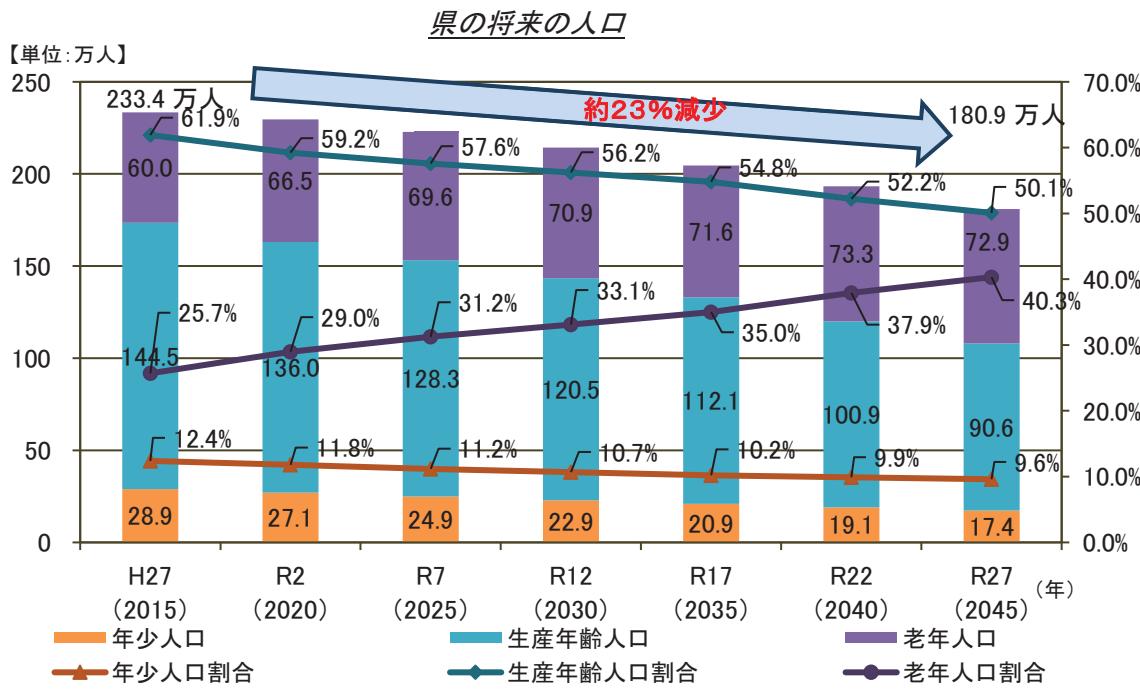
また、老人人口（65 歳以上）は、1990 年代以降急速に増加し、平成 12 年（2000 年）の国勢調査時に年少人口（14 歳以下）の割合を超えました。



②国の推計による宮城県の将来の人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 年（2045 年）の県の人口は、平成 27 年との比較で約 23% 減少し、約 180 万 9 千人になると見込まれています。

生産年齢人口（15 歳～64 歳）及び年少人口（14 歳以下）は今後さらに減少する一方、老人人口（65 歳以上）は増加し、令和 27 年（2045 年）の高齢化率は 40.3% に達すると見込まれています。

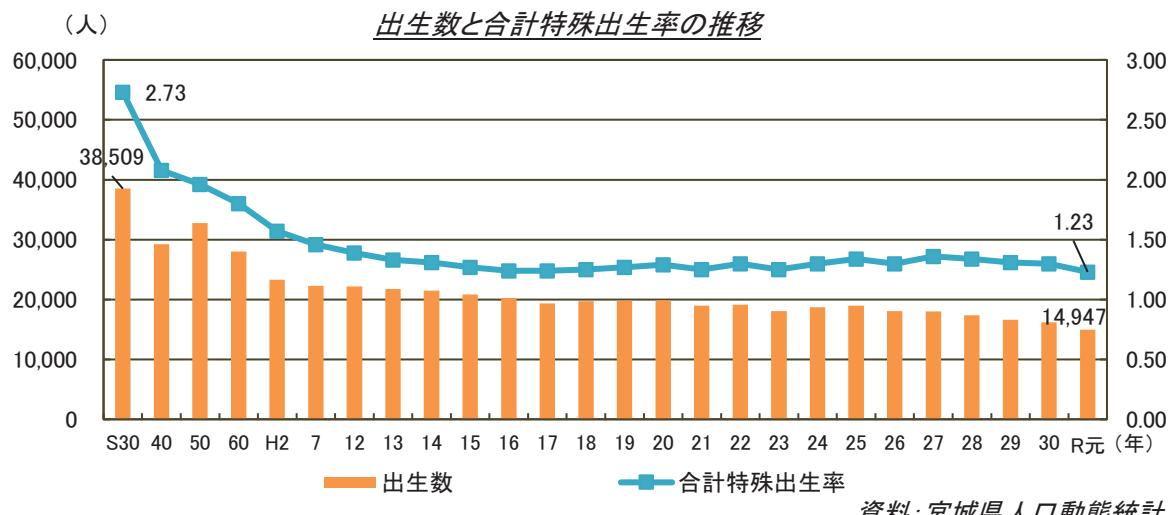


(2) 少子高齢化の状況

①出生数と合計特殊出生率の推移

県の出生数は減少傾向にあり、令和元年では14,947人となっています。また、1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.23となっており、人口が長期的かつ安定的に持続される標準的な水準である2.07を大きく下回っています。

その一方で、子どもの貧困問題も深刻であり、国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成30年の子どもの貧困率は13.5%となっており、子どもの貧困対策は喫緊の課題となっています。

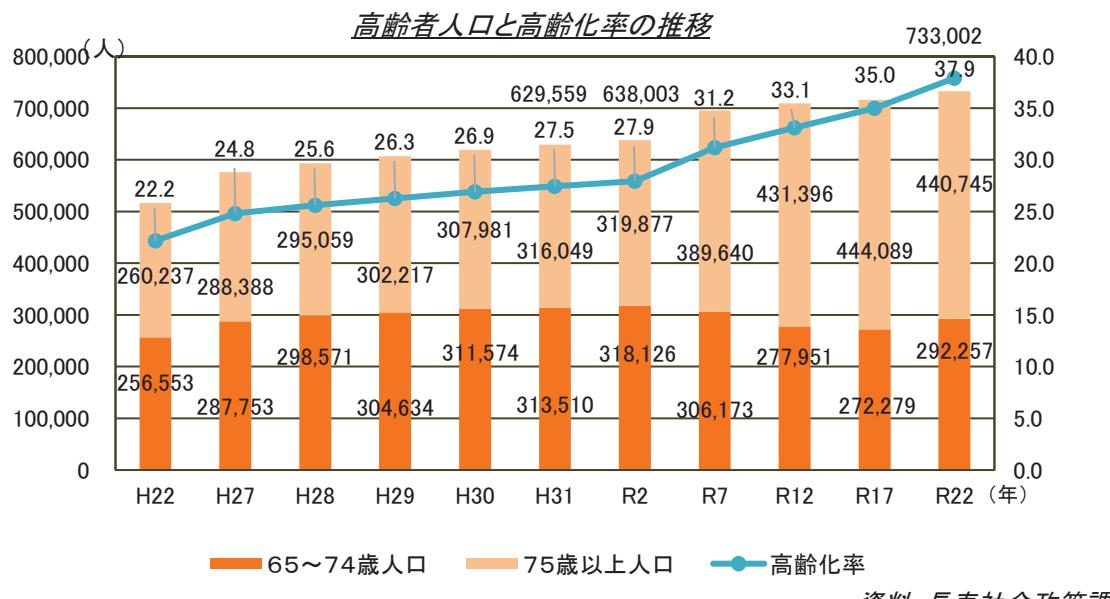


②高齢者人口と高齢化率の推移

日本の高齢化は他の先進国に例を見ないスピードで進行しており、県でも同様に高齢化が進行しています。

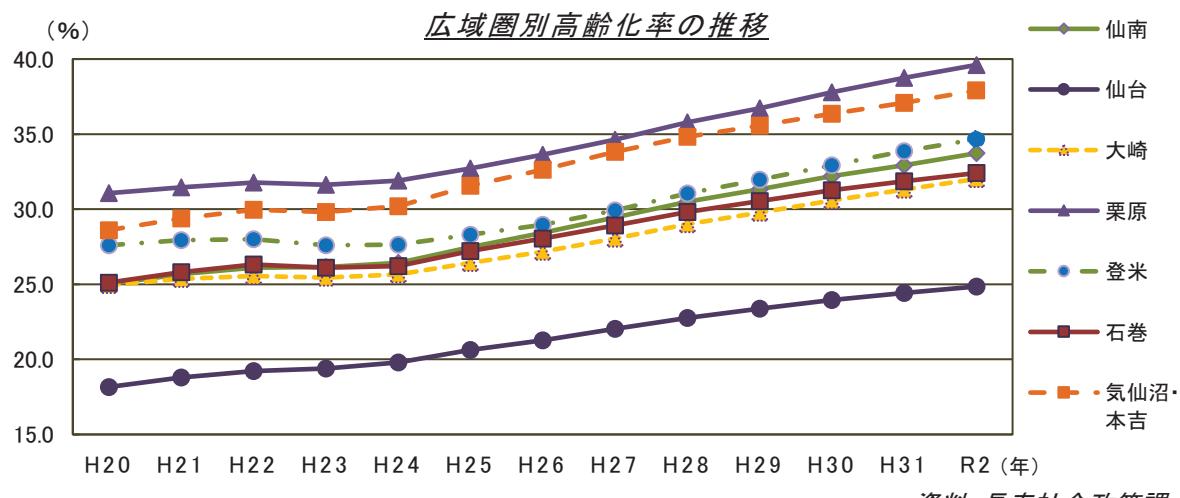
令和2年3月末現在、県の高齢者（65歳以上）人口は、638,003人となっており、総人口が減少している中で、高齢者人口の伸び率は対前年比1.3%の増加となっています。

また、令和22年の推計では、733,002人となっており、令和2年との比較では、14.9%の増加となっています。



資料:長寿社会政策課

令和2年における県の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は27.9%で、広域圏別高齢化率の状況は、栗原圏（39.6%）で最も高く、次いで気仙沼・本吉圏（37.9%）、登米圏（34.7%）、仙南圏（33.7%）、石巻圏（32.4%）、大崎圏（32.0%）、仙台圏（24.9%）となっています。



資料:長寿社会政策課

このような急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者も急激に増加することが見込まれていることから、各市町村で地域の実情に応じた地域包括ケア体制の整備を進めています。

地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)に掲げる指標の実績値

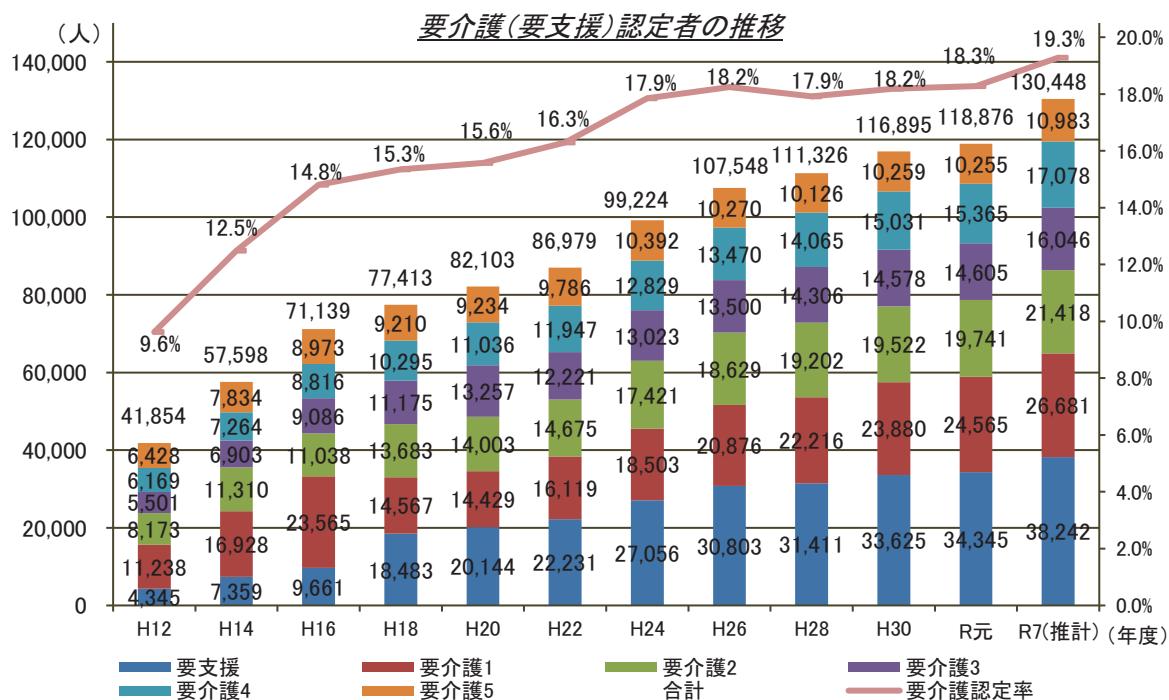
	プラン策定時	現況
訪問診療を行う診療所・病院数	301か所(H27)	315か所(H30)
在宅医療サービスを実施している歯科診療所のうち訪問診療(居宅)」の施設数	138か所(H26)	142か所(H29)
在宅医療サービスを実施している歯科診療所のうち訪問診療(施設)」の施設数	142か所(H26)	146か所(H29)
自宅で最期を迎えた人の割合	14.6%(H27)	14.9%(H29)
高齢者福祉施設で最期を迎えた人の割合	5.4%(H27)	6.1%(H29)
看護師数(人口10万対)	821.4人(H28)	867.3人(H30)
訪問看護ステーションの従業者数	780.5人(H27)	998人(H29)
小規模多機能型居宅介護事業所数	66か所(H29.12)	77か所(R2.6)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	15か所(H29.12)	19か所(R2.6)
介護職員の人数	30,931人(H28)	31,960人(H30)
生活支援コーディネーター養成研修終了者数	526人(H29.12)	841人(R1)
週1回以上実施される住民運営による通いの場参加率	1.0%(H29.3)	1.9%(H30)
認知症サポートー数	180,597人(H29.9)	238,703人(R2.3)

資料:長寿社会政策課

(3) 支援を要する人たちの推移

①要介護・要支援認定者の推移

要介護・要支援認定者については増加傾向にあり、令和元年度末では、118,876人となっています。今後も支援が必要になる可能性が高い後期高齢者数の増加に伴い、増加することが見込まれ、令和7年度では、13万人を上回ると推計されています。

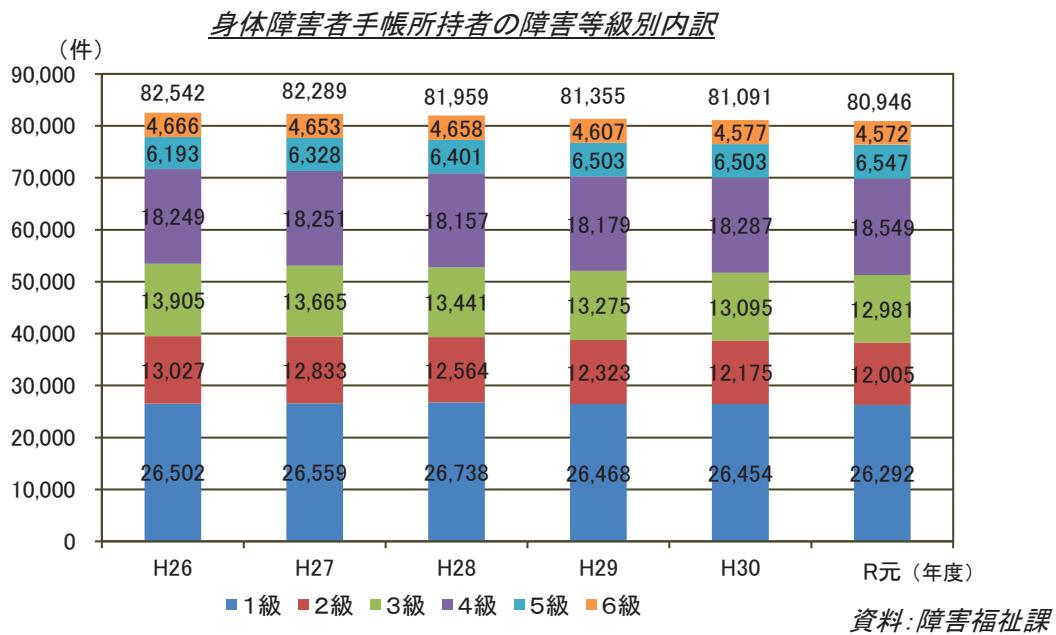
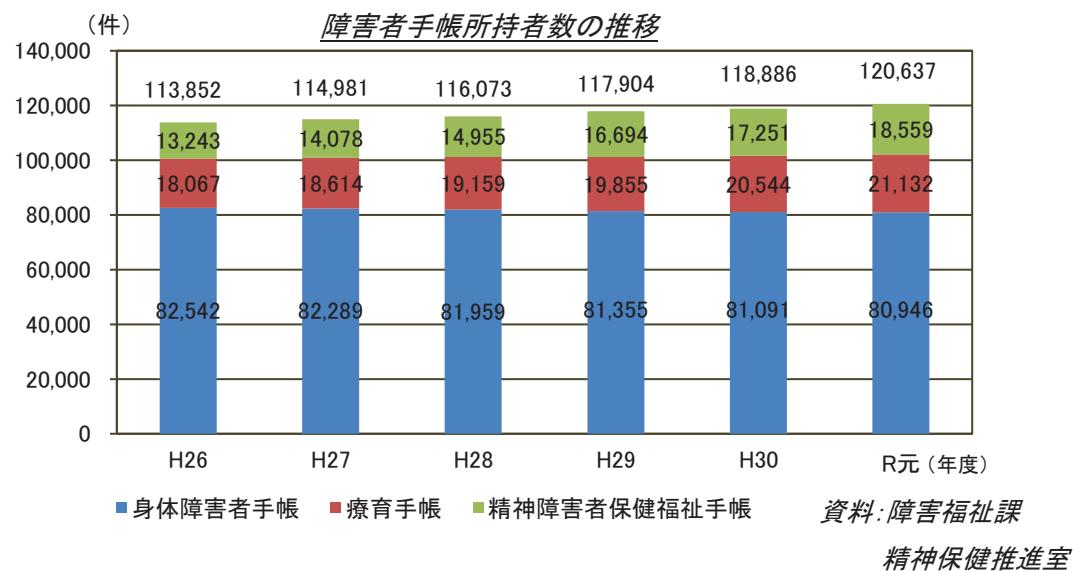


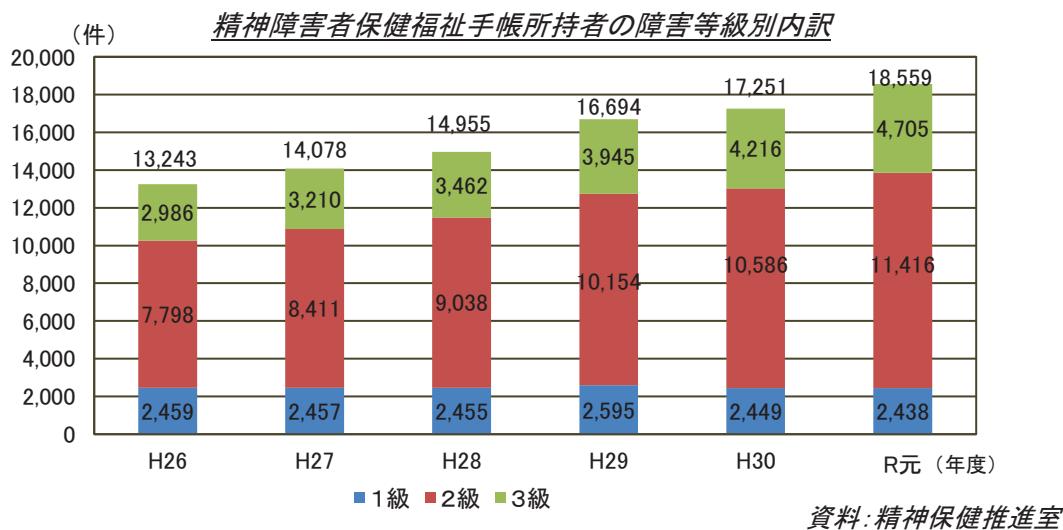
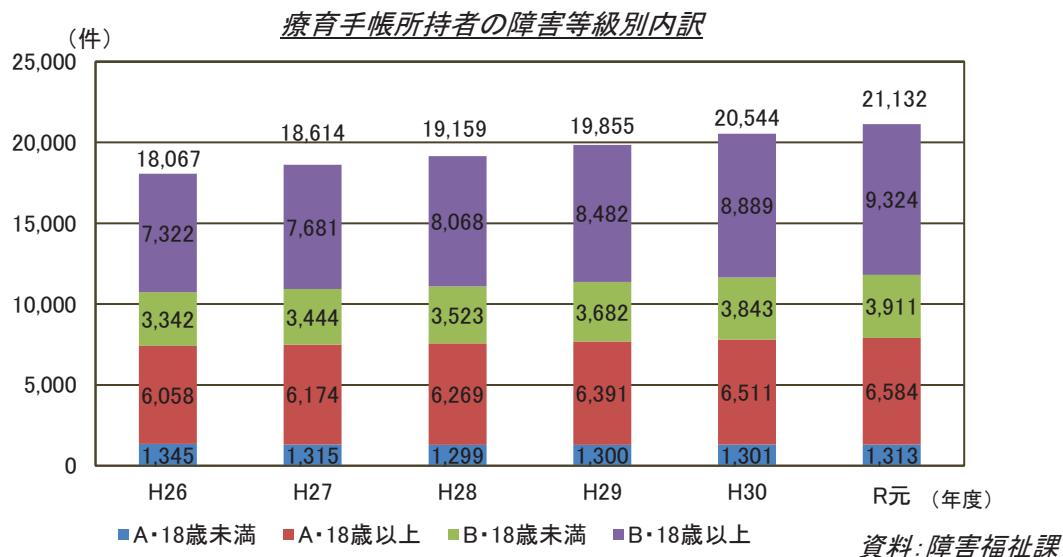
資料:長寿社会政策課

②障害者の推移

令和元年度における障害者手帳の所持者数は、身体障害者手帳が80,946件、療育手帳が21,132件、精神障害者保健福祉手帳が18,559件となっております。

障害者手帳の交付件数の全体数は年々増加しており、平成26年度が113,852件だったのに対して、令和元度年は120,637件となっています。

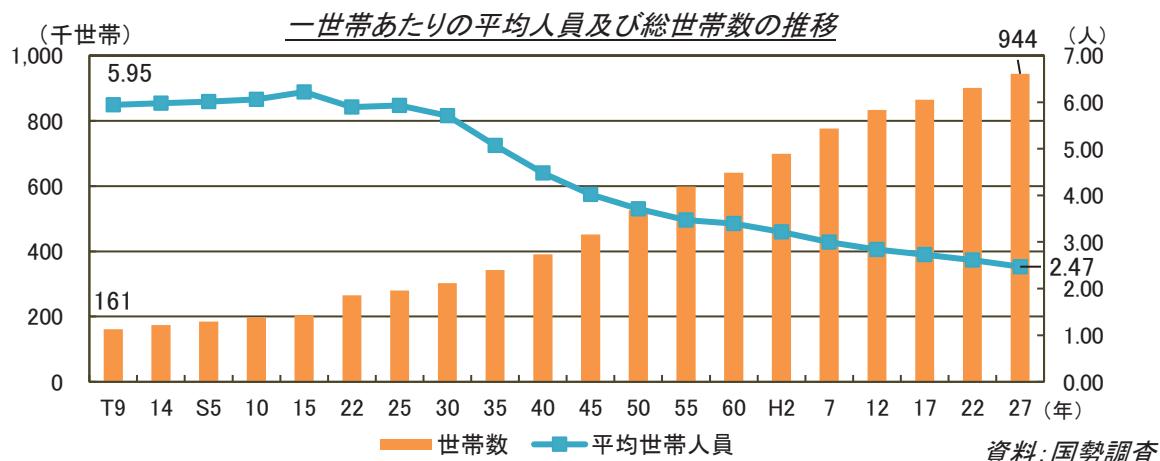




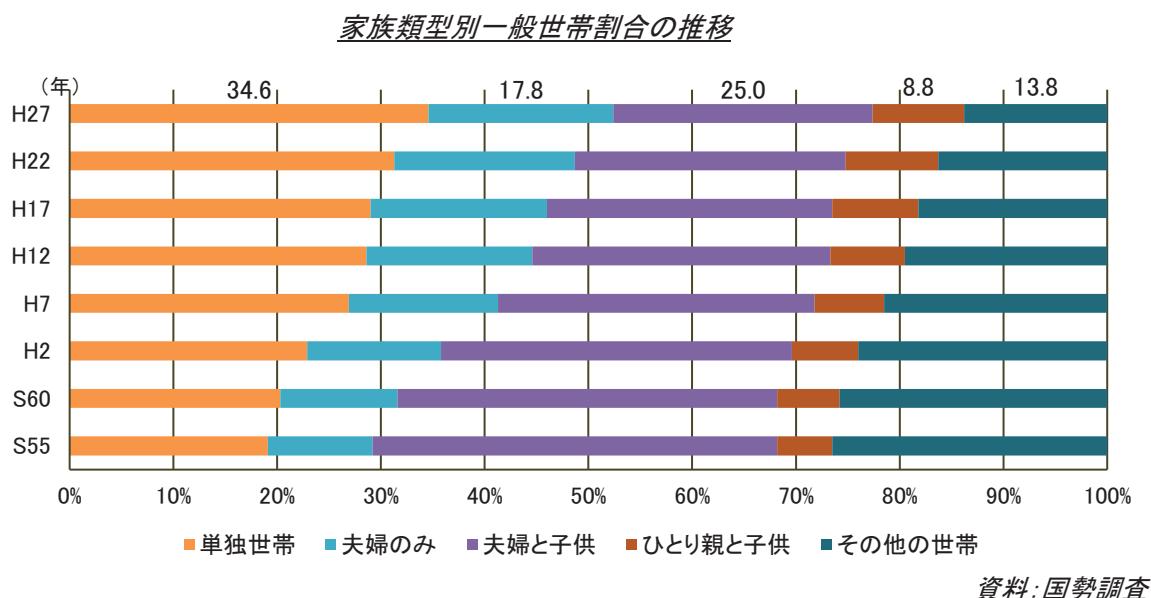
(4) 世帯構成の推移

①単独世帯と核家族世帯の推移

県の世帯数は増加していますが、一世帯当たりの平均人員は減少傾向にあり、平成27年では2.47人となっています。



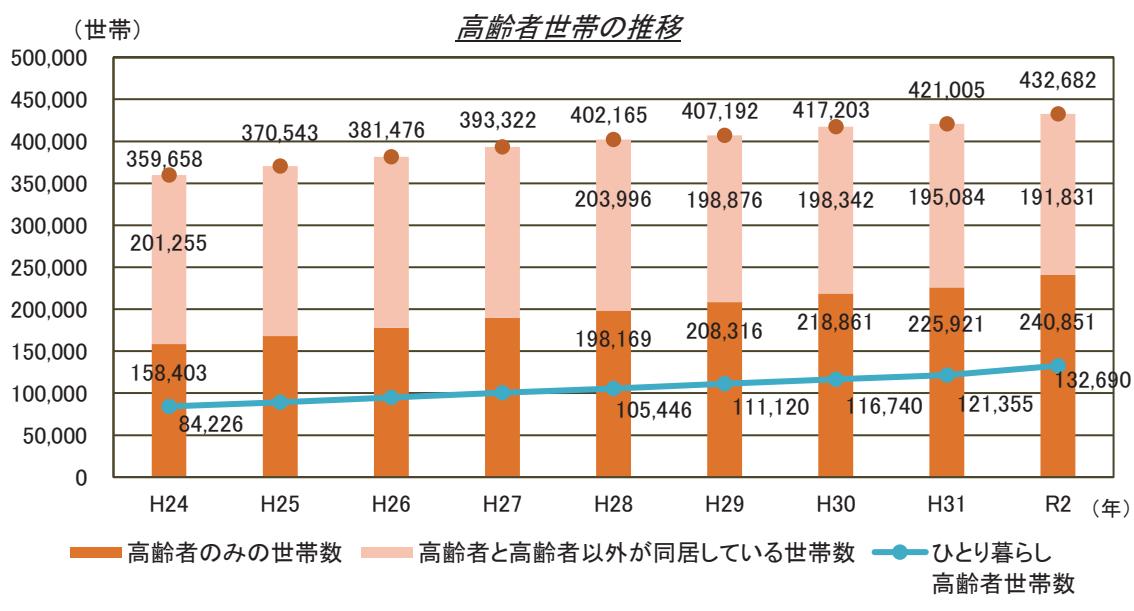
総世帯数に占める単独世帯（一人暮らし世帯）の割合は増加傾向にあり、平成27年では34.6%を占めています。



②高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、増加傾向にあり、平成24年の359,658世帯に対して、令和2年は432,682世帯で20.3%の増加となっています。

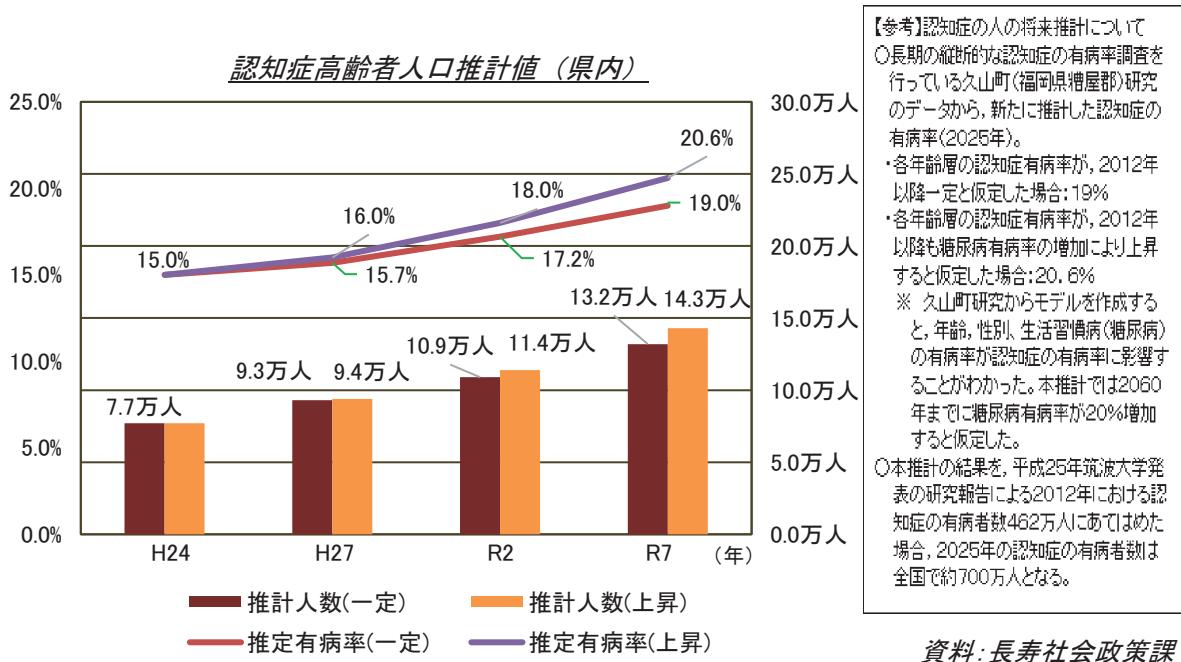
このうち、ひとり暮らしの高齢者世帯数の伸びが顕著で、平成24年の84,226世帯に対して、令和2年は132,690世帯で57.5%の増加となっています。



(5) 地域課題の顕在化

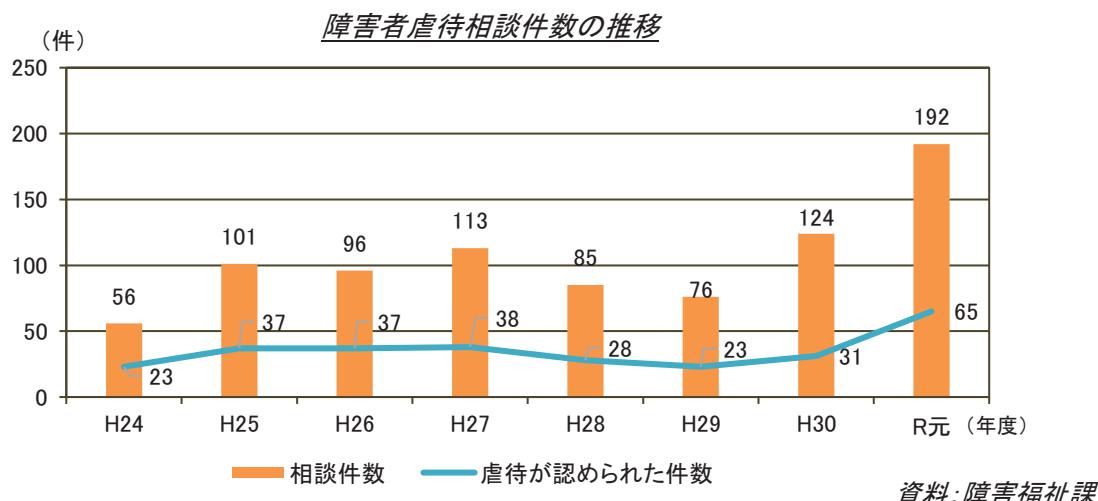
①認知症高齢者の推移

県の認知症高齢者数は、国が推計した高齢者人口に占める認知症高齢者の比率を用いて推計すると、平成27年には9.3万人（一定）から9.4万人（上昇）だったのに対し、令和7年には13.2万人（一定）から14.3万人（上昇）に増加となります。



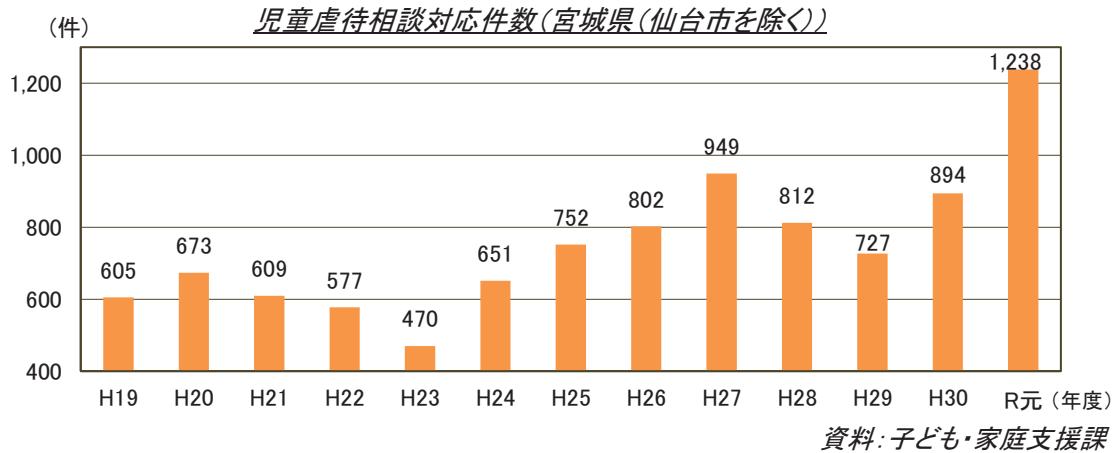
②障害者虐待相談件数の推移

県の障害者への虐待の相談件数は、年度によって増減があり、平成24年度は56件だったのに対して、令和元年度は192件となっています。平成24年度から平成30年度までの虐待が認められた件数は、20件代から30件代で推移していましたが、令和元年度には65件と大きく増加しています。



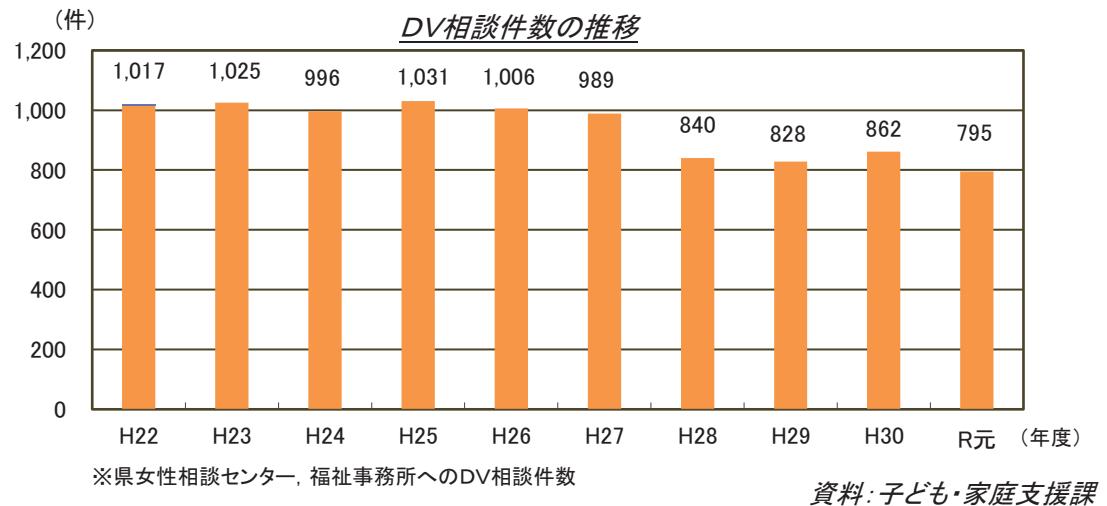
③児童虐待相談件数の推移

仙台市を除く県の児童虐待の相談件数は年度によって増減がありますが、平成29年度には727件だったのに対し、令和元年度には1.7倍の1,238件と大きく増加しています。



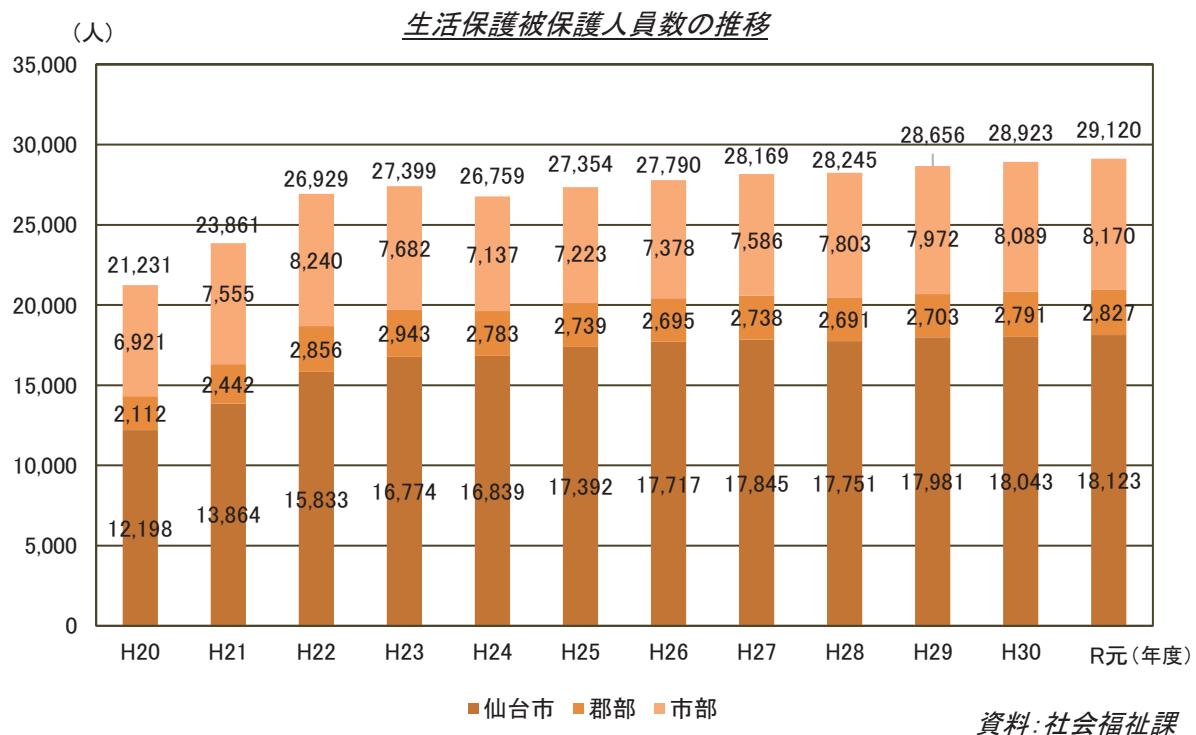
④DV相談件数の推移

県のDVの相談件数は平成22年度には1,017件だったのに対し、令和元年度には795件に減少しておりますが、依然として高い水準にあります。

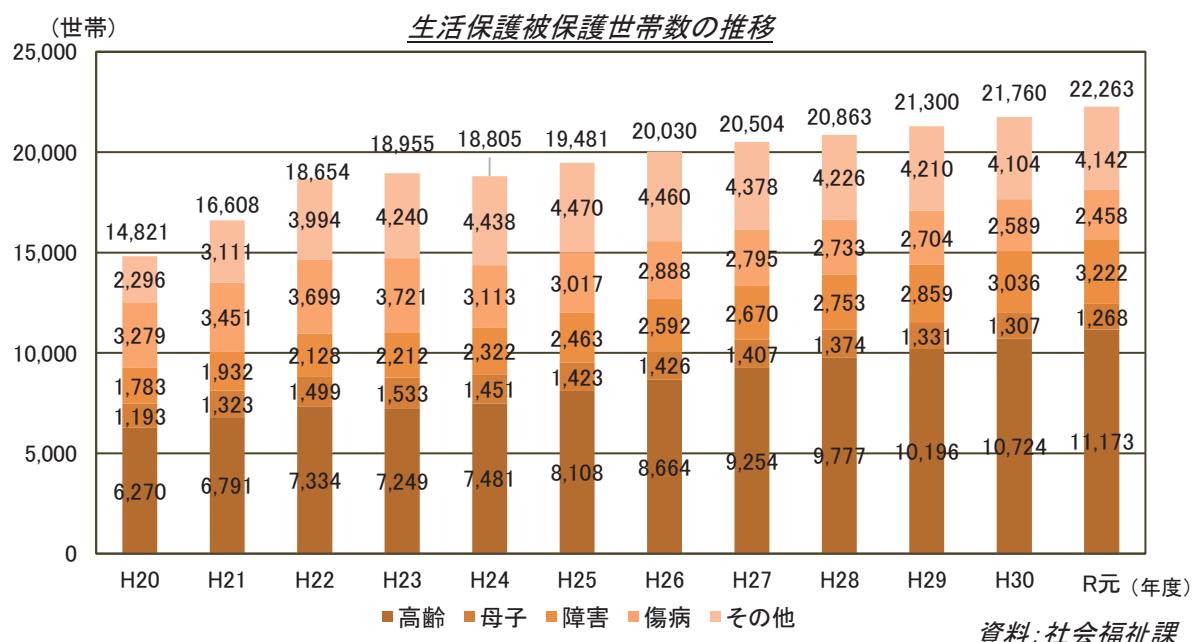


⑤生活保護の推移

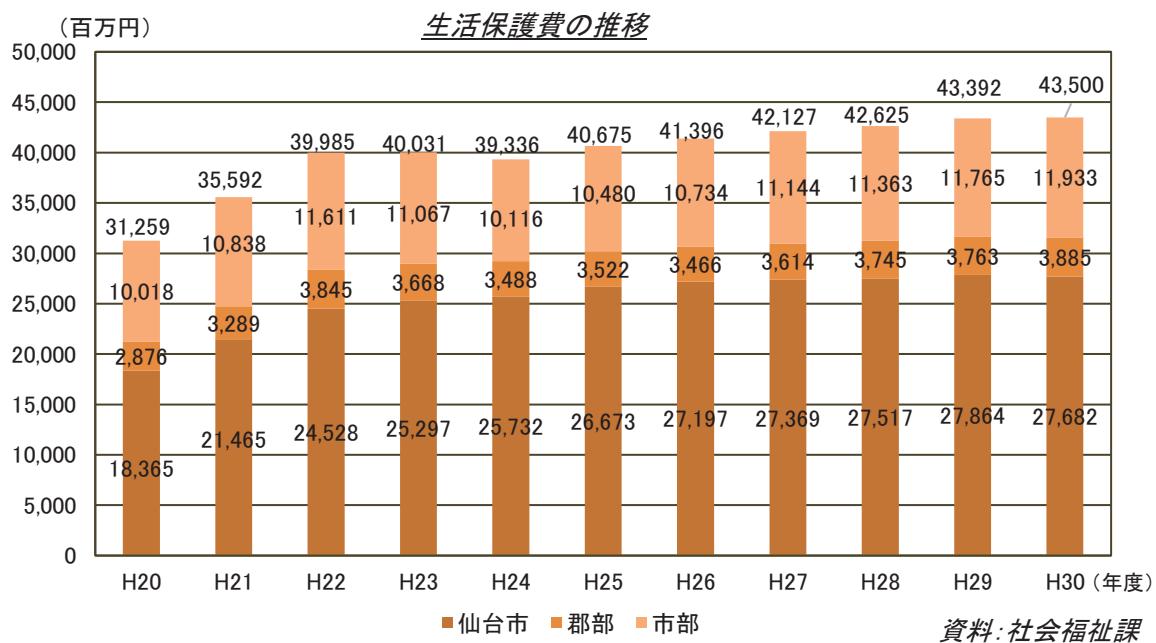
県の生活保護被保護人員数は、東日本大震災直後は被災者支援施策等で減少も見られましたが、その後、単身高齢者の生活保護申請が増加していることなどにより、微増傾向が続いており、令和元年度は29,120人となっています。



令和元年度の県の生活保護被保護世帯数は、22,263世帯となっています。県全地域で高齢者世帯の増加が目立っています。



平成30年度の県の生活保護費は43,500百万円で、平成20年度の31,259百万円と比較して39.1%の増加となっています。



⑥生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数の推移

生活困窮者自立相談支援センターについては、町村部の方の相談は県内を南部圏域と北部圏域に分け、南部圏域は南部自立相談支援センターの仙南事務所（大河原町）、宮城黒川事務所（塩竈市）を、北部圏域は北部自立相談支援センターの北部事務所（大崎市）、東部・気仙沼事務所（石巻市）を設置して対応しています。また市部の方の相談は、各市に自立相談支援センターを設け対応しています。

生活困窮者自立相談支援センターを設置した平成27年度以降、相談件数は増加しており、平成30年度及び令和元年度の相談件数は、県合計で6,000件を越えています。

生活困窮者自立相談支援センターへの相談件数
(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R元	計
県所管分(町村分)	670	990	984	1,095	1,254	4,993
市所管分	3,494	4,292	4,604	5,089	4,851	22,330
県 計	4,164	5,282	5,588	6,184	6,105	27,323

資料:社会福祉課

⑦ひとり親世帯の状況

仙台市を除くひとり親世帯数は、平成30年8月1日現在、母子世帯が、12,063世帯、父子世帯が1,323世帯、寡婦世帯が1,900世帯となっています。

平成27年度の国勢調査による仙台市を含んだ世帯数は、母子世帯が20,040世帯、父子世帯が3,955世帯となっています。

ひとり親等世帯数

宮城県ひとり親世帯等実態調査世帯数(仙台市を除く) (単位:世帯)

	母子世帯	父子世帯	寡婦世帯
前回調査(平成25年度)	13,104	1,638	2,141
今回調査(平成30年度)	12,063	1,323	1,900

平成30年8月1日現在

平成27年度国勢調査結果 (単位:世帯)

	母子世帯	父子世帯
仙台市	8,348	1,154
仙台市以外	11,692	2,801
計	20,040	3,955

資料:子ども・家庭支援課

⑧ひきこもり相談件数の推移

ひきこもり状態にある方やその家族からの相談件数については、平成26年度は、電話相談117件、面接延べ272人だったのに対し、令和元年度は、電話相談269件、面接延べ572人と増加しています。

宮城県ひきこもり地域支援センターにおける相談件数

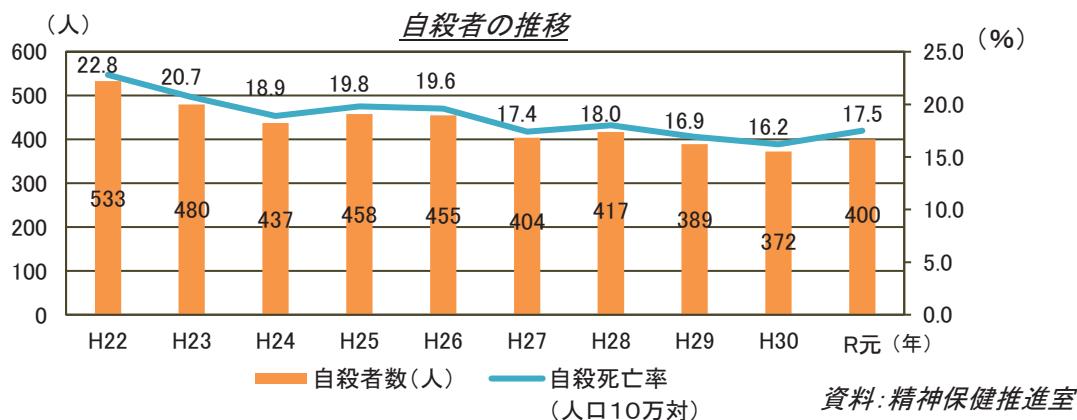
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
電話相談		117	107	130	157	191	269
面接	実人数	49	92	94	100	115	112
	延人数	272	377	527	529	610	572

資料:精神保健推進室

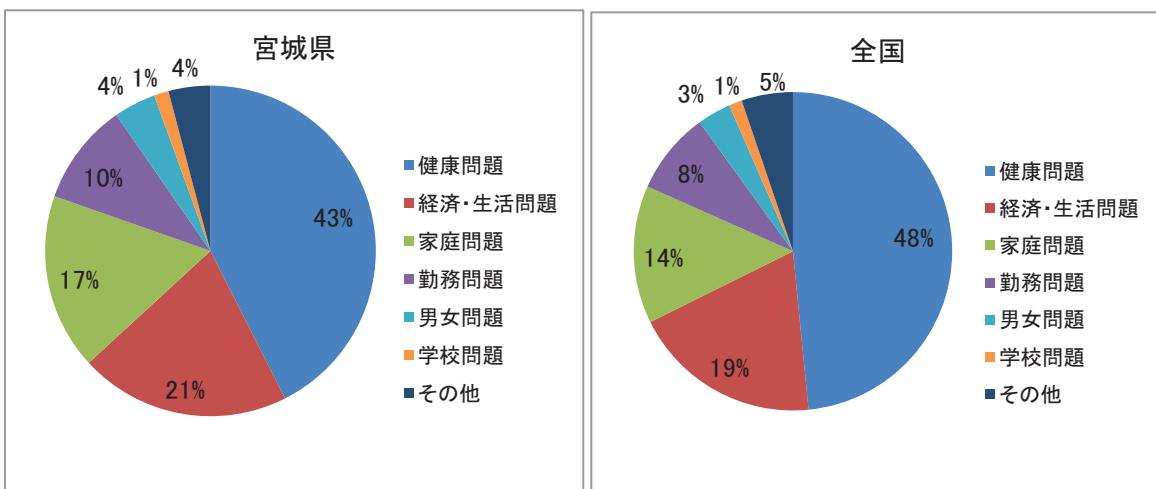
⑨自死の推移

平成22年以降の自殺者数及び自殺死亡率は、減少傾向にありました。令和元年は、前年より増加しています。

自死の原因については、県、全国ともに健康問題が最も多く、以下、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題の順となっています。



資料:精神保健推進室

自死の原因・動機(H21(2009)～H28(2016)合計)

資料:精神保健推進室

(6) 地域福祉の担い手の状況

①保育士等の推移

令和元年10月1日現在における保育士数は10,708人、保育所数は765か所、不足保育士数は866人となっています。

保育士及び保育所の数は増加しているものの、不足保育士数も増加しています。

保育士等の推移

(単位:人、か所)

	H28	H29	H30	R元
保育士数※ ¹	7,788	8,168	10,222	10,708
保育所数※ ²	422	449	738	765
不足保育士数※ ³	372	530	760	866

資料:子育て社会推進室「県内保育所及び認定こども園における保育士数調べ」

基準日はそれぞれ10.1時点

※¹ H28、H29の保育士数は認可保育所、認定こども園に所属する保育士数。

H30以降は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に関わる保育士数を合算した数。

※² H28、H29の保育所数は認可保育所、認定こども園の数。

H30以降は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業の数。

※³ H28、H29の不足保育士数は認可保育所、認定こども園からの聞き取り不足数。

H30以降は、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業からの聞き取り不足数。

《地域型保育事業:小規模保育事業(定員6～19人)、家庭的保育事業(定員1～5人)、

事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業》

②介護職員数の需要推計と供給推計

介護職員数の需給推計では、宮城県における令和7年度に必要とされる介護職員数は41,413人で、需給ギャップは4,188人と見込まれております。

介護職員数の受給推計及び実績

(単位:人)

年度	R元	R3(見込)	R4(見込)	R5(見込)	R7(見込)
需要(推計)数(A)	34,548	36,785	37,803	38,942	41,413
供給(推計)数(B)	32,425	36,024	36,379	36,695	37,225
供給(実績)数(C)	32,870	—	—	—	—
推計における差【(A)-(B)】	2,123	761	1,424	2,247	4,188
実績における差【(A)-(C)】	1,678	—	—	—	—

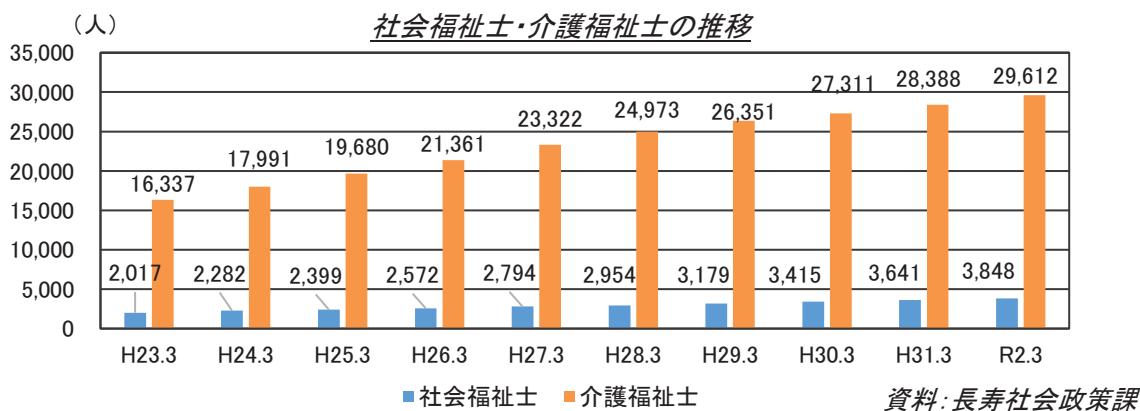
※厚生労働省の介護人材需給推計ワークシートによる宮城県における推計値

※供給(実績)数は、介護サービス情報公表システム等による

資料:長寿社会政策課

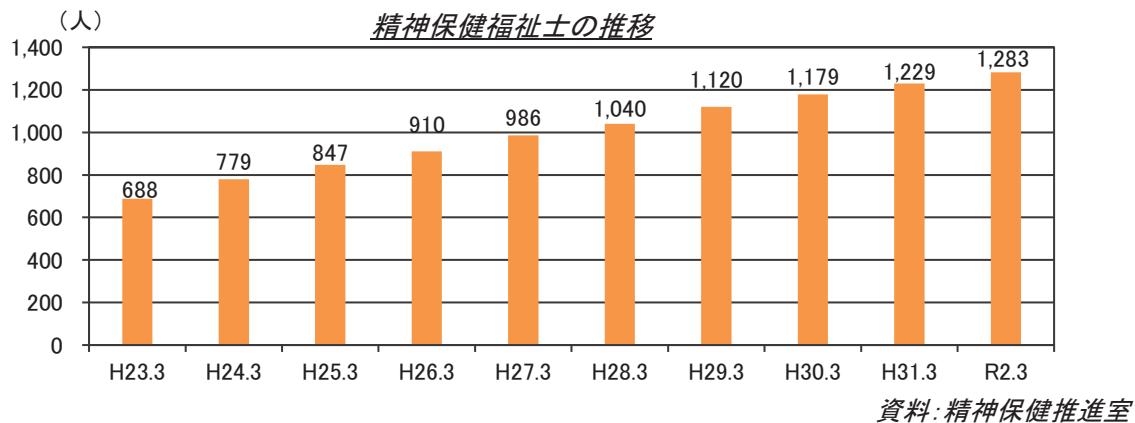
③社会福祉士・介護福祉士の推移

県における登録者数は、令和2年3月末現在で、社会福祉士が3,848人、介護福祉士が29,612人となっています。



④精神保健福祉士の推移

県における精神保健福祉士の登録者数は、令和2年3月末現在で、1,283人となっています。



⑤民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は、安心して暮らせる地域づくりのため、地域住民の立場で、生活や福祉に関する相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供するなど、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っています。

県（仙台市を除く）の民生委員・児童委員は、令和元年12月1日現在で、定数3,092人に対し、委嘱されている委員数は2,915人となっており、充足率は94.3%となっています。

民生委員・児童委員の状況

	定数	委員数	充足率
民生委員・児童委員	2,853人	2,687人	94.2%
主任児童委員	239人	228人	95.4%
計	3,092人	2,915人	94.3%
全国 計	239,682人	228,206人	95.2%

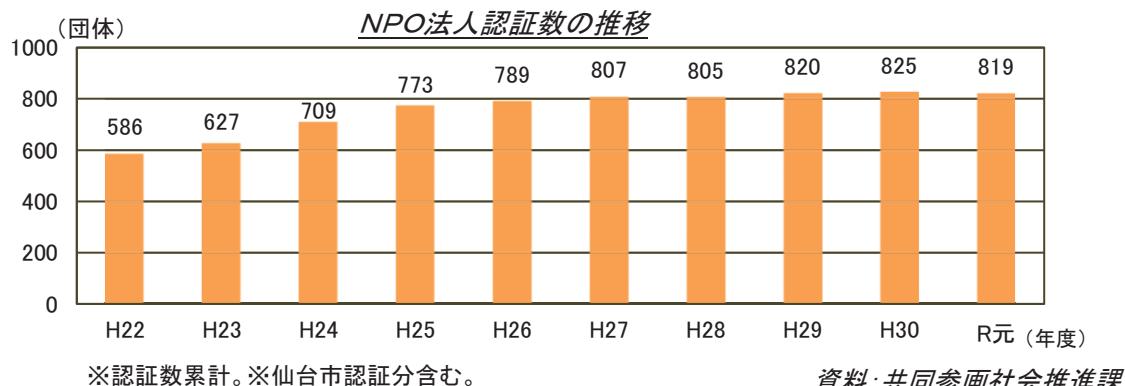
令和元年12月1日現在（仙台市を除く）

資料 社会福祉課

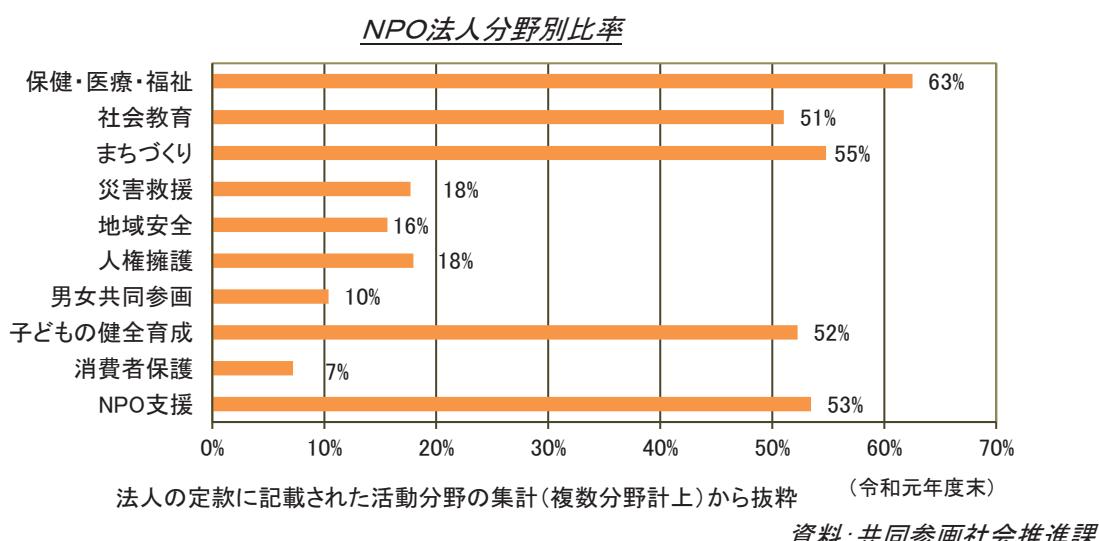
⑥NPO法人の推移

令和2年3月31日現在の県のNPO法人の設立認証数は819団体となっています。

法人格を取得する県のNPO法人数は、東日本大震災後に増加傾向が見られましたが、平成26年度以降、その伸びは鈍化しています。



令和2年3月31日現在の活動分野別の構成比では、高齢者や障害者を対象とした生活支援等の「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人は63%に達しています。また、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が52%に達しているなど、地域福祉に関連した活動を行っているNPO法人が多くなっています。



⑦社会福祉施設等の状況

社会福祉施設数は、令和元年7月1日現在、老人福祉施設等が2,368施設、障害福祉サービス事業所等が1,682施設、児童福祉施設等が901施設となっています。

社会福祉施設数等の状況 (施設,法人)

	施設数	定員
保護施設	2	250
老人福祉施設等	2,368	53,066
介護保険施設等	256	8,889
障害福祉サービス事業所等	1,682	20,202
児童福祉施設等	901	44,562
婦人保護施設	1	20
母子・父子福祉施設	1	
その他の施設	99	
計	5,310	126,989

令和元年7月1日現在

⑧社会福祉法人の状況

社会福祉法人数は、令和元年7月1日現在、施設経営法人219法人、社会福祉協議会36法人となっています。

社会福祉法人数の状況 (法人)

種別	仙台市	仙台市以外	合計	
社会福祉法人	施設経営法人	85	134	219
	うち厚生労働省所管法人	2	0	2
	社会福祉協議会	2	34	36
	その他	4	0	4
計	91	168	259	

※仙台市…仙台市内に事業所がある法人等(仙台市、厚生労働省)

仙台市以外…仙台市以外に事業所がある法人等(県・一般市・他都道府県)

令和元年7月1日現在

2. 地域福祉をめぐる課題

- ◇ 近年の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策や障害者福祉施策等、その時のニーズに応じた法制度の整備などにより、それぞれの分野ごとに内容も充実してきました。
- ◇ 一方、少子・高齢化の進行と相まって、核家族化や単身世帯の増加、価値観の多様化等により、支え合いの機能が低下し、家庭や地域、職場など社会が持っていた連帯感の希薄化が進んでいます。
- ◇ 県内的人口は仙台都市圏に集中しており、仙台都市圏以外の地域では一貫して減少しております。県全体では平成15年をピークに人口が減少し、今後さらに減少すると見込まれています。特に、東日本大震災の被災市町の多くで大幅な人口減少が進んでおり、高齢化、災害公営住宅等への転居等により地域とのつながりが希薄になるなど、コミュニティの形成に関する全国的な課題が、県内においても顕著となっています。
- ◇ 高齢者など支援を必要とする人の割合は増加しており、介護職員などの担い手不足、人口減少による税収等の減少、社会保障関係経費の増加など、将来的には公的な福祉サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- ◇ 高齢の親が50歳代のひきこもり状態にある子どもの生活を支えている世帯（いわゆる「8050世帯」）への支援、ひとり暮らしの認知症高齢者など、問題解決能力はもとより福祉サービスの利用そのものの理解が困難な住民への対応、認知症の高齢者と障害のある子どもがいる家庭など複数の課題がある世帯への対応、地域から孤立し、福祉サービス等の支援も拒否するなど健康的な生活が維持できないセルフネグレクト等、多種多様な問題が増えると想定されます。
- ◇ 子育てについては、祖父母や近隣住民の協力を得られず孤立してしまう場合もあり、相談・支援体制の構築が必要とされております。
- ◇ 障害者が、地域で生きがいをもって生活できるよう、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが重要です。
- ◇ 介護や子育て等に伴うストレスが一因と思われる高齢者や児童への虐待のほか、配偶者からの暴力（DV）による被害が深刻化しております。地域において、住民一人ひとりが虐待、DV等に対する理解と関心を持ち、早期対応していくことが重要です。
- ◇ 金銭面などの不安感も増している中で、経済的に困窮している方は社会的にも孤立している場合があり、早期の支援が必要です。
- ◇ このような課題は、地域で生活している人々が最初に気づくものであり、また

身近でなければ早期発見が難しいことから、地域住民と行政や関係機関が一体となって解決していかなければなりません。

3. 福祉施策の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ◇ 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
- ◇ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものです。
- ◇ 地域共生社会の実現に向けて、厚生労働省では、平成2年7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、平成29年2月に「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」をとりまとめ、改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げています。

(2) 社会福祉法の改正

- ◇ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、2度にわたり社会福祉法の改正が行われました。
- ◇ 平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念や、その実現に向けた取組の方向性が示されました。また、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること、市町村及び都道府県はそれぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めるとともに、策定に際しては、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。
- ◇ 令和3年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の整備を行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等が規定されました。

(3) 生活困窮者自立支援法の改正

- ◇ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある

方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的として平成27年に生活困窮者自立支援法が制定されました。また、平成30年10月の改正により就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施する努力義務が創設されるなど、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されました。

(4) 児童福祉法の改正

◇ 平成28年5月に児童福祉法が改正され、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等、児童福祉法の理念の明確化とともに、児童虐待に関して発生予防から自立支援まで一連の対策を強化することや妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」に関する規定が設けられました。

(5) 障害者総合支援法等の改正

◇ 平成28年5月に障害者総合支援法が改正され、施設利用者の円滑な地域移行等のために、「自立生活援助サービス」が新たに創設されました。

◇ また、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すため、行政機関が事業者等に合理的配慮を求めた障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。

(6) 自殺対策基本法の改正

◇ 平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、基本理念として、自殺対策は、生きることの包括的な支援として実施されなければならないこと及び保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないことが追加されました。

(7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

◇ 成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理、その他日常生活に支障のある者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、基本方針等を定め、制度の利用促進を推進することとされました。

(8) 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

◇ 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、共に支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

2. 基本的な視点

上記の基本理念を実現するため、本計画では次の基本的な視点を定めます。

- 1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進
- 2 ネットワークによる活動の促進
- 3 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成

(1) 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進

- ◇ 少子高齢化の進行等による人口の減少により、地域力の低下が危惧されていますが、地域の力を持続・強化できるよう、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、住民が地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まっています。
- ◇ 東日本大震災の経験から、地域で支え合う体制の必要性が再認識され、サポートセンターが中心となり見守り活動や、地域でのつながりづくりが進められており、震災からの復興とともに地域における支え合いへの移行への取組が進んでいます。
- ◇ 地域共生社会を実現するためには、地域住民が主体となり、地域の困りごと、心配ごとといった地域生活の課題を共有するとともに、解決のため目標を定め計画的に取り組む「市町村地域福祉計画」を策定する必要があります。
- ◇ 今後、住民が地域で支え合い、地域を共につくっていく取組が県内全域に広がっていくことを目指します。

(2) ネットワークによる活動の促進

- ◇ 複雑化した課題や、各制度の狭間にある課題に対応するため、支援機関や行政など多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。

- ◇ 包括的な相談支援体制の構築では、個別の相談支援の力量だけでなく、地域内の相談支援機関のネットワーク化が重要であり、住民組織、福祉関係者、相談支援機関及び行政等、幅広い関係者のコーディネート機能を適切に発揮できるネットワークの構築が必要となります。
- ◇ 地域共生社会の実現に向け、複合化した課題を包括的に受け止める相談支援体制づくりが必要です。
- ◇ 地域の体制を構築するため、地域の課題をマネジメントし、地域への支援と個別問題への取組を平行して行う視点を持った福祉人材の育成が必要です。

(3) 東日本大震災の被災者支援と地域コミュニティの再生・形成

- ◇ 被災地域において、各地にサポートセンターが設置され、被災者の日常生活を支えるため、総合相談支援、生活支援及び地域交流等、被災者の見守りやコミュニティ形成の支援等を行ってきました。
- ◇ サポートセンターは、市町社会福祉協議会のほか、NPOや民間企業など様々な団体によって設置され、地域住民や自治会、民生委員と連携し、地域との関係に重みを置き、見守りや支え合いを重視した特色ある活動を行いました。
- ◇ サポートセンターにおいては、LSA（生活支援員）や生活相談支援員等が活動の担い手となり、福祉専門職のみならず、被災した多くの地域住民が研修等によりスキルアップし、仮設住宅や災害公営住宅等で健康・生活面の見守り・相談支援と住民交流サロンの開催などの地域支援を担いました。
- ◇ また、宮城県社会福祉士会が県からの委託により宮城県サポートセンター支援事務所を設置し、プラットフォームとしての役割を持ち、多機関が参加したネットワークにより支援を行い、また、中間的支援組織として、市町村の課題を吸い上げ、研修と支援のプログラムを開発し地域に応じた支援を行うとともに、専門職への支援に加え地域福祉である住民の支え合い活動を支援しました。
- ◇ 震災から10年が経過し、被災市町においては、日頃からの「地域における支え合い活動」の大切さが改めて認識されるとともに、地域住民自らが復興に向けて地域コミュニティを再構築しようとする様々な取組が展開され、連帯感の醸成や地域福祉活動の促進が図られました。
- ◇ 一方で、環境の変化に伴う災害公営住宅入居者の健康問題や孤立防止のため、見守り・相談支援や地域コミュニティ形成の取組への支援が引き続き必要となっています。
- ◇ 被災地で行われてきた地域交流サロン等の取組など、被災者支援での経験やスキルを活かし、住民同士の「地域における支え合い活動」として展開していく必要があります。

3. 取組の方向性

自助・互助・共助・公助の考え方のもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現を図るため、次の6つの方向性に沿って取り組んでいきます。

(1) 地域共生社会実現のための体制整備

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化し、相談を包括的に受け止める体制づくりが必要です。また、誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、住民主体の支え合いや関係機関とのネットワークづくりが重要です。

市町村における包括的な支援体制の整備の促進や地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくりを支援していきます。

(2) 地域福祉活動の推進

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心していきいきと暮らせる地域を築くためには、共に支え合っていくことが重要です。また、ひきこもり状態にある方や自死に追い込まれつつある方、生活困窮者などの社会的に配慮を要する方々への対応が必要です。

子育て世帯への支援や高齢者への見守り、障害者の社会参画を支援するとともに、社会的に配慮を要する方々に対する方策を推進していきます。

(3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

地域全体で支え合う地域福祉を推進していくためには、多くの人々が福祉活動の担い手として活動していくことが望まれます。また、福祉サービスを必要としている方に、安心して良質なサービスを提供するためには、福祉・介護サービスに従事する人材の確保を図るとともに資質の向上が必要です。

生涯を通じた福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉を推進していくために重要な役割を担うNPOやボランティアの活動を促進していきます。さらに、福祉従事者の人材確保と資質向上のほか、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人づくりを支援していきます。

(4) 福祉サービスの質の向上

事業者が第三者による福祉サービスの質の評価を受けることにより、利用者への質の良い福祉サービスの提供につながります。

福祉サービスの向上につなげるため、第三者評価の受審を働きかけるとともに、多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や第三者評価の受審が円滑に行われるよう評価機関の育成に努めます。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、「地域における公的的な取組」の実施が責務化されています。小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう支援していきます。

(5) 災害や感染症への対応

災害発生時には、高齢者や障害者など要配慮者の安全、安心を確保するため、避難支援体制を構築するとともに、避難所などにおいて福祉的な支援を行う必要があります。また、新型コロナウイルス感染症は、福祉の面でもこれまでにない様々な影響を与えており、今後の感染症対策に対応しながら地域福祉を進めていく必要があります。

災害発生時に避難行動要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するための取組を支援するとともに、避難所などにおける支援体制について充実・強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、感染症対策に対応した地域福祉の推進を図ります。

(6) 東日本大震災の被災者支援

被災者は、東日本大震災により受けた心の傷を抱えながら、避難所から仮設住宅、さらに災害公営住宅等へ転居を繰り返すことにより、慣れない環境での生活を余儀なくされています。

被災者が新しい環境でも安心していきいきと暮らせるよう、関係団体の連携や地域住民同士の支え合いによる、地域コミュニティの構築を支援していくとともに、被災者的心のケアを行います。

第4章 支援施策の展開

取組の方向性

1. 地域共生社会実現のための体制整備
2. 地域福祉活動の推進
3. 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり
4. 福祉サービスの質の向上
5. 災害や感染症への対応
6. 東日本大震災の被災者支援

1. 地域共生社会実現のための体制整備

(1) 市町村における包括的な相談・支援体制の構築

【現状・課題】

- ◇ 少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化、複雑化し、介護、障害、子育て、生活困窮など多分野にわたる相談を包括的に受け止め、複合的な問題を抱える方への適切な支援を提供できる多機関の協働による包括的な支援体制の構築が必要です。
- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が市町村の努力義務とされました。また、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村において、既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
- ◇ 市町村は、地域特性を踏まえながら、目指すべき地域共生社会の姿や具体的な取組方針等を検討し、地域福祉計画に位置づける必要があります。
- ◇ 総合相談機能が発揮されるためには、本人やその家族からの相談への対応だけでなく、困っている人を地域の中で発見(ニーズキャッチ)する仕組みを整備し、重篤化する前に支援につなげることが重要です。また、住民の様々な課題を受け止め、解決に向けて関係機関と調整を行うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の配置と困っている方を地域で支える仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 市町村における包括的な支援体制の構築を支援するため、人材育成や技術的指導・助言、情報提供及び研修を実施します。特に、令和3年度から開始される重層的支援体制整備事業や重層的支援体制への移行準備事業等の実施に向け、各市町村を個別に訪問し、現状・課題の把握や指導・助言を行うとともに、市町村福祉担当課長会議等を開催し、各市町村の取組状況の情報共有や国の動向、先進事例等に関する情報提供を積極的に行います。
- ◇ 地域福祉計画未策定の市町村に対して、策定に向けた働きかけを強化するとともに、地域福祉計画の策定・改定を行う市町村に対して、指導・助言や財政支援を行います。
- ◇ 地域課題の把握と地域全体で地域課題を共有化するための話し合いの場の設定や制度の狭間にある課題を解決するための地域資源の開発、地域で活動する団体、各種関係機関とのネットワークの構築などの役割を担うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材が県内各地において育成・配置が図られるよう、その養成に積極的に取り組んでいきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課)	地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援するため、市町村に対する指導・助言、情報提供を行うとともに、宮城県地域福祉推進会議の設置や地域づくり等に取り組む市町村社会福祉協議会等の支援を行う。
市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業 (社会福祉課)	市町村における地域福祉計画の策定・改定や、同計画に基づき、住民同士の支え合いや関係機関とのネットワークづくりを促進する事業に対し、財政支援を行う。
コミュニティソーシャルワーク実践研修 (社会福祉課)	各種制度・サービスや住民の援助などを組み合わせて、課題を抱えた方に対してその解決に向けた調整を行うとともに、新しい仕組みづくりに向けた取組を行うコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。

【目標指標】

項 目	現 况	目標（達成時期）
地域福祉計画策定市町村数	22 市町村 (令和2年4月1日)	35 市町村 (令和7年度末)
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村数	0 市町村 (令和2年4月1日)	20 市町村 (令和7年度末)
コミュニティソーシャルワークに関する研修受講者数	19 人 (令和元年度)	70 人 (各年度)

(2) 住民参加と協働による共に支え合う地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 少子高齢化や核家族化の進行、価値観や意識の多様化などにより、地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が全国的な課題となっています。
- ◇ 地域における生活課題の中には、公的な福祉サービスだけでは対応しきれないものがあります。それらの解決には、地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、関係機関と連携して、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりの推進が重要です。
- ◇ 特に高齢者、障害者、子育て家庭など支援を必要とする人々が安心して生活するためには、小学校区・中学校区または自治会・町内会といった小地域を単位としたコミュニティによる地域福祉活動を推進することが必要です。
- ◇ 地域コミュニティの構築については、社会福祉協議会等が様々な形で取組を進めてきており、今後も社会福祉協議会等を中心とした地域づくりの取組が重要です。
- ◇ 複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対して適切な支援を提供し、地域での支え合いの取組を実践するため、地域福祉活動をコーディネートする人材が必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 市町村社会福祉協議会や福祉関係団体における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、県社会福祉協議会と連携した「宮城県地域福祉推進会議」を設置・運営します。
- ◇ 市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO等による住民同士の支え合いの促進や相互のネットワークづくり、イベント・サロン活動の開催等を支援します。また、モデル的な事例を広く普及させるための取組を行います。
- ◇ 地域福祉や地域づくり活動等への住民の積極的な参画を促進するため、住民のボランティア活動等への理解を促進し、裾野の拡大を図るとともに、相談窓口の充実、ボランティア情報の収集・提供、ボランティアコーディネート機能の充実等の取組を進めます。
- ◇ 地域において様々な課題を抱えた方の把握・対応や地域福祉活動推進に当たり重要な役割を担っている民生委員・児童委員の活動に対して支援を行うとともに、活動内容の県民への周知・理解を図りながら、委員が活動しやすい環境整備に努めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県地域福祉推進会議の設置・運営 (社会福祉課)	市町村社会福祉協議会や福祉関係団体等における地域共生社会実現に向けた取組を支援するプラットフォームとして、県社会福祉協議会と連携して設置・運営を行う。
地域共生社会形成推進事業 (社会福祉課) 再掲	地域共生社会の実現に向けた市町村の取組を支援するため、市町村に対する指導・助言、情報提供を行うとともに、宮城県地域福祉推進会議の設置や地域づくり等に取り組む市町村社会福祉協議会等の支援を行う。
市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業 (社会福祉課) 再掲	市町村における地域福祉計画の策定・改定や、同計画に基づき、住民同士の支え合いや関係機関とのネットワークづくりを促進する事業に対し、財政支援を行う。
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課)	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行う。
民生委員協議会運営費補助事業 (社会福祉課)	民生委員・児童委員の活動や民生委員児童委員協議会の取組に対して支援を行うとともに、民生委員等の活動の普及・啓発、民生委員等に対する研修等を行う。

2. 地域福祉活動の推進

(1) 子どもを安心して生み育てることができる地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 全国的な少子化の進行とともに、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、いじめや不登校、児童虐待、子どもの貧困など、子どもをめぐる問題は多様化、複雑化しています。
- ◇ 地域における子育て環境についても、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んだことで、祖父母、近隣住民など世代間や地域の協力を得ることが難しくなっており、妊娠・出産や育児に関する相談・支援体制の構築が必要となっています。
- ◇ 東日本大震災で被災した子どもは心に傷を負い、また被災した子育て家庭の家庭環境や地域環境も大きく変化したことから、心のケアや相談体制の充実、子育ての負担や不安、孤立感を軽減するための支援が必要となっています。
- ◇ 子どもの貧困の現状については、7人に1人が貧困の状況にあるとも言われており、いじめや不登校、学力不振、虐待等の背景に貧困問題があることも多く、貧困世帯の子ども達がその能力や可能性を発揮する機会を失い、貧困が連鎖してしまうことは、社会的損失にもつながることから、地域社会全体で支えていく体制づくりが必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 令和2年3月に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画」と連携し、将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりや子どもの権利擁護等を総合的に推進します。
- ◇ 子育て家庭を地域全体で支援する機運を醸成するため、「子育て支援を進める県民運動」を引き続き推進し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを進めます。
- ◇ 市町村が実施する「子ども・子育て支援新制度」の取組の一つである地域こども・子育て支援事業を支援し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を展開するとともに、ニーズに応じた適切なサービスを受けられるよう事業の普及を図っていきます。
- ◇ 放課後等の児童の安全・安心な居場所の確保を推進するために、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に進められるよう支援し、子どもたちが放課後や週末等を安全・安心に過ごし、地域の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。
- ◇ 東日本大震災により被災した子どもや保護者的心のケアについては、市町など

関係機関と連携し、子どもの成長過程や保護者の状況に応じた相談対応など、多様な支援を実施します。

- ◇ 「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、生活・教育・就労・経済的支援に取り組み、子どもが生まれ育った環境によって左右されず、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・支援事業の一層の推進を図るため、制度の一層の周知を図るとともに、児童扶養世帯へのアンケート等を通じてニーズの把握を行い、町村と連携し、会場の確保や送迎支援等を行います。また、各市に対して子どもの学習・支援事業の実施を働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
母子保健指導普及事業 (子ども・家庭支援課)	市町村などの母子保健関係者等に対して、研修や技術支援を行い、県内市町村における妊娠期から子育定期までの切れ目のない支援の充実を図る。
地域子ども・子育て支援事業 (子育て社会推進室)	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業など）に対する財政支援を行う。
子育て県民運動推進事業 (子育て社会推進室)	「みやぎ子育て支援パスポート（みやぎっこ応援の店）」の展開や子育て支援情報の発信などにより、地域全体で子ども・子育てを支援する機運の醸成を図る。
子育てサポーター養成講座・子育てサポーターリーダー養成講座 (生涯学習課)	保護者が、子育てや家庭教育、しつけ等について気軽に相談できる「子育てサポーター・子育てサポーターリーダー」を養成することで、子育て・家庭教育支援を地域ぐるみで応援する。
宮城県家庭教育支援チーム (生涯学習課)	市町村と連携した派遣事業を展開し、県内各地の実情に応じた家庭教育支援体制づくり（市町村家庭教育支援チーム設置促進）や宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用した学習機会の提供を行い、家庭の教育力を支える環境づくりを目指す。
放課後児童健全育成事業 (子育て社会推進室)	放課後児童支援員の配置や適切な遊びの場の提供等を通じて放課後児童の保護や健全な育成を図る。
放課後子ども総合プラン推進事業 (生涯学習課)	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動が行える機会を提供できるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取組を推進する。
少年団体指導者研修事業 (生涯学習課)	子ども会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダー育成のため、「ジュニア・リーダー中級研修会」及び「ジュニア・リーダー上級研修会」等を実施する。 また、「市町村青少年教育関係職員研修会」を通して、育成者に対する研修会を実施する。

子どもの心のケアなどに関する相談対応 (子ども・家庭支援課)	市町など関係機関と連携し、被災した子どもや保護者などを対象とした相談対応等を行う。
子どもの貧困対策推進事業 (子育て社会推進室)	子どもの貧困対策に係る普及啓発を図るほか、市町村が地域の実情に応じて取り組む子どもの貧困対策や「子ども食堂」などの活動団体の取組を支援する。
子どもの学習・生活支援事業 (社会福祉課)	生活保護世帯・児童扶養手当受給世帯等の子どもを対象に、基礎学力の向上を目的とした学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、その保護者への相談支援等を実施する。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
みやぎっこ応援の店数	2,181 店舗 (令和元年度末)	3,000 店舗 (令和 6 年度末)
保育所等利用待機児童数 (仙台市を除く)	249 人 (令和 2 年 4 月 1 日)	待機児童の早期解消
子どもの学習・生活支援事業における教室の設置町村数	11 町村 (令和元年度末)	21 町村 (令和 7 年度末)
子どもの学習・生活支援事業を実施する市の数	6 市 (令和 2 年 4 月 1 日)	13 市 (令和 7 年度末)

（2）高齢者が安心して暮らせる地域づくり**【現状・課題】**

- ◇ 高齢化や核家族化に伴い、高齢者人口や高齢者のみ世帯が増加するとともに、今後、認知症高齢者数及び要介護（要支援）認定者数も増加していくものと予測されます。
- ◇ このため、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう医療・介護・予防、住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供される地域包括ケア体制を地域の実情に応じて構築する必要があり、具体的には、医療と介護が連携したサービスを提供する体制の構築のほか、地域住民やボランティアなどによる地域の支え合い体制づくりを推進する必要があります。
- ◇ 地域包括支援センターは、市町村の責任の下、地域の高齢者やその家族からの総合相談窓口の機能を担うなど地域包括ケアを有効に機能させるために、地域のネットワークを構築する取組を柱にしながら、個別サービスのコーディネートまで行う地域の中核機関として設置されています。
- ◇ 認知症の方は、生活環境の変化に順応しにくいため、本人とその家族を孤立させないような相談や支援の体制、警察や消防などによる緊急時のサポート、また

地域住民による見守りなど、地域で支える仕組みが必要です。

- ◇ 核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加するとともに、高齢者の生活課題も多様化していることから、公的な福祉サービスで対応できない課題については、家族や近隣住民、ボランティアなどによる、支え合いの力が不可欠となってきています。
- ◇ 介護する家族の負担を軽減していけるよう、市町村、地域包括支援センターが中心となり、地域全体で介護家族を支援していく意識の醸成が必要となっています。
- ◇ 特殊詐欺被害は高齢者が多く被害に遭っており、直接犯人と話をしないための固定電話機対策の推進や、高齢者自身の防犯力向上が必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 地域包括ケア体制の構築に向け、高齢者本人や家族、地域住民、地域の専門職等の理解を深めるために、普及啓発を行うとともに、東日本大震災の被災者支援等で培った地域での支え合い等に関する知見を、生活支援サービスに活かしながら地域の課題解決への支援を行います。
- ◇ 地域包括支援センターが、高齢者とその家族の生活を支え、当事者の意思を尊重しながら、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を効果的に行えるよう、市町村と連携し地域ケア会議に専門職を派遣するとともに、業務運営の手法や専門的知識の習得などを目的とした職員向け研修等を開催し、地域包括支援センターの機能強化を推進します。
- ◇ 認知症施策に取り組んでいる市町村の事例や成果を活用して、認知症の方とその家族を支え、住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりを全県下で推進します。
- ◇ 地域での支え合い体制づくりを進めるため、市町村の「地域福祉計画」策定を支援するとともに、地域福祉の推進のための活動を行う社会福祉協議会の取組を支援します。
- ◇ 介護家族支援策として、市町村の地域支援事業である介護予防・生活支援サービスの充実など各種の取組が積極的に推進されるよう、現状把握と情報提供等を行います。
- ◇ 特殊詐欺被害防止のため、警察はもとより、高齢者と接する機会の多い関係機関・団体が広報活動を推進し、特殊詐欺被害から高齢者を守ります。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
地域包括ケア推進支援事業 (長寿社会政策課)	市町村、関係機関等を対象とした地域包括ケア体制構築支援、普及啓発に向け、効果的な内容・手法等を検討し講演会・研修会等を実施する。
地域包括支援センター機能強化推進事業 (長寿社会政策課)	地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、職員の知識と技術の向上を図る。
認知症地域ケア推進事業 (長寿社会政策課)	市町村における支援体制づくりを支援し、会議や研修会等の開催により、独自の取組を県内全体へ普及する。
認知症サポーターキャラバン事業 (長寿社会政策課)	認知症について正しく理解し、見守る応援者「認知症サポーター」を増やすための講座の開催を支援する。
生活支援サービス開発支援事業 (長寿社会政策課)	地域の特性に応じた生活支援体制を構築するため、関係団体で構成する「宮城県地域支え合い・生活対策推進連絡会議」を設置・運営するとともに、被災者支援等で培った知見を、生活支援サービスに活用するための取組や生活支援コーディネーターの活動を支援するための研修等を実施する。
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業 (長寿社会政策課)	フレイル(虚弱)な高齢者や要支援者等の自立支援・重度化防止のため、市町村が効果的な介護予防施策を展開できるよう、専門職やアドバイザーの派遣、研修等を行う。
特殊詐欺による被害の防止 (県警生活安全企画課)	特殊詐欺被害防止のため、警察はもとより、高齢者の関係する機関・団体が、被害の未然防止に向けた広報啓発や高齢者等への注意喚起等各種対策を推進する。
消費者啓発事業・消費生活相談事業 (消費生活・文化課)	悪質商法などの消費生活相談に応じるほか、被害の未然防止のため、高齢者向けの出前講座を開催するなど、地域に向けた情報提供を行う。
消費生活サポーター事業（養成・フォローアップ講座の開催） (消費生活・文化課)	消費者被害の未然防止のため、地域において啓発等を担うボランティアとして活躍する「消費生活サポーター」の養成とフォローアップを行う。
徘徊等高齢者対策 (県警県民安全対策課)	徘徊等により行方がわからなくなった高齢者を早期に発見し、事件事故から守るため、SOSネットワークにより地域の関係機関が連携し発見活動を行う。

(3) 障害があっても安心して生活できる地域づくり

【現状・課題】

- ◇ 障害者が地域で安心して生活できる社会を築くためには、地域住民の障害及び障害者に対する理解と関心を高め、地域の一員として共に支え合うという意識を醸成することが不可欠です。
- ◇ 現在は家族（親）の介護により、在宅で生活している障害者の方々について、親亡き後の住まい等について不安を感じている方もいることから、それぞれの障害特性に配慮した生活の場を整備・支援していく必要があります。
- ◇ 令和3年度から、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とし、障害者差別解消法の補完（差別禁止の対象拡大や紛争のあっせん等の仕組みを設けるもの）と、障害者に対する情報保障等を柱とする「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」が施行され、行政機関や地方公共団体、民間事業者等による差別の禁止と合理的な配慮が求められています。合わせて、手話の言語としての公的認知や、手話及びろう者に対する理解促進と手話の普及を柱とする「手話言語条例」が施行されました。このため、社会的障壁を取り除くために必要な環境整備や、手話通訳者など意思疎通支援者の養成、確保の必要性が一層高まっています。
- ◇ 障害者が、自分らしく暮らしていくよう身近な地域で相談支援を受けられる体制づくりが重要です。
- ◇ 特に、障害児の親は、養育、医療、教育、就労など様々な将来への不安を抱えることになるため、子どもへの対応はもとより、親に対して積極的に関わり、気軽に相談が受けられる場づくりが必要です。
- ◇ 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの役割は大きく、担い手となる人材の養成、資質向上に継続的に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 住民が積極的に障害者福祉に関するボランティア活動へ参加できるよう、障害者施設をはじめとした社会福祉施設におけるボランティア等の受入体制の整備やボランティアの養成が必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 平成30年3月に策定した「みやぎ障害者プラン」と連携し、だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくりを推進します。
- ◇ 精神障害や重度の障害者に対応するグループホームの整備や、既存のグループ

ホームにおける建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕費等に要する費用の一部を補助します。

- ◇ 障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員等を養成します。
- ◇ 精神障害者の地域生活への移行の推進と、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期受診、早期治療を促進します。
- ◇ イベントやサロン活動等を開催して交流の機会を設けることで、障害者と地域住民の相互理解を深め、地域における障害の受容、意識の醸成や閉じこもりがちな障害者の社会参加を図ります。
- ◇ 相談支援に従事する人材の育成に取り組みながら、多様化、複雑化するニーズに対応できるよう総合的・専門的な相談支援に対応した研修の充実にも努めています。
- ◇ 各市町村で設置する身体障害者相談員及び知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図っていきます。
- ◇ アセスメントに基づき、適切な支援が行えるよう保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関とも連携し、チームアプローチによる取組を推進します。
- ◇ 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化のための情報提供や普及啓発、公益的施設の整備を進めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
市町村振興総合補助金 精神障害者コミュニティサロン設置運営事業 (精神保健推進室)	閉じこもりがちな精神障害者に「つどいの場」を提供することによって、外出の機会を増やし、社会参加の一助として、様々な障害レベルの人が集うことで再発防止のための回復モデルを学び、障害受容を促進する。
障害者福祉施設整備費補助事業 (障害福祉課)	障害者総合支援法等に基づく施設等の整備を行う際の費用の一部を補助する。 精神障害や重度の障害者に対するグループホームの整備や、既存のグループホームの建築基準法や消防法への適合等を目的とした大規模修繕費等に要する費用の一部を補助する。
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (障害福祉課)	手話通訳者又は要約筆記者の役割・責務等を理解し、必要な技能を取得した手話通訳者・要約筆記者を養成する。
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業 (障害福祉課)	視聴覚重複障害者の意思疎通・コミュニケーションを仲介し、介助を行う通訳・介助員を養成する。

障害者相談支援従事者研修事業 (障害福祉課)	障害者が地域生活で必要とする様々なサービスについて総合的かつ適切に利用できるよう支援する人材を養成する。
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (障害福祉課)	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。
バリアフリーみやぎ推進事業 (社会福祉課)	「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を基本的な指針とし、福祉教育の充実やユニバーサルデザインの普及啓発、公益的施設の整備等を通じてバリアフリー化を推進する。

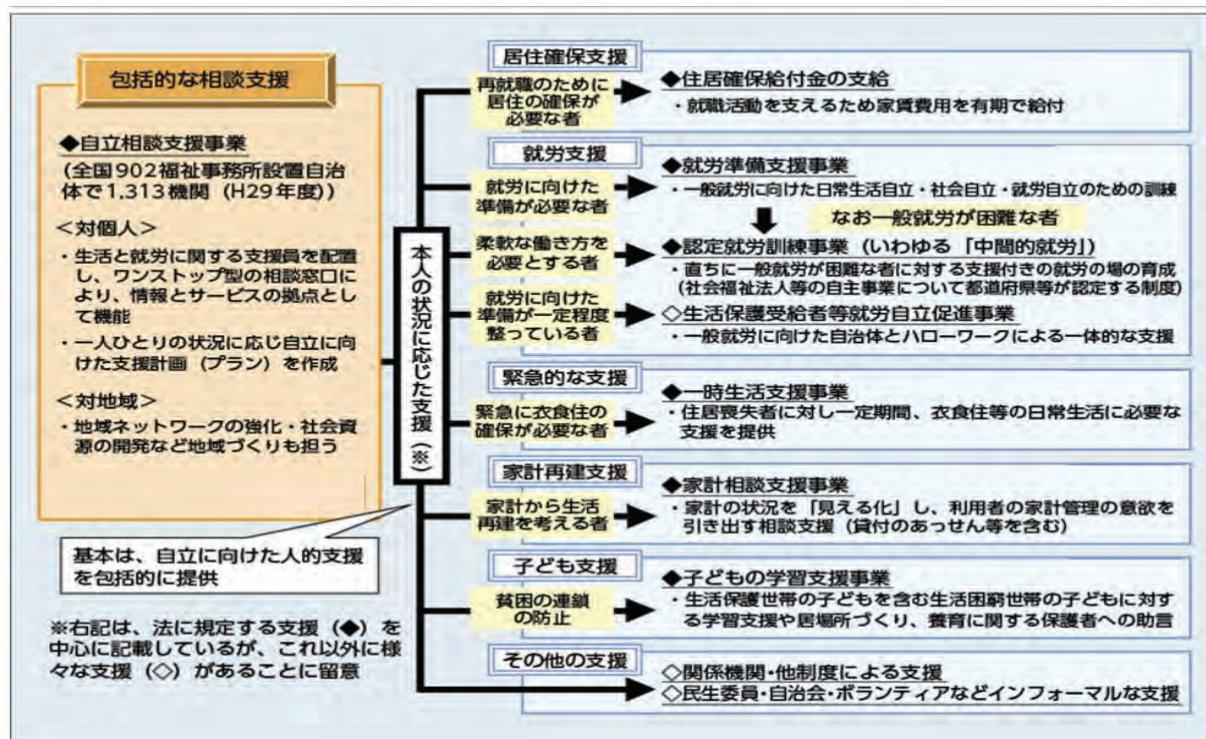
【目標指標】

項目	現況	目標(達成時期)
手話通訳者・要約筆記者養成研修修了者	15人 (令和元年度)	20人 (各年度)
盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者	14人 (令和元年度)	15人 (各年度)

(4) 生活困窮者に対する支援

【現状・課題】

- ◇ 平成27年4月生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者への自立の支援を強化することとされ、県及び各市において、自立相談支援機関を設置し、生活困窮者の様々な課題を受け止め、支援を行っています。



- ◇ 県が所管する町村部においては、自立相談支援事業の新規相談受付及びプラン作成は着実に実施されていますが、就労支援についてはまだ十分とは言えない状況にあります。また、家計改善支援事業において、窓口開設日数に対し新規相談件数が低調に推移しています。
- ◇ 市においては、任意事業の実施が十分ではなく、各市においては生活困窮者の現状把握に努め、実施に向けた検討を行う必要があります。
- ◇ 各地域におけるフードバンク活動の促進を図るため、フードバンク活動団体に対して支援を行っていますが、県内全域に団体が設立されておらず、また活動団体においても、食料の安定的な確保や資金不足等の課題があります。

【施策の方向性】

- ◇ 生活困窮者自立支援制度の認知度を一層向上させ、要支援者本人や家族・民生委員等の支援者から相談支援機関に対し随時ニーズ情報の提供が行われる体制の構築を図ります。
- ◇ 効果的なアウトリーチの手法や適切な支援の検討・実施等の技術的な課題の解決に向けて継続的に研修会を開催し、支援員等が適切な支援を実施できるようスキルアップを支援します。
- ◇ 市に対して各種任意事業の実施を働きかけ、県内全域において生活困窮者の状況に応じて適切な支援が行えるような体制の構築を目指します。
- ◇ フードバンク活動団体に対して補助を行うとともに、地域において市町村、福祉関係団体、民間事業者、住民による協働・支援体制を構築し、安定的に食料の確保・提供が行えるよう、地域を選定して重点的な支援を行い、その成果を各地域に波及させていきます。また、フードバンク活動について広く県民や民間事業者に周知を図ることにより、支援の輪を広げ、フードバンク活動団体が自律的に活動を行えるよう促していきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)	<p>生活困窮者の経済的自立や日常生活・社会生活における自立を促進するため、自立相談支援事業を中心とし、生活困窮者の状況に応じて包括的早期に支援を実施する。</p> <p>各市において任意事業が実施されるよう、指導・助言を強化する。</p>

	効果的なアウトリーチの手法、実効性のある支援の検討実施等、ニーズの発掘から支援策の実施に至る事業全体を効果的に行うために必要となる考え方・視点・アプローチ方法等についての自治体・支援機関職員向けの研修会を開催することで、各相談員が要支援者の発掘・支援をより適切・効果的に実施できるように支援する。
フードバンク活動支援事業 (社会福祉課)	フードバンク活動団体が安定した活動が継続できるよう、また、新たにフードバンク活動の立ち上げにつながるようフードバンク活動経費の助成(補助金)を実施する。
	行政・民間・住民の参画のもと、安定的かつ持続可能なフードバンク活動が展開されるような取組(新たな食品提供事業者の開拓等)を委託事業として実施し、事業の効果を測定・分析した上で、課題解決に取り組む。
	フードバンク活動団体関係者による協議の場を設置・運営し、活動状況に関する情報共有や連携した取組について検討を行うとともに、他県のフードバンク先進団体関係者を招いて、取組状況や意見を伺う。

【目標指標】

項目	現　況	目標(達成時期)
自立相談支援事業における県内全域での人口10万人当たりの新規相談受付件数(仙台市除く)	21.7件/月 (令和2年9月末)	25件/月 (令和7年度末)
任意事業の実施自治体数(県含む、仙台市除く)	就労準備支援事業 6自治体 家計改善支援事業 6自治体 一時生活支援事業 7自治体 (令和2年10月末)	全事業とも 全14自治体での実施 (令和7年度末)
県が実施する家計改善支援事業の相談件数	59件/年 (令和元年度末)	80件 (令和7年度末)
フードバンク活動団体が存在する市町村数	7市町村 (令和2年9月末)	35市町村 (令和7年度末)

(5) ひきこもりへの支援

【現状・課題】

- ◇ ひきこもり状態にある方は、本人自ら相談に赴くことが少ないため、ひきこもりの把握は難しく、早期に相談につながりにくいというのが現状です。
- ◇ ひきこもり状態にある方には、不登校経験者が多く見られることから、教育との連携が必要です。
- ◇ ひきこもり状態になるきっかけとしては、心身の病気や発達障害、何らかの失敗や挫折の体験等原因がはっきりしないものなどを背景として、「不登校」、「人間関係がうまくいかない」、「職場になじめない」といったことなどがあげられます。
- ◇ 若年からのひきこもりが中高年まで継続し、経済的に不安定となる問題が切実となっています。また、中高年代のひきこもりは、社会や地域の中核を担う年代であるため社会的な損失も大きなものとなります。
- ◇ ひきこもりは長期的、段階的な支援が求められることから、関係機関と連携した切れ目のない支援体制づくりが重要となります。

【施策の方向性】

- ◇ 早期発見のための人材育成を通して、ひきこもりの理解と支援について広く周知し、地域での見守りや相談窓口の一元化など、ひきこもり状態の方や家族が早期に支援につながるための体制を整備します。
- ◇ ひきこもり状態にある方の社会参加のためのステップとして、社会活動を行う能力を蓄えるための「居場所」をモデル事業として設置し、活動の実践を通じながら、身近な市町村での取組が推進されるような体制を整備します。
- ◇ ひきこもり対策を教育、保健、医療、福祉等の幅広い分野で段階的長期的な支援体制を関係機関で連携して実施するために、府内関係機関と連携した会議や研修会の実施、各圏域での連絡会議の実施、不登校児童生徒への支援等を順次進めています。
- ◇ ひきこもり状態にある方の身近な市町村において、関係機関と連携して社会参加に向けた切れ目のない取組が推進されるよう支援します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
ひきこもり地域支援センター (精神保健推進室)	ひきこもり状態の本人や家族の個別相談、家族教室、関係職員の資質向上研修、関係機関ネットワーク会議を実施する。 ひきこもり状態にある方の早期発見等を目的としてひきこもりサポーター養成研修を実施する。
保健福祉事務所での専門相談 (精神保健推進室)	精神科医及び保健福祉士等の相談員による相談を概ね月1回程度実施する。 保健福祉事務所の保健師による相談(電話又は来所)を随時実施し、必要に応じて専門医を紹介する。
ひきこもり者の居場所づくり (精神保健推進室)	県が委託したひきこもり支援の経験を持つ民間団体等が、ひきこもり状態にある方の孤立防止と自立への支援を行うことを目的に、外出の機会や他者との交流を行う居場所づくりを行う。
ひきこもり支援連絡会議 (精神保健推進室)	庁内関係部局連絡会議や圏域毎の関係会議等を実施し、関係機関の連携強化による切れ目のない支援体制を整備する。
心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームによる相談対応 (義務教育課)	教育庁内の横断的な組織として設置した「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」の学校支援パートナー等が、保護者、児童生徒、教職員、市町村教育委員会等からの相談に応じる。
不登校等児童生徒学び支援教室充実事業 (義務教育課)	不登校児童生徒や教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内に作り、学習指導と自立支援を行う。

(6) 自死対策の推進

【現状・課題】

- ◇ 自殺者数及び自殺死亡率とも全国的に減少傾向にあり、県においても同様に減少傾向にあるものの、震災後減少率が鈍化傾向にあり、年間約400人の自殺者がいます。
- ◇ 自死は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程として捉える必要があります。
- ◇ 自死に追い込まれつつある方は、保健・医療的な支援だけでなく、その背景にある社会・経済的な課題に対する包括的な支援を求めており、地域における関係機関がネットワークを構築し、施策間の連携を図り、総合的に自死に追い込まれつつある方が抱える複雑な問題に対応していくことが重要です。

【施策の方向性】

- ◇ 県における総合的かつ効果的な自死対策の推進を図るため、宮城県自死対策推進会議等の意見を踏まえ策定した「宮城県自死対策計画」に基づき、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けた各主体との連携や各主体の取組を支援します。
- ◇ 宮城県自死対策推進センターや各保健所を通じて、市町村が行う自死対策計画の策定と進捗管理を支援するほか、ハイリスク者の相談や自死遺族に対する支援を行うとともに、広く自死に関する正しい理解の普及に努めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県自死対策推進センター (愛称：みやぎほっとするセンター) (精神保健推進室)	電話及び面接による相談や、遺族が抱える問題への支援としてシンポジウムを実施する。 関係機関職員の支援力向上のための研修を実施する。
夜間こころの相談窓口 (精神保健推進室)	相談窓口の少ない夜間において、様々なこころの悩みに対して、匿名での相談に応じる。
市町村及び民間団体の自死対策事業に対する補助金の交付 (精神保健推進室)	若年層に特化した自死対策や自死未遂者の再発防止策など、特に必要性の高い自死対策を実施する市町村及び民間団体に対して、補助金を交付する。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
自死死亡率 (人口 10万人当たり)	16.9人 (平成 29 年)	12.1人 (令和 8 年)

（7）アルコール・薬物等依存症対策

【現状・課題】

- ◇ 平成 29 年度に国において「依存症対策総合支援事業実施要綱」が定められ、各地域において、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症について、総合的な対策を推進していく必要があります。
- ◇ アルコール関連問題は、正しく理解されず本人の意思や性格に結びつけられてしまう誤解や偏見があり、深刻な状況になるまで相談機関につながらない傾向があることから、県民に広く普及啓発を行う必要があります。
- ◇ 県内のアルコール関連問題の相談件数は大幅に増加しており、支援者には困難事例への対応、節酒指導など早期から重症化を予防する支援技術の向上が求められます。

- ◇ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の専門医療機関や治療プログラムを有する医療機関の数が少なく偏在しています。

【施策の方向性】

- ◇ 保健所や精神保健福祉センターを中心としたアルコール関連問題の相談支援、市町村等の関係機関や自助グループ及び民間団体との連携を進めるとともに、アルコール健康障害の予防からアルコール関連問題に対する適切な相談及び社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。
- ◇ アルコール依存症者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について理解を促進するとともに、自助グループ等の民間団体の活動を支援し、連携を推進します。
- ◇ 依存症問題を抱える方や家族等に対し、専門職による個別相談を実施します。また、依存症に係る問題の解決手段として有効とされる家族等を対象とした集団療法（家族教室等）を行います。
- ◇ アルコール関連問題の支援を効果的に推進するため、各分野において知識や技術等の習得を目的とした研修等により、人材育成・確保を図ります。
- ◇ 依存症患者が適切な医療を受けられるようにするために、専門医療機関及び治療拠点機関の選定や体制整備を進めていきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
アルコール関連問題専門相談等の相談事業 (精神保健推進室)	アルコール関連の問題を抱えた本人や家族、関係者等に対し、専門職による専門相談や電話及び面接による個別相談を実施する。
普及啓発 (精神保健推進室)	出前講座や健康情報誌、イベント等での適正飲酒やアルコール等依存症に関連する正しい知識の普及啓発を実施する。
アルコール等関連問題の支援者を対象とした研修会 (精神保健推進室)	アルコール、その他依存症に関連する問題を抱える本人や家族等の支援を行う者に対し、支援技術の向上のための研修を実施する。
依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の指定 (精神保健推進室)	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の治療を専門に行う医療機関の指定及び、その活動のとりまとめを行う拠点機関の指定を行う。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	男性 17.0% 女性 8.3% (平成 28 年度)	男性 12.0% 女性 6.0% (令和 4 年度)
妊娠中に飲酒をしている人の割合	0.6% (平成 28 年度)	0.0% (令和 4 年度)

（8）だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進**【現状・課題】**

- ◇ 県では平成 8 年に「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障害者、妊産婦等の日常生活に制限を受ける方が自由に移動し、社会のあらゆる活動に参加できる福祉のまちづくりを進めています。
- ◇ 一方、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、市町村は重点整備地区を定め、計画段階から高齢者、障害者等の参加を得て、建築物、旅客施設及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進することとされています。
- ◇ 条例の整備基準に適合した公益的施設（病院や銀行など不特定かつ多数の方が利用する施設）について、施設所有者の方などの申請に基づき適合証を交付していますが、交付件数が伸び悩みの状況にあり、改めて制度の周知を強力に進め、施設設置者の協力を得て整備基準に適合した施設整備の推進に取り組んでいく必要があります。
- ◇ 全国的に広がりを見せる「パーキング・パーミット制度」について、県においても平成 30 年 9 月から「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」として運用を開始していますが、制度のさらなる充実に向けて、普及・啓発の取組を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 子どもの頃から、バリアフリーへの理解を深めるため、引き続き小学校に福祉のまちづくり読本を配布するとともに、学校における活用状況等について把握に努めます。
- ◇ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の趣旨や制度に関して、ホームページやチラシ、パンフレット等による情報発信を強化して一層の周知を図り、施設所有者の協力を促します。
- ◇ 障害者など、バリアフリーの設備を必要な人が安心して利用できるよう、適合証の交付施設をホームページ等で発信します。

- ◇ 平成30年9月から運用を開始している「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」について、ホームページや県政だよりなどの媒体を活用することで周知の強化を図り、利用証の発行枚数及び公共施設や商業施設等の管理者の協力を得て障害者等駐車対象区画の増加に努めます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
「福祉のまちづくり読本」の配布 (社会福祉課)	小学校高学年向けの学習資材として「福祉のまちづくり読本」を作成し、小学校に配布する。 だれもが住みよい福祉のまちづくりについて、啓発を行う。
ゆずりあい駐車場利用制度推進事業 (社会福祉課)	制度の周知・普及啓活に注力し、協力施設等の拡大を図る。

【目標指標】

項目	現 況	目標（達成時期）
福祉のまちづくり読本を配布した小学校の割合 (読本配布先／県内全小学校)	91.6% (令和元年度)	100% (各年度)
「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」適合証交付件数	372 件 (令和元年度末)	465 件 (令和7年度末)
ゆずりあい駐車場利用証の発行累計枚数	3,247 枚 (令和元年度末)	9,000 枚 (令和7年度末)
ゆずりあい駐車場協力施設における駐車区画登録数	1,655 区画 (令和元年度末)	1,900 区画 (令和7年度末)

（9）権利擁護体制の整備

【現状・課題】

- ◇ 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分ではない方々が地域で安心して生活できるよう、権利擁護のためのシステムを整備する必要があります。
- ◇ 県では県社会福祉協議会等と連携しながら、権利擁護に係る関係機関とネットワークを形成し、「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」を通じて日常生活の自立支援を行っています。
- ◇ 差別や虐待など様々な場面で権利侵害を受けやすい障害者や高齢者、子どもなどを擁護するための体制を、本人の意思決定の視点を踏まえながら強化していく必要があります。

- ◇ 「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」では、認知症などにより判断能力が十分ではない方の権利擁護に資するため、福祉サービス利用に関する相談や、福祉サービス利用の支援及び日常的な金銭管理、財産保全のためのサービスの提供を行っていますが、利用者数の増加に伴い、実施体制の強化・充実が求められています。
- ◇ 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これにより、各市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画策定や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関の整備を行うこととされていますが、令和2年10月1日現在で市町村計画を策定した市町村数は6、中核となる機関を整備した市町村数は1にとどまっています。

【施策の方向性】

- ◇ 「みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称：まもりーぶ）」において、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を通じて日常生活の自立支援を行うとともに、生活全般にわたる多様な支援につなげていきます。
- ◇ 日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、成年後見制度の活用を図るとともに、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携を強化するため権利擁護セミナーを開催するなど、県における権利擁護体制の強化・充実に努めます。
- ◇ 誰もが地域で自分らしい生活を送れるよう、福祉・司法の専門職の視点も含めて適切に権利擁護支援が検討・実施されるための地域連携ネットワークの中核となる機関の整備づくりを支援します。
- ◇ 権利擁護支援の必要な人を発見し、支援する体制の整備及び意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築ができるよう、県では、社会福祉協議会、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など、権利擁護に係る関係機関のネットワークづくりに取り組み、緊密に連携しながら、市町村の広域的な支援に努めます。
- ◇ 各分野に対応する相談窓口を設置し、支援を必要とする障害者や高齢者、子どもなどが気軽に相談し、必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。
- ◇ DV防止と被害者の自立支援に取り組むため、県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画」を策定し、被害者の人権擁護を総合的に推進します。
- ◇ 各種啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図ることで、障害がある人もない人も、お互いの違いを認め合い、障害者等に対する差別や偏見、不当な扱いが無くなるよう働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ） (社会福祉課)	認知症高齢者や知的・精神障害者等で判断能力が十分ではない方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を通じて、安心して地域生活を送ることができるための支援を行う。
障害者でんわ相談室運営事業 (障害福祉課)	障害者が地域で自立した生活を送れるよう、身体の危害や財産侵害に関する事、家族や職場での人間関係など、生活全般にわたる様々な相談に応じる。
宮城県障害者権利擁護センター (障害福祉課)	障害者虐待に関する通報等に対応するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、障害者及び養護者の支援等を行う。
高齢者虐待相談機能強化事業 (長寿社会政策課)	市町村や地域包括支援センターが行う虐待対応を支援するため、専門的知識を有し権利擁護活動を実施している団体に委託し、個別の虐待案件に対する対応の仕方や権利擁護に関する市町村等からの相談に応じるほか、困難事例等に協働して対応する。
児童虐待防止強化事業 (子ども・家庭支援課)	児童虐待等に迅速に対応できるように、児童相談所の体制強化・市町村など関係機関との連携体制の強化等を行い児童の福祉の向上を図る。
人権教育指導者養成事業 (生涯学習課)	教育関係者、社会福祉関係者、医療関係者等を対象に、人権に関する研修等を実施し、人権への理解啓発を図るとともに、指導的な立場にある方の資質向上を図る。
市町村人権啓発活動 (社会福祉課)	人権尊重思想や人権問題に対する正しい認識を広めるため、研修会や講演会、花の植栽、啓発物資の配布など、各種啓発活動を行う。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ）利用契約者実人数	465 件 (令和元年度)	500 件 (各年度)

(10) 犯罪や非行のない地域づくり**【現状・課題】**

- ◇ 県における刑法犯認知件数は、平成13年の49,887件をピークに年々減少傾向にあり、平成30年は13,755件と、ピーク時の約4分の1まで減少しました。
- ◇ 一方で、県における刑法犯及び特別刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は50%台で推移しており、「再犯の防止」は県における地域の安全にとっ

て重要な課題となっています。

- ◇ また、犯罪をした者の中には安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなどにより、円滑な社会復帰に向けた支援を必要とするにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、犯罪を繰り返している人が少なからず存在しています。

【施策の方向性】

- ◇ 令和2年3月に策定した「宮城県再犯防止推進計画」に基づき、計画の中で掲げた7つの重点課題（①就労の確保に関する支援、②住居の確保に関する支援、③福祉サービスの提供による支援、④薬物依存を有する者への支援、⑤犯罪をした者等の特性に応じた再犯防止等に関する支援、⑥非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援、⑦国及び市町村、民間団体等との連携による支援）に取り組みます。
- ◇ 「宮城県再犯防止推進計画」の7つの重点課題のひとつである、国、市町村及び民間団体と緊密に連携した取組を効果的に進めるため、市町村再犯防止計画の策定の促進に向けた取組を支援します。
- ◇ 「宮城県再犯防止推進計画」の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に評価を行います。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ◇ 福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者や被疑者、被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者の地域生活を支援するため、「地域生活定着支援センター」を運営します。
- ◇ 関係機関と社会を明るくする運動を実施し、犯罪のない社会の実現に向け周知活動を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
保護観察対象少年に対する職業定着支援 (社会福祉課)	保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用し、職の定着に必要なスキルの習得を促すことにより、就職・職への定着・更生を支援する。
民間賃貸住宅等による住宅セーフティネットの充実 (住宅課)	低額所得者、高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう、民間賃貸住宅等による重層的で多様な選択肢のある住宅セーフティネットの充実を図る。
薬物問題相談及び薬物乱用防止事業 (薬務課)	各保健所等において、薬物問題に悩む薬物依存者やその家族からの個別相談を受け付ける。

薬物依存集団回復プログラム NICE (精神保健推進室)	テキストを使った学習とリカバリングスタッフを交えたミーティングにより、薬物使用に関する悩みを抱えた者を対象とした集団回復プログラムを行う。また、共に支えあい依存症からの回復を目指すため、薬物問題を抱える仲間との出会い・交流の機会を提供する。
ストーカー加害者に関する再犯防止対策事業 (県警県民安全対策課)	加害者への対応方法やカウンセリング・治療の必要性について地域精神科医等の助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医療機関との連携を推進する。
教育相談充実事業 (義務教育課)	いじめ、暴力行為等の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談・支援体制の整備充実を図るため、小・中学校にスクールカウンセラーを派遣・配置する。
市町村再犯防止推進計画策定の促進 (社会福祉課)	県内市町村において、地方再犯防止推進計画の策定を推進するよう働きかけるとともに、策定のための助言や情報提供を行う。
地域生活定着支援センター運営事業 (社会福祉課)	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者及び出所者や被疑者、被告人等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。
社会を明るくする運動 (社会福祉課)	犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとするための運動である「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止の取組への県民の普及啓発及び機運の醸成を図るとともに、担い手不足が課題となっている保護司の活動についても積極的な啓発を行う。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
地方再犯防止推進計画策定市町村数	0 市町村 (令和2年4月末)	12 市町村 (令和7年度末)

3. 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

(1) 福祉教育・啓発の推進

【現状・課題】

- ◇ 地域の中には、子どもや高齢者、障害者など、何らかの支えを必要とする人々が生活しており、地域全体で共に支え合う福祉への理解や関心を各世代を通じて高めていく必要があります。
- ◇ 福祉の心を持つ人づくりを進めていくために、様々な教育活動や地域活動に福祉教育を連携させていくことが重要となります。
- ◇ 障害者との交流機会を増やし、障害者が工夫をしながら、できないことについては必要な支援を受け、また、周囲の環境改善により、障害が無い人と同様に地域で生活していることを、交流経験を通じて理解することが必要です。また、バリアフリーミヤギ推進ネットや福祉施設との協力により、キャップハンディ体験（ハンディキャップという言葉の前後を入れ替え、障害者の立場で考えようという取組）等のイベントに加え事前事後の研修等を行うことで障害者の立場になって考える力を養い、障害者等への正しい理解を深めることが重要です。
- ◇ 障害者や高齢者等への理解を深めるため、「福祉のまちづくり読本」を主に小学校高学年を対象に配布し、授業などで活用されています。
- ◇ だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進し、在宅福祉活動や小地域福祉活動に反映させるよう、ノーマライゼーションの具現化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉教育の活性化を図るため、県社会福祉協議会と共に、市町村社会福祉協議会や学校関係者を対象とした福祉教育推進セミナーを開催するなど福祉教育の推進に努め、また、住民との協働により福祉教育を行う市町村社会福祉協議会の取組を支援します。
- ◇ 子どもの頃から、バリアフリーへの理解を深めるため、引き続き小学校に福祉のまちづくり読本を配布するとともに、学校における活用状況等について把握に努めます。
- ◇ 福祉と教育を通じて、子どもと地域住民が日常的に関わることのできる場をつくり、様々な活動を通じて子どもと大人が共に学び合い、自分が生まれ育った地域に根付いた「福祉のまちづくり」の取組を推進します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課) 再掲	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行い、ボランティア活動の活性化を図る。
「福祉のまちづくり読本」の配布 (社会福祉課) 再掲	小学校高学年向けの学習資材として「福祉のまちづくり読本」を作成し、小学校に配布する。 だれもが住みよい福祉のまちづくりについて、啓発を行う。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
福祉のまちづくり読本を配布した小学校の割合 (読本配布先／県内全小学校)	91.6% (令和元年度)	100% (各年度)

(2) 福祉従事者的人材育成・確保**【現状・課題】**

- ◇ 福祉・介護サービスの多様化・高度化に伴い、社会福祉事業に従事する人材の確保や資質向上を図るため、福祉人材の養成研修や知識・技術向上のための研修、キャリアパスの仕組みを整備することが重要となります。
- ◇ 高齢化が進む中、介護職員の大幅な不足が予想されており、将来を見据えた介護人材を早急に確保していく必要があります。
- ◇ 女性の就業率の上昇や人口集中等による保育需要の増加に伴い、待機児童が発生しており、保育士の確保や、資質の向上が必要となっています。
- ◇ 社会福祉事業に従事しようとする方に対し、福祉人材センターを通じ、無料職業紹介を中心とした就労支援、福祉の職場の説明及び啓発・広報事業等を実施し、人材の確保を図っています。
- ◇ 地域の福祉ニーズにきめ細やかに対応するためには、地区社会福祉協議会や小地域においてコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を育成することが求められています。
- ◇ 地域住民にもっとも身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の資質向上を図っています。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉施設・事業所等の福祉サービスの担い手が、期待される役割の自覚と役割の遂行に必要な能力を習得するため、県社会福祉協議会と連携しながら、階層別研修を実施します。
- ◇ 介護人材については、今後、大幅な不足が見込まれることから、一層の対策が急務とされており、福祉人材センター等と連携して就職支援などの各種事業を積極的に展開していきます。
- ◇ 地域課題の把握と地域全体で地域課題を共有化するための話し合いの場の設定や制度の狭間にある課題を解決するための地域資源の開発、地域で活動する団体、各種関係機関とのネットワークの構築など地域福祉のコーディネーターの役割を担うため、県内各地においてコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・配置が図られるよう、その養成にも積極的に取り組んでいきます。
- ◇ 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員・児童委員を対象とした研修を推進します。
- ◇ 高校生や大学生が福祉に対し興味を示し、福祉分野が進路選択の一つとなるよう、県社会福祉協議会と連携し、高校教員向けの説明会や高校での出前講座の実施、大学生・高校生等を対象とした福祉の職場体験などの実施を促進します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
福祉人材センター運営事業 (社会福祉課)	福祉・介護人材の安定的な確保のため、就職面談会・研修会・広報啓発活動や就職面談会など、介護、障害者関係施設や保育所等への就労支援を行う。
社会福祉従事者研修の実施 (社会福祉課)	福祉従事者的人材育成のため、社会福祉施設関係者や介護支援員、保育士及び民生委員等それぞれに応じた専門性の高い研修を実施する。
介護人材確保推進事業 (長寿社会政策課)	介護関係団体により構成されている宮城県介護人材確保協議会と連携し、介護人材の安定的確保に向けた体制整備、社会的認知の確立や中高生の理解促進を図る。介護事業所における就業環境改善を推進する。
コミュニティソーシャルワーク実践研修 (社会福祉課) 再掲	地域や住民のニーズに対応し、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
福祉人材センター職業紹介による採用者数	144人 (令和元年度)	200人 (各年度)
介護職員数	32,870人 (令和元年10月1日)	41,413人 (令和7年度)
コミュニティソーシャルワーカーに関する研修受講者数	19人 (令和元年度)	70人 (各年度)

(3) ボランティアの育成**【現状・課題】**

- ◇ 地域福祉を推進していくためには、行政施策だけでは不十分な面があり、地域住民がボランティアとして福祉活動に参加することが重要です。
- ◇ 東日本大震災後、NPOやボランティア等は、いち早く被災地支援を開始し、現在も被災地の復興や被災者の支援、コミュニティの再構築等の活動が行われています。このような取組を通じて、県民のボランティアやNPO活動に対する関心が高まっていることから、県としては、県社会福祉協議会と連携し、更なる気運の醸成を図るため、ボランティアコーディネーター養成研修や啓発などの取組を推進しています。
- ◇ 市町村社会福祉協議会やみやぎNPOプラザでは、ホームページ等を活用して、ボランティア募集情報の提供や地域の資源、ニーズのマッチングに取り組んでいます。
- ◇ 高齢者の生きがいと健康づくりや地域活動の核となる人材養成に取り組んでいる「宮城いきいき学園」への支援を行っています。
- ◇ 将来の社会の担い手である中学生、高校生も地域をつくる「社会の一員」として、青少年ボランティア活動等を通して地域づくりに参画することを応援しています。
- ◇ 県内では、69（仙台市を除く）のジュニア・リーダーサークルが活動しています。

【施策の方向性】

- ◇ 東日本大震災以降、ボランティアの活動・支援が復旧・復興の重要な社会資源として重要性が認識されましたが、今後もその活動を広げていくとともに、引き続きボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めていきます。
- ◇ 地域では、ボランティアの支援を受け入れるための、「受援力」を整えること

が必要です。今後、「受援力」を高めるための仕組みづくりやその環境づくりを進めるとともに、関係機関相互の連携・協力体制の強化を推進します。

- ◇ ボランティアの活動の場の提供や窓口の整備、情報交換の場の整備が行われることを支援するとともに、ボランティアコーディネーター等の育成に努めます。
- ◇ みやぎボランティア総合センターと連携し、市町村社会福祉協議会等に対してボランティア情報の発信に一層取り組むよう働きかけます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
みやぎボランティア総合センター補助事業 (社会福祉課) 再掲	みやぎボランティア総合センターが実施するボランティア関連人材の育成やボランティア情報の発信などの事業に対して財政支援を行う。
みやぎシニアカレッジ運営事業 (長寿社会政策課)	高齢者の生きがいと健康づくりや地域活動の核となる人材を養成する「宮城いきいき学園」への運営を補助する。
少年団体指導者研修事業 (生涯学習課) 再掲	子ども会活動の支援や地域活動を行うジュニア・リーダー育成のため、「ジュニア・リーダー中級研修会」及び「ジュニア・リーダー上級研修会」等を実施する。 また、「市町村青少年教育関係職員研修会」を通して、育成者に対する研修会を実施する。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
ボランティアセンター関連研修受講者数（各年度3回実施予定）	25人 (令和元年度1回当たり)	50人 (各年度1回当たり)

(4) NPO等の活動促進

【現状・課題】

- ◇ NPOは、自らの理念に基づいて活動する「自発性」、新しい社会的課題や少數者のニーズ等にいち早く気づき、独自の視点から取り組む「先駆性」、既存の枠組みにとらわれず、すばやく意思決定、行動のできる「機動性」など優れた特質を有しています。
- ◇ NPO活動は、社会全体に広がりを見せており、福祉の分野においても様々な活動が展開されています。令和2年3月31日現在の県内のNPO法人の設立認証数は819であり、「保健・医療・福祉の増進」に係る活動を行っている法人が512(63%)、「子どもの健全育成」に係る活動を行っている法人が428(52%)となっています。

- ◇ NPOは、公の施設の指定管理者制度や業務委託などを通じて、行政の主要なパートナーとなってきており、本県の福祉行政においても、児童養護施設等退所者の自立支援、子どもの貧困対策、DV対策支援、障害者支援、障害児等療育支援、生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、被災者支援など、幅広い分野において重要な役割を担っています。
- ◇ 物の豊かさよりも、生きがいや自己実現など心の豊かさ、社会貢献に対する関心が高まっている中、多様な世代がNPO活動に参加し、NPOと多様な主体が連携・協働することにより、新たな人と人とのつながりが生まれ、あらゆる人が生きがいを持って活躍することのできる地域社会が形成されるとともに、地域全体としての課題解決力の強化やコミュニティの再構築が図られることが期待されます。
- ◇ 一方、NPOが事業活動を展開する上で解決すべき課題として、資金の不足のほか、人材不足やスタッフの世代交代が進まないなど、活動の担い手となる人材不足等が挙げられています。

【施策の方向性】

- ◇ NPO活動に対する社会の関心を高め、理解と参加を促すため、ICT等を活用した情報発信を行うとともに、様々な世代の人々との幅広い交流を促進します。
- ◇ NPOが継続的に運営され、発展的に活動していくために、NPOの運営基盤強化に向けた支援を行うとともに、NPO活動を促進する体制を整備します。
- ◇ 地域の様々な課題を解決するためには、多様な主体との連携により補完しながら取り組むことが重要であるため、多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の運営 （共同参画社会推進課）	NPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点である「宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）」を核として、市町村や中間支援組織等と連携し、各種研修のほか、交流、啓発、相談、情報提供、活動場所の提供等の事業を実施し、活動の支援と運営基盤の強化を図る。
NPO支援施設及び中間支援組織の機能強化 （共同参画社会推進課）	県内各地域のNPO支援施設や中間支援組織のスタッフを対象とした研修を実施し、スタッフの資質向上を図り、NPOの運営に係る相談への対応力や、多様な主体との協働のコーディネート機能の強化を図る。

4. 福祉サービスの質の向上

(1) 福祉サービスの評価と利用者への情報提供の充実

【現状・課題】

- ◇ 県では、福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者のサービス選択に資する情報提供の充実を図るため、福祉サービス第三者評価を実施しています。
- ◇ 第三者評価の受審は、施設の課題の把握や改善に役立つとともに、施設利用者等からの信頼向上にもつながります。
- ◇ 第三者評価の結果の公表は、利用者がより質の高いサービスを選択する際に有効な情報となっています。
- ◇ まだ受審していない施設も多いため、施設の設置者である社会福祉法人等へのPRや、県民へ制度の周知を図るなど、受審を促す取組が必要です。

【施策の方向性】

- ◇ 福祉サービス事業者に対し、受審するメリット等、制度の周知や啓発を行い、積極的に第三者評価を受審するよう働きかけていきます。
- ◇ 第三者評価の受審を通じ、施設の課題改善に向けた効果的かつ具体的な目標設定や職員の自覚と改善意欲などを促し、福祉サービスの質の向上につなげます。
- ◇ 多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や、第三者評価の受審が円滑に行われるよう、第三者評価機関の育成に努めます。
- ◇ 第三者評価の結果をホームページ等で公表することで、利用者が必要なサービスを選択しやすい環境を整えます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
福祉サービス第三者評価推進事業 (社会福祉課)	改定や評価機関の認証等を行うとともに、県政だよりの掲載等、事業者やサービスの利用者に向け制度の普及啓発を行う。 ホームページ等により、受審結果を周知する。
福祉サービス第三者評価者研修（養成研修・継続研修） (社会福祉課)	第三者評価機関の認証を取得することが見込まれる法人の評価調査者を対象にした研修及び認証取得後の継続研修を実施し、必要な専門知識と技術の習得・向上を図る。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
福祉サービス第三者評価受審件数（累計）	157件 (令和元年度末)	368件 (令和7年度末)

(2) 小規模な社会福祉法人への支援等**【現状・課題】**

- ◇ 平成28年度の社会福祉法改正では社会福祉法人（以下、「法人」という。）の公益性・非営利性を確保する観点から、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等の制度の見直しが行われ、法人としての地域社会への貢献がさらに求められることとなりました。
- ◇ 法人の規模にかかわらず、地域の中で顕在化している福祉ニーズに対応するため、地域における公益的な取組の実施が求められていますが、小規模な法人においては経営基盤や職員体制の脆弱性などから、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても単独では実施することが困難な状況にあります。
- ◇ 福祉人材の確保が困難になる中で、地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させるために、法人の公益性・非営利性を踏まえ、小規模な法人においても地域への積極的な福祉サービスの提供が求められています。
- ◇ 単独で地域貢献の取組を実施することが難しい小規模な法人において円滑な取組を推進できるような環境整備を図る観点から、平成30年度から、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を実施しています。

【施策の方向性】

- ◇ 小規模な法人を含め、地域のさまざまな福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組の促進が図られるよう「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を引き続き実施し、その環境整備を図ります。
- ◇ 人口構造の変化や福祉ニーズの複雑化・多様化が進む中で、良質かつ適切な福祉サービスの提供や法人の経営基盤を強化するための連携・協働化の選択肢を増やすため、法人を中心とした「社会福祉連携推進法人」制度が創設されることとなっており、制度が適切に運用されるよう指導・助言を行います。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 (社会福祉課)	<p>小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、以下の地域貢献のための取組が促進されるよう、その環境整備を図ることを通じて、地域における福祉サービスの充実とともに、重層的な支援体制の構築を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人間連携プラットフォームの設置 ②複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ ③福祉・介護人材の確保・定着のための取組の推進 ④参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進 ⑤その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施団体数	延べ 6 団体 (平成 30 年度から令和 2 年度)	延べ 10 団体 (令和 3 年度から令和 7 年度)

5. 災害や感染症への対応

(1) 災害時要配慮者支援体制の整備

【現状・課題】

- ◇ 災害発生時に高齢者、障害者など要配慮者の安全、安心を確保するためには、適切かつ円滑な避難支援体制を構築する必要があります。
- ◇ 災害発生時に要配慮者に対する支援、とりわけ災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援については、市町村において全体計画を定め、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の個別計画を策定し、災害発生時における避難行動支援や避難所における支援等の対策を組織的に進めていく必要があります。
- ◇ 市町村が行う避難行動要支援者に対する支援対策のあり方については、県の考え方をまとめた「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（平成25年12月）」に基づき、市町村と連携してより実行性のある支援体制の整備を進めていますが、市町村によって個別計画の策定など支援対策の進捗状況に差が生じているため、市町村の状況を確認するとともに、県内各地で施策の展開を図っていく必要があります。
- ◇ 地域の要配慮者が安心して生活できるよう、普段から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達、避難誘導等の体制整備を進める必要があります。
- ◇ 災害発時における円滑な避難を実施するため、避難確保計画の作成等が義務付けられている要配慮者利用施設について、作成状況に差が生じていることから、取組の促進を図る必要があります。
- ◇ 災害発時に行政と福祉団体が連携し、避難所などにおいて高齢者や障害者等に対する福祉的な支援が行えるよう、人材派遣のための体制づくりや、広域連携・協働のため、平成29年度に宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会を設立しました。宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会には、広域支援体制検討部会及び災害派遣福祉チーム部会を設置しており、広域支援体制検討部会では、行政と福祉施設及び福祉関係団体における広域的な連携についての検討、災害派遣福祉チーム部会では、チームの設置、派遣等に関する検討やチーム構成員に対する研修を実施しています。
- ◇ 大規模災害発時には、市町村からの派遣要請等により避難所や福祉避難所において高齢者や障害者等に福祉的な支援が行う宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）を構成しますが、令和元年度末現在40法人・施設と協定を締結し

ています。

- ◇ 令和元年東日本台風において、初めて宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）を派遣しました。

【施策の方向性】

- ◇ 災害発生時に避難行動要支援者等に対して適切かつ円滑な支援が行われるよう、出前講座等により市町村や関係団体に対して「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」に基づく支援の仕組みや他自治体の先進事例等の周知を図ります。
- ◇ 市町村の個別計画の作成について、市町村の防災部局と福祉部局の関係部署のほか、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等との連携による取組の促進を図ります。また、定期的な調査を行って状況を把握し、適切な指導助言を行います。
- ◇ 避難所に避難した要配慮者が、避難所での生活に支障をきたす場合に必要な支援を受けるための特別な配慮がなされた福祉避難所の指定について、市町村の積極的な取組を支援します。
- ◇ 避難確保計画の作成等について、状況に応じ、市町村への支援を行うとともに、社会福祉施設への指導監査等を通じて、取組の促進を図ります。
- ◇ 宮城県災害福祉広域支援ネットワークにおいて、災害発生時における要支援者の広域的な支援体制のあり方や避難所等における宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）の派遣体制の充実・強化を図ります。
- ◇ 災害発生時に迅速で円滑な支援を行うため、DMA Tとの連携について検討します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
避難行動要支援者等支援事業 (保健福祉総務課)	災害発生時に要支援者が安全・確実に避難できる体制を確保するため、「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」の周知、啓発を通じて、市町村の取組を支援する。
災害福祉広域支援ネットワーク運営事業 (社会福祉課)	災害発生時における要支援者の広域的な支援体制のあり方や避難所等における宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）の派遣体制の充実・強化を図る。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
個別計画策定済市町村数	11 市町村 (令和元年 6 月 1 日)	35 市町村 (令和 7 年度末)
宮城県災害派遣福祉チーム (宮城県 DWAT) の協定締結数	40 法人・施設 (令和元年度末)	75 法人・施設 (令和 7 年度末)

(2) 災害ボランティアの受入れ体制の整備**【現状・課題】**

- ◇ 大規模災害発生時は、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない被災者ニーズが数多く発生します。そのため、被災者個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる災害ボランティアは、被災者の生活再建に重要な役割を担っています。
- ◇ 東日本大震災以降、被災地に設置された災害ボランティアセンター等を通じて全国各地及び海外から多くの災害ボランティアの支援を頂きました。東日本大震災の経験を踏まえながら、今後の災害に備えて、災害ボランティアセンター運営スタッフの人材育成やノウハウの継承を進める必要があります。
- ◇ 東日本大震災や令和元年東日本台風では、災害ボランティアセンターの設置主体である市町村社会福祉協議会が被災し、災害ボランティアの受け入れに混乱が見られました。また、市町村社会福祉協議会の中には、通常業務に災害対応業務が重なったことで人手不足に陥った団体もあり、災害ボランティアセンターの機能及び関係機関との連携体制の強化を図り、さらに充実させていく必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ 災害ボランティアセンターの運営が関係機関の協力のもと円滑に行われるよう、平常時から関係機関相互の連携・協力体制の強化を推進します。
- ◇ ボランティアの受け入れや被災者ニーズとのマッチングが円滑に進むよう、研修を通じて、ボランティアコーディネーターの養成や防災意識の向上を図ります。
- ◇ ボランティアの方々の支援活動を被災地の復旧・復興に効果的に活かしていくためには、市町村災害ボランティアセンター等において、様々なボランティア支援を受け入れるための、「受援力」を高めることが必要です。各地域におけるボランティア受け入れの仕組みづくりや受け入れる環境づくりを推進します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
災害ボランティア受入体制整備事業 (社会福祉課)	大規模災害の発生等に備え、災害ボランティアの受け入れ体制の整備やボランティアセンタースタッフの養成研修等を行い、災害ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

【目標指標】

項 目	現 況	目標（達成時期）
災害ボランティアセンター 関連研修受講者数	240人 (令和元年度)	1,425人 (令和3年度から令和7年度の累計)

（3）新型コロナウイルス感染症等への対応**①子ども・子育てに対する対応****【現状・課題】**

- ◇ 災害の発生や新型感染症等の影響による生活環境の変化により、DVや児童虐待の増加や深刻化が想定されることから、社会情勢の変化に応じた支援対策を講じる必要があります。
- ◇ 感染拡大防止のため小学校が臨時休業となった際も、保護者が仕事を休むことが困難な子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブでは開所が求められましたが、「3密」の回避や人的体制の確保に課題が生じたことから、小学校をはじめとした地域の関係機関が協力し合い、必要に応じて学校施設の活用や教職員等による運営支援が行えるよう、日頃から連携体制を整備しておく必要があります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「子ども食堂」を休止せざるを得ない団体が多くありましたが、弁当や食材の配布、宅配等の活動に切り替え、支援を継続した団体もありました。こうした子ども達の「食」を支える活動は重要であり、活動が円滑かつ安全に継続できるよう地域全体で支える必要があります。

【施策の方向性】

- ◇ DV被害者や被虐待児童等が支援に円滑につながるよう、SNS等を活用した相談窓口の設置や関係機関と連携した見守り支援体制の強化を図ります。
- ◇ 放課後児童クラブの運営に当たっては、適切な感染防止対策を講じるとともに、非常時でも子ども達が安全に安心して過ごせる居場所が確保されるよう、小学校

と放課後児童クラブの連携強化を図ります。

- ◇ 非常時・緊急時に大きな影響を受けやすい生活困窮家庭の子ども達を地域で支える活動を支援するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりや食の支援に取り組む団体の情報発信や連携体制の整備等を推進します。

②高齢者に対する対応

【現状・課題】

- ◇ 新型コロナウイルス感染症は、県内の高齢者施設においても、感染者の発生が見受けられます。高齢者は、感染により重症化するリスクが高いため、高齢者施設における感染症防止対策を徹底する必要があります。また、感染者発生施設においても、施設入居者には引き続き介護サービスの提供が必要となりますので、そのための体制整備を進める必要があります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症対策として新たに取り入れられた、人と人との距離を確保するなど「新しい生活様式」の実践により、対面による見守りが難しい状況となっています。また、外出の機会が減り、通いの場に通えないなどの状況となっていることから、高齢者の健康維持・フレイル予防を進める必要があります。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会福祉施設等に対する衛生物資供給支援を実施するとともに、マスク等の衛生物資を備蓄しています。

【施策の方向性】

- ◇ 介護サービス事業所における適切な感染対策の推進のため、実地指導等において引き続き感染対策の助言・指導を行います。また、必要に応じて感染対策のための研修を開催します。
- ◇ 介護サービスは、高齢者の生活を維持する上で不可欠であり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても必要な介護サービスを提供することが必要となります。そのため、関係団体の協力を得て、応援職員を県に登録し、施設において感染者が発生した際には、県と関係団体が連携して派遣調整を行う枠組み等を整備しております。
- ◇ 今後の県内の感染症流行に備え、マスクやディスポーザブル手袋等の衛生資材を必要量備蓄します。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出の機会が減っている高齢者の健康維持・フレイル予防に向けた普及啓発や、通いの場における適切な感染対策を推進します。

③障害者に対する対応

【現状・課題】

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響によりマスク等の衛生物資の入手が困難なか中、障害福祉施設においては、感染症防止対策の徹底に取り組む必要があります。
- ◇ 障害福祉施設においては、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合も、サービス提供が必要な利用者に継続してサービスを提供する必要があります。
- ◇ 感染拡大防止のため特別支援学校等が臨時休業となった際、保護者が仕事を休むことが困難な障害児の居場所を確保するため、放課後等デイサービス事業所では開所が求められました。

【施策の方向性】

- ◇ 障害福祉施設に対して、感染症防止対策に必要な衛生物資を調達し配布するほか、マスク等の衛生物資を備蓄します。また、障害福祉施設の感染症担当者を対象とした、感染症防止対策の徹底や発生時における拡大防止策、マニュアル策定等の相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門家を派遣します。
- ◇ 障害福祉施設に対して、感染者や濃厚接触者が発生した場合等のかかり増し経費を支援するほか、入所施設において新型コロナウイルス感染症が発生した際に応援職員を派遣する体制を整備します。
- ◇ 特別支援学校等の臨時休業時の対応として、「3密」の回避や人的体制の確保など、必要に応じて学校施設の活用や教職員等による運営支援が図られるよう特別支援学校等と連携した取組を促します。

④生活困窮者に対する対応

【現状・課題】

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業・解雇・減収等を主因とした生活困窮者が急増し、相談窓口である自立相談支援事業への相談も急増しました。また、事業者の経営悪化などから求人人数が減少、再就職や収入増等に向けた効果的な支援も難しい状況となりました。
- ◇ 一時生活支援事業では、居所を失った生活困窮者の受入れに当たり、従来は原則として相部屋への入居であるものの、受入先でのクラスター発生防止の観点から、新たに個室を確保するなど、入居者間の接触が発生しないよう特段の対応が必要となりました。

- ◇ 子どもの学習・生活支援事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、会場としていた各町の公共施設の多くが使用不可となり、教室の開催ができない状況が続きました。
- ◇ 休業等による収入減や学校休業による食費の増を背景に、フードバンクへの食料支援要請が増加したことを受け、複数の団体が新たにフードバンク活動を開始し、既存の一部団体でもフードバンク活動団体が存在しない登米・大崎・栗原地域で出張食料提供サービス（フードパントリー）を実施するなど、新たな支援の動きが見られました。

【施策の方向性】

- ◇ 国の支援制度等を活用しながら、自立相談支援機関の相談員の拡充を図るなど、必要な相談・支援が実施される体制を確保します。また、感染症への感染が疑われる相談者から相談があつた際の対応に関するマニュアルの整備などにより、相談員の安全を確保の上、相談・支援が継続できる体制を構築します。
- ◇ 一時生活支援事業については、今後同様に感染症が発生した際には、受託事業者と連携し、適時に個室確保など必要な対応を進めます。
- ◇ 子どもの学習・生活支援事業では、会場が使用できなくなった場合の代替措置となるインターネットを介したオンライン教室の整備が課題とされたことから、今後受託事業者と連携し、システム整備に要する費用や対象世帯のインターネット環境の状況等を踏まえつつ、実現に向けた検討を行っていきます。
- ◇ 食料支援のニーズが急増した際の食料の確保、保管、提供の在り方について、フードバンク活動団体等とともに検討を進めていきます。

⑤偏見や差別、誹謗中傷等への対応

【現状・課題】

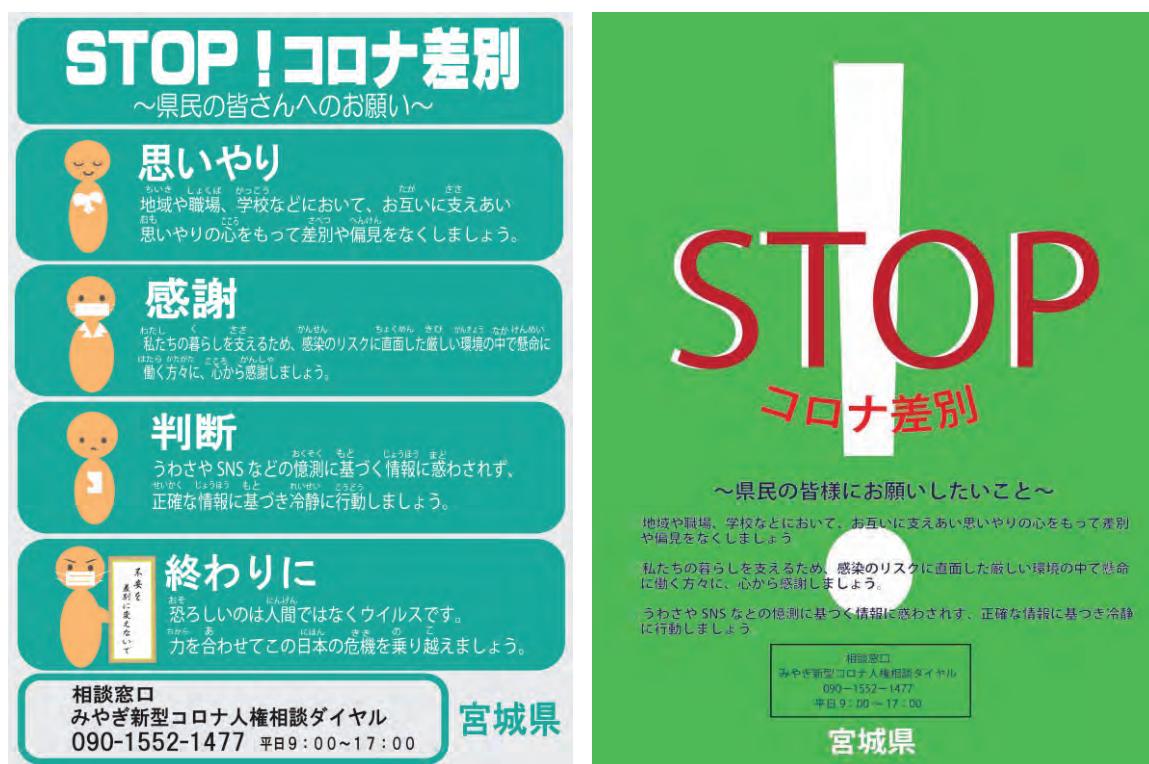
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染された方やその家族、医療従事者などへの偏見や差別、誹謗中傷等により心を深く傷つけられた方々がいます。
- ◇ このような行為を根絶し、県民一丸となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく必要があることから、行政、医療、福祉、経済、学校関係など28団体の賛同による「STOP! コロナ差別」共同宣言やチラシの作成・配布等による普及啓発を行ったほか、被害を受けた方々の相談窓口として「みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル」を設置しました。
- ◇ 県議会では、新型コロナウイルス感染症対策に関する県の責務、県民、事業者

の役割などを明確にするとともに、不当な差別的取扱いや誹謗中傷などを禁止する規定を盛り込んだ「宮城県新型コロナウイルス感染症対策基本条例」を制定しました。

【施策の方向性】

- ◇ 感染された方やその家族などへの偏見や差別、誹謗中傷等は絶対に許される行為ではないことを関係機関・団体と連携しながら、様々な広報媒体を活用し周知を図ります。
- ◇ 被害を受けた方々に対し、相談窓口を設置するなどの支援を行います。

普及啓発用チラシ ～宮城野高等学校の生徒さんの協力により作成～



⑥災害ボランティア及び宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）活動における対応

【現状・課題】

- ◇ 感染症が発生している状況において大規模な自然災害が起きた場合、被災者の支援を行う災害ボランティアや宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）の活動が大きな制約を受けることとなります。
- ◇ 「支援者が感染を広げないこと」、「支援者の安全を確保すること」を守りつつ、被災者の命と暮らし、尊厳を守るため、必要な支援をどう行うかが、大きな課題となっています。
- ◇ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が令和2年6月に公表した「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」によると、感染拡大の懸念がある期間については、都道府県域をまたぐなど広域に大勢のボランティアに参加を呼びかけ受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に、中学校区、当該市区町村域、などの制限を設けて行うとの考え方が示されました。

【施策の方向性】

- ◇ 感染症発生時における災害ボランティア活動について、災害ボランティアセンターの運営や支援従事のルールを定めるとともに、関係機関の連携・協力のもと災害ボランティアセンターの運営が円滑に行われるよう、平常時から関係機関相互の連携・協力体制の強化を推進します。また、感染症発生時には県外からのボランティアの来訪が制約を受けることから、地域において必要な災害ボランティアが確保できるよう、県民への普及・啓発、情報提供を積極的に行います。
- ◇ 感染症発時における宮城県災害派遣福祉チーム（宮城県DWAT）の在り方について検討を進めるとともに、必要な衛生用品・防護用品の備蓄を行います。

6. 東日本大震災の被災者支援

(1) 見守り・相談支援と地域コミュニティの再生・形成

【現状・課題】

- ◇ 被災市町において、市町社会福祉協議会やNPO、民間企業等がサポートセンターを設置し、福祉専門職や被災した住民等をLSA（生活支援員）や生活支援相談員等として配置の上、仮設住宅や災害公営住宅等の個別訪問・相談支援による健康面・生活面の支援や住民交流サロン等の開催等による地域コミュニティの再構築に取り組んできました。また、サポートセンターの運営を支援する宮城県サポートセンター支援事務所が設置されました。
- ◇ 災害公営住宅等への移転により、プライバシーが確保された一方、支援者や地域住民の目が届きにくくなり、また、高い高齢化率、独居率や転居などによる環境の変化等により、被災者の孤立や生活課題の深刻化が懸念されています。
- ◇ 被災市町では「地域における支え合い活動」の大切さが改めて認識され、地域住民自らが復興に向けて地域コミュニティを再構築しようとする取組が展開されています。

【施策の方向性】

- ◇ 市町における被災住民の相談支援や見守り活動に対する支援を継続するとともに、これまでの成果を踏まえながら、地域福祉活動への移行が円滑に図られるよう働きかけていきます。
- ◇ 災害公営住宅等において新たに設置された自治会などが中心となり、自発的・主体的に支え合いや地域コミュニティづくり、地域の活性化に向けた活動を行っていくことを引き続き支援し、地域コミュニティの再構築を図っていきます。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
被災地域福祉推進事業 (社会福祉課)	被災地域において、地域コミュニティの活性化を図り、被災者の安定的な日常生活確保や孤立防止のため、生活相談支援員等による相談支援や見守り活動、住民同士の交流機会の提供等を行う市町村や社会福祉協議会の取組を支援しながら、地域住民による支え合い活動への移行を推進する。

生活支援サービス開発支援事業 (長寿社会政策課) 再掲	地域の特性に応じた生活支援体制を構築するため、関係団体で構成する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を設置・運営するとともに、被災者支援などで培った知見を生活支援サービスに活用するための研修等を実施する。
地域コミュニティ再生支援事業 (地域復興支援課)	災害公営住宅等における地域コミュニティの強化や地域の活性化に向けた活動を推進するため、自治組織等が自発的に取り組む地域コミュニティ再生活動に対し、補助金の交付やアドバイザーの派遣、自治会等研修交流事業などの支援を行う。
NPO等による心の復興支援事業 (共同参画社会推進課)	被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することができるよう、NPO法人等による心の復興事業の実施に対し支援する。

【目標指標】

項目	現況	目標（達成時期）
災害公営住宅整備事業等により新たに形成された地区における自治会数	369 (令和2年7月)	377 (令和7年度末)

(2) 心のケア**【現状・課題】**

- ◇ 被災者は、東日本大震災により受けた深い悲しみやPTSDなど強いストレスを抱えており、精神疾患が懸念されます。また、アルコール問題が深刻になっており、自死予防を含めた専門的な支援が必要とされています。
- ◇ 災害公営住宅への転居に伴い、仮設住宅で築いたコミュニティが衰退し被災者の孤立や生活課題の深刻化が懸念されています。また、支援者や地域住民の目も届きにくい状況です。
- ◇ 支援の長期化や対象者や業務の増加等に伴い、支援する側にも疲労が蓄積しており、対策が必要となっています。

【施策の方向性】

- ◇ 市町、地域の関係機関及びみやぎ心のケアセンターと連携し、訪問や面接などの個別支援により、被災者の心の問題を早期に発見し支援を行うことで、心の問題の深刻化を防ぎます。
- ◇ 復興の段階に応じた、効果的な健康支援について検討していきます。

◇ 東日本大震災により被災した子どもや保護者との心のケアについては、市町など関係機関と連携し、子どもの成長過程や保護者の状況に応じた相談対応など、多様な支援を実施します。

【主な取組】

事業・取組（担当課）	内 容
みやぎ心のケアセンター (精神保健推進室)	専門職による訪問や面接など、東日本大震災によって生じた心の問題についての相談に応じる。 支援者向けの相談会など、業務が過大となっている支援者のサポートを行う。
自死対策の実施 (精神保健推進室)	心のケア研修会や自死対策研修会を開催する。自死対策を実施する市町村や仙台いのちの電話など民間団体に補助を行う。
宮城県自死対策推進センター (愛称：みやぎほっとするセンター) (精神保健推進室) 再掲	宮城県精神保健福祉センター内に設置し、自死を考えている方や自死遺族等に対し、電話と面接による個別相談等を実施する。
子どもの心のケアなどに関する相談対応 (子ども・家庭支援課) 再掲	市町など関係機関と連携し、被災した子どもや保護者などを対象とした相談対応等を行う。

第5章 市町村地域福祉計画の支援

1. 市町村地域福祉計画の概要

(1) 市町村地域福祉計画の現状と課題

- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法において、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられました。
- ◇ 令和2年4月1日現在、地域福祉計画を策定済の市町村は、22市町にとどまっています。
- ◇ 厚生労働省の策定状況の調査によると、未策定の市町村の策定していない理由として、「計画策定に係る人材やノウハウの不足」などがあげられています。

県内市町村地域福祉計画策定状況(令和2年4月1日現在)

	策定済み	未策定	全体
市	11	3	14
町村	11	10	21
計	22	13	35

(2) 市町村地域福祉計画の意義

- ◇ 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力し合うことにより、地域福祉推進の目的である「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるようになる」ため、地域福祉計画を策定することとなります。
- ◇ 地域福祉計画は、市町村の総合計画や基本構想を踏まえた上で、市町村における福祉の在り方や方向性を示す基本となる計画であり、福祉分野の個別計画や個別施策に共通する基本理念や基本目標、方向性を明らかにするものです。
- ◇ 公的な社会保障の規模は質・量ともに大きくなっていますが、一方で制度の狭間にあり様々な問題も顕在化しています。これらの課題を解決するためには、住民参加を中心とした地域福祉活動が非常に重要な役割を果たすことになり、それを明確にするためにも市町村単位で問題の把握、解決方策など、住民参加による計画策定が必要となります。

- ◇ 行政と地域住民、民間福祉団体やNPO等の多様な関係者とのパートナーシップにより、協働で地域の要支援者の生活を支えるという方向を示すことになります。
- ◇ 策定に当たっては、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

(3) 市町村地域福祉計画の役割

- ◇ 地域福祉計画を策定することにより、市町村が住民ニーズや地域の現状を踏まえた住民主体の福祉施策を計画的・総合的に構築することができます。
- ◇ 策定過程において地域住民や民間団体等と合意形成することで、パートナーシップによる地域づくりを行い、保健・医療・福祉をはじめ住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進することになります。
- ◇ 地域福祉計画は、その策定過程において、住民の意見を十分に反映させていく必要がありますが、計画をつくる過程は、地域の生活課題の発見や協働による取組の契機ともなることから、そのものが地域福祉活動であると言えます。
- ◇ 平成30年4月に改正施行された社会福祉法では、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が市町村の努力義務とされました。また、令和2年6月の社会福祉法の改正では、市町村において、既存の相談支援等を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されたことから、地域福祉計画策定のプロセスも活用しながら、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の創意工夫により具現化し、展開していくことが期待されます。
- ◇ 策定過程において、住民の当事者意識の向上や、関係機関との連携、職員のスキルアップが図られることが期待されます。

(4) 地域共生社会の実現に向けて

- ◇ 少子高齢化や地方の過疎化、世帯規模の縮小などの傾向を強めているほか、人と人とのつながりの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境が変化してきており、地域における支え合い機能の低下も憂慮されます。
- ◇ また、ダブルケアや8050問題、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、若年から中高年までの幅広い世代にわたるひきこもり、生活困窮など、複数の要因が絡まり複雑化した問題も顕在化しております。
- ◇ このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割

り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことを目指す必要があります。

- ◇ 市町村においては、誰もが役割を持ち、共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、多様な主体が協働して地域福祉活動に取り組むことができるよう地域福祉計画に盛り込み推進していくことが重要です。

2. 県の支援施策と計画策定市町村数目標

(1) 県の支援施策

①計画策定の支援

- ◇ これから地域福祉計画を策定する市町村の要請に応じて、それぞれの地域特性を活かした計画の策定と地域福祉活動の推進を支援し、県内の市町村において地域福祉計画の策定が進むよう、市町村に働きかけていきます。
- ◇ 担当者会議などの機会を通じ、地域福祉計画策定済の市町村の情報提供などを行います。
- ◇ 県社会福祉協議会と連携を図り、市町村社会福祉協議会と市町村が協働で計画策定に取り組めるよう、働きかけます。
- ◇ 地域福祉計画策定済の市町村に対しては、市町村の実情に応じた計画の改定や中間見直しが円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ◇ 市町村の地域福祉計画の策定や改定に対し、財政的な支援を行います。

主な支援施策

- ・ 地域福祉推進事業
市町村地域福祉計画の策定支援のため情報共有や研修会を開催する。
- ・ 市町村振興総合補助金地域福祉おこし事業
市町村地域福祉計画の策定、改定、効果検証等に係る経費に対して補助する。

②計画推進に係る人材育成

- ◇ 市町村と市町村社会福祉協議会、NPO、社会福祉施設がともにパートナーとして、地域住民等が自ら地域生活課題を把握し解決する取組を支援するため、住民に身近な圏域における相談体制の整備等に取り組んでいくことが重要です。
- ◇ 複雑・多様化する住民の福祉ニーズに対して適切な支援を提供し、地域での支え合いの取組を実践するため、地域福祉活動をコーディネートする人材や福祉サービスの提供に関わる人材の育成、スキルアップが必要とされています。

- ◇ 市町村職員、市町村社会福祉協議会職員による地域福祉に関する担当者会議を開催することにより、県内各地域の取組について理解を深め、関係者同士の情報交換により地域福祉活動のさらなる推進を支援します。
- ◇ 複雑化・多様化する住民の福祉ニーズに対して、適切な支援の提供や地域での支え合いの活動の実践を図るなど、地域福祉活動をコーディネートするスキルを身に付ける「コミュニティソーシャルワーク」に関する研修会や社会福祉施設職員を対象とした研修会等を開催し、市町村職員や市町村社会福祉協議会職員、社会福祉施設職員のスキルアップを支援します。

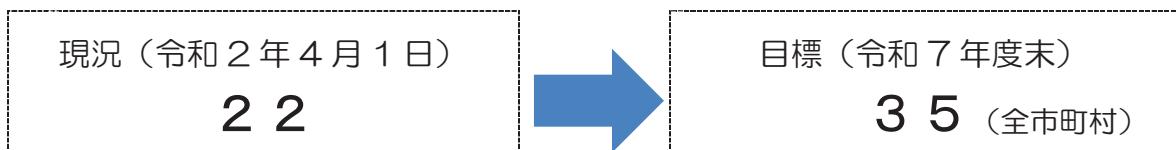
主な支援施策

- ・地域福祉担当者会議の開催
市町村及び市町村社会福祉協議会職員を対象に講義や意見交換等を通じて情報共有と連携促進を図る。
- ・コミュニティソーシャルワーク実践研修
地域や住民のニーズに対応し、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成・研修を行う。
- ・社会福祉施設職員研修
社会福祉施設に従事する職員を対象に、基本的知識と技能及び福祉サービス向上のための専門的知識と技能を身につけるための研修を行う。

(2) 地域福祉計画策定市町村数の目標

- ◇ 令和2年4月1日現在、地域福祉計画を策定済の市町村数は22市町ですが、令和7年度末までに全市町村において策定することを目標とします。

・計画策定済市町村数



3. 市町村地域福祉計画策定ガイドライン

(1) 計画に盛り込むべき事項

① 基本理念

- ◇ 「宮城県地域福祉支援計画（第4期）」の基本理念として、「すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成」を掲げています。
- ◇ 地域住民等が地域の課題を「我が事」として捉え、関係機関と連携して、複合的な課題、世帯を「丸ごと」支える、住民主体の地域づくりを推進する計画とす

ることが重要です。

- ◇ 市町村地域福祉計画を策定するに当たり、行政と住民が共に目指す地域福祉の考え方について、分かりやすい表現でまとめる必要があります。

②基本目標

地域福祉計画の目標として、以下のポイントを提示します。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| イ 地域住民が福祉の担い手として積極的に参画すること。 |
| ロ 地域住民が自ら生活課題を把握し、その解決策を検討すること。 |
| ハ 地域住民と行政が協働し、共に支え合い助け合う仕組みを創造すること。 |
| 二 高齢者や障害者の生活支援、子育てへの支援など、地域住民同士の支え合いを通じて、住民だれもが地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を実現していくこと。 |

③施策等

- ◇ 社会福祉法第107条は、市町村が以下の内容を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定することを規定しており、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(2017(平成29)年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)で示された策定ガイドラインの中で次のとおり盛り込むべき事項が定められています。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項 ・ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ・ 制度の狭間の課題への対応の在り方 ・ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制 ・ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 ・ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ・ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 ・ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ・ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行つ |

た養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ・ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ・ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ・ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れ寄附や共同募金等の取組の推進
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 全庁的な体制整備

□ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ・ 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- ・ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ・ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- ・ 利用者の権利擁護
- ・ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

ハ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ・ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

二 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・ 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ・ 地域福祉を推進する人材の養成

ホ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- ・ 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

④分野別の地域福祉施策に関する事項

- ◇ 地域福祉計画が、高齢者、子ども・子育て、障害者などの分野別計画などと具体的にどのように調和、整合を図るか検討します。

- ◇ 「共通して盛り込む事項」の内容とともに、個別の事業・活動等について、地域福祉計画に盛り込むべき事項や連携した計画の在り方等について、関係部局・課室と協議しながら整理し、盛り込むように検討します。

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ◇ 市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが求められています。
- ◇ このため、特に次の3点について、地域の実情を踏まえながら具体的な実施体制や実施方法を定める必要があります。

- イ 「住民の身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
 - ・地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
 - ・地域住民等に対する研修の実施
 - ・地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備
- ロ 「住民の身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備
- ハ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
- ・生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備

- ◇ 特にロ、ハについては、これまでも高齢者施策における「地域包括ケアシステムの構築」、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」など、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりが進められています。こうした取組を踏まえながら、どのようにして包括的な支援体制を構築していくか、具体的に検討する必要があります。

⑥関係機関やその他施策との連携に関する事項

社会福祉協議会との連携

- ◇ 社会福祉法において、社会福祉協議会には地域福祉を推進する中心的な団体として明示されております。地域福祉の推進のためには、自治体と社会福祉協議会がパートナーとして協力していくことが不可欠です。社会福祉協議会が「地域福

祉活動計画」を策定し、市町村の地域福祉計画と連携して地域福祉の推進に取り組むことが重要です。

- ◇ 社会福祉協議会は、地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集えるサロン活動の実施、ボランティアセンターの運営、ボランティア活動に関する相談対応や活動先の紹介、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての中心的な役割を担うことが期待されています。
- ◇ 地域福祉計画においては、社会福祉協議会が地域のさまざまな関係機関とのネットワークにより、協働して地域福祉を推進していくよう整理していきます。

県内市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の状況(令和2年4月1日現在)

	策定済み	未策定	全体
市	11	3	14
町村	11	10	21
計	22	13	35

【参考】

市町村と社会福祉協議会が協働し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に策定しているケースもあります。

(効果の一例)

- ・市町村と社会福祉協議会の意思統一により、施策の推進が図られること。
- ・計画の内容を一部共有することで、より実行性や効果の高い施策を盛り込むことが可能となること。
- ・計画に統一性があり、計画に対する住民の信頼を得やすいうことや、住民へのPRの機会が増えること。
- ・計画策定に係る労力などが分担できること。

民生委員・児童委員との連携

- ◇ 民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けて、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会奉仕の精神をもって地域社会の福祉向上に向けた様々な取組を行っています。なお、児童福祉法における児童委員も民生委員が担うこととされており、「民生委員・児童委員」として活動しています。
- ◇ 民生委員は、地域の見守り役であり、また良き相談役であることから、地域福祉計画においては、様々な地域関係者との連携を図るとともに、民生委員・児童委員活動に対する住民の理解が深まるよう整理していきます。

災害時要配慮者支援対策との連携

- ◇ 災害時要配慮者の支援については、災害発生時における高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援を適切かつ円滑に推進する必要があり、とりわけ避難行動要支援者に対する支援については、「市町村において全体計画を定め」、「避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援の個別計画」を策定し、災害発生時における避難行動支援や避難所における支援等の対策を組織的に進める必要があります。
- ◇ 地域福祉計画においては、行政と地域の民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織等が連携し要配慮者を日頃から地域で見守る体制を整え、災害発生時における安否確認や災害情報の伝達、避難時の支援方法等について整理していきます。

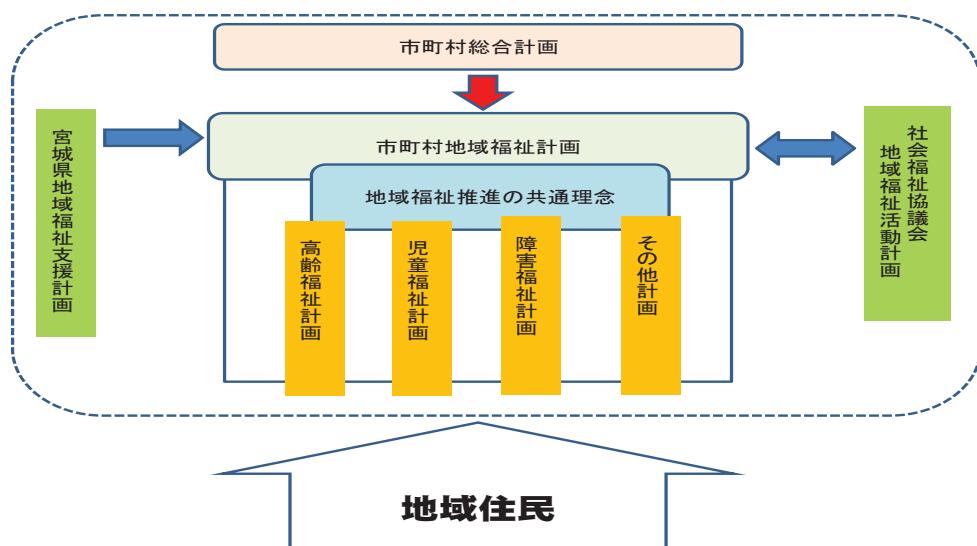
生活困窮者自立支援制度との連携

- ◇ 生活困窮者の支援については、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置付けて、計画的に取り組むことが重要です。
- ◇ 生活困窮者の把握や効果的な支援を実施するためには、関係機関や団体との連携はもとより、自治体内においても福祉部局にとどまらず他分野の部署と協力し、支援を行う必要があります。

(2) 計画策定の手順

① 計画の位置付けの明確化と計画期間の設定

市町村の総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、地域福祉計画の位置付けを明確にし、計画期間を設定します。



②計画策定体制の整備

プロジェクトチーム等の検討体制を整備し、地域住民、関係機関等による策定組織を設置します。

市町村内部の策定体制

- ◇ 地域福祉計画は、市町村で策定している総合計画及び高齢者、児童、障害者、健康等各種個別計画との整合性を図り、保健・医療・福祉及び生活関連分野との連携を確保して策定する必要があります。
- ◇ したがって、市町村の組織が一体となって取り組む必要があり、関係部局との連携による検討会やプロジェクトチーム、関係機関や団体も参加したワーキンググループ等を設置することが有効です。
- ◇ また、地域活動を行う保健・医療・福祉等の専門職である保健師や栄養士などが積極的に地域福祉計画の策定に関わることが望まれます。

地域住民・関係機関等による検討組織

- ◇ 地域福祉計画の策定に当たっては、地域住民、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員等によって構成する策定組織を設置し、様々な関係者の意見を取り入れて策定することが望れます。
- ◇ また、委員以外のその他の関連する専門家、地域生活課題に精通し地域福祉に関心が深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、委員を公募するなど、住民等が計画策定に積極的に関わることができるように機会を確保し、住民の意見を十分に反映しながら地域福祉計画の策定を進めることができます。

③地域の現状分析と住民ニーズの把握

各種統計データや住民、関係組織からのヒアリング等により、地域における福祉の現状を把握し、課題と問題点、解決策を整理します。

また、住民等の主体的参加を実現するため、地域福祉に関する住民アンケート調査の実施や管内の地域ごとに住民懇話会を開催するなどにより、住民の意見を集約します。

④現状・課題を踏まえた施策の方向性の検討と目標設定

社会福祉法第107条に掲げられた地域福祉を推進するための取組について、住民の意見を取り入れて、課題を解決するための施策や住民等による活動を盛り込みます。

地域福祉の推進を具現化するまでの個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要があります。

⑤計画の整理・公表

計画の策定段階においては、策定組織の検討状況を広報誌等で周知し、パブリックコメントを実施します。また、計画の策定後は、広報誌やホームページ等で公表します。

⑥計画の推進及び評価

計画策定後、計画の進行管理組織を設置し、毎年度定期的に計画の進捗状況の確認と評価を行い、地域住民の意見を取り入れながら必要に応じて計画の見直しをします。

資料編

1. 事例集 ······ (資) - 1

(1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）

- ① 石巻市
- ② 東松島市
- ③ 涌谷町

(2) 賴れる地域の力”ふれあいサン”（仙台市）

(3) 地域の子育て応援団！育児サークル「あんよ」、子育てサロン「このゆびと～まれ」
(仙台市)

(4) 中田中部地区の福祉員の活動（仙台市）

(5) 千代田のより処 ひなたぼっこ（仙台市）

(6) 「みんなが主役の介護予防作戦会議」をきっかけにした支え合いの地域づくり
(気仙沼市)

(7) きらり斎川笑アップ事業（白石市）

(8) 笑顔が生まれる「いきいき百歳体操」「ふれあいサロン活動」の取組（東松島市）

(9) 大崎市生活支援体制整備事業における地域の取組について
高倉地区振興協議会（大崎市）

(10) 仲良しピーチク会（蔵王町）

(11) 地域づくり活動《集う＆相談する》山元こぐまサロン
～障害のある方やご家族、地域住民の方が気軽に集い、相談できる場づくり～
(山元町)

(12) 七ヶ浜町地域福祉推進会議（七ヶ浜町）

(13) 支え合い懇談会（大衡村）

(14) 地域見守り活動（女川町）

(15) 成年後見制度、市民後見人養成・支援等の取組について（仙台市）

2. 宮城県地域福祉支援計画策定検討会議委員名簿 ······ (資) - 2 0

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）

(石巻市)

【地域力強化推進事業】

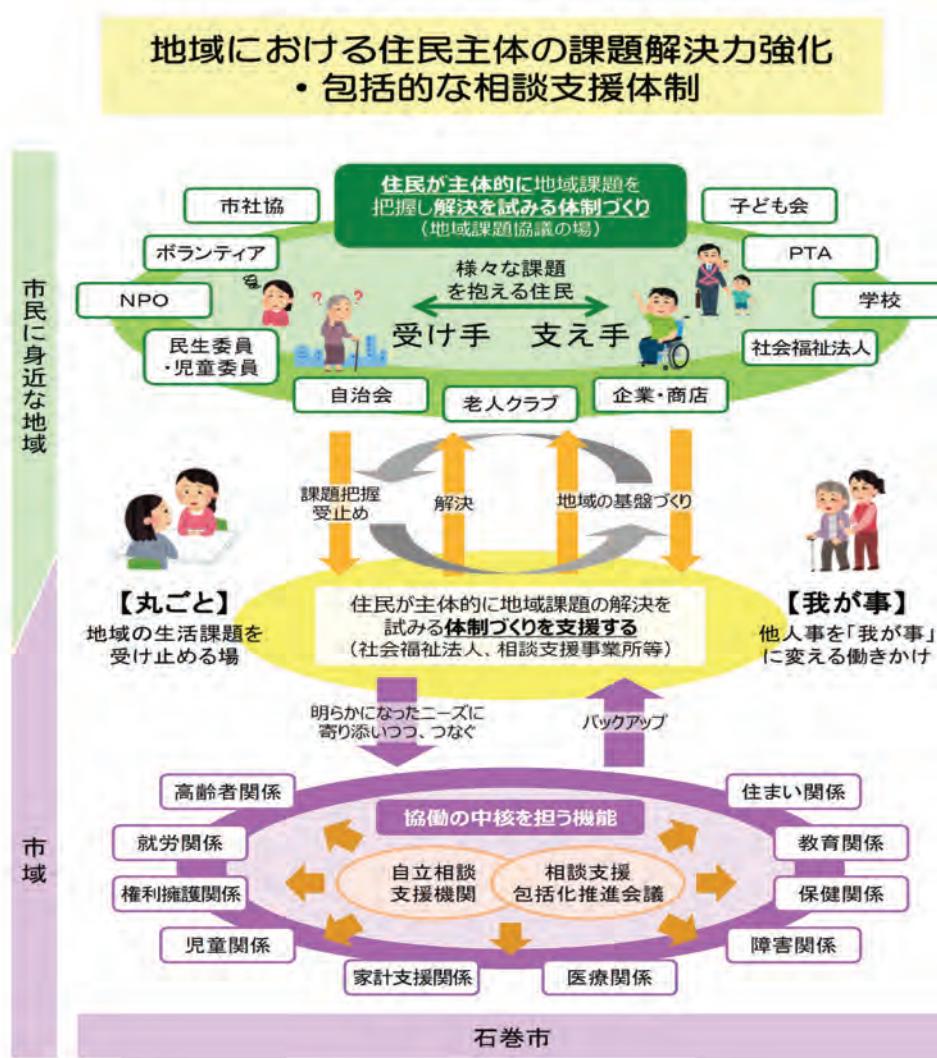
地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、住民に身近な地域において、地域住民等が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を行う。

また、身近な地域で行う見守り等の互助活動に対し助成金を交付することで、地域住民の主体的かつ持続的な活動を支援する。

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】

「福祉まるごと相談窓口」の設置により、複合的な課題を抱える困難ケース等の解決並びに「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な支援体制の構築を図る。

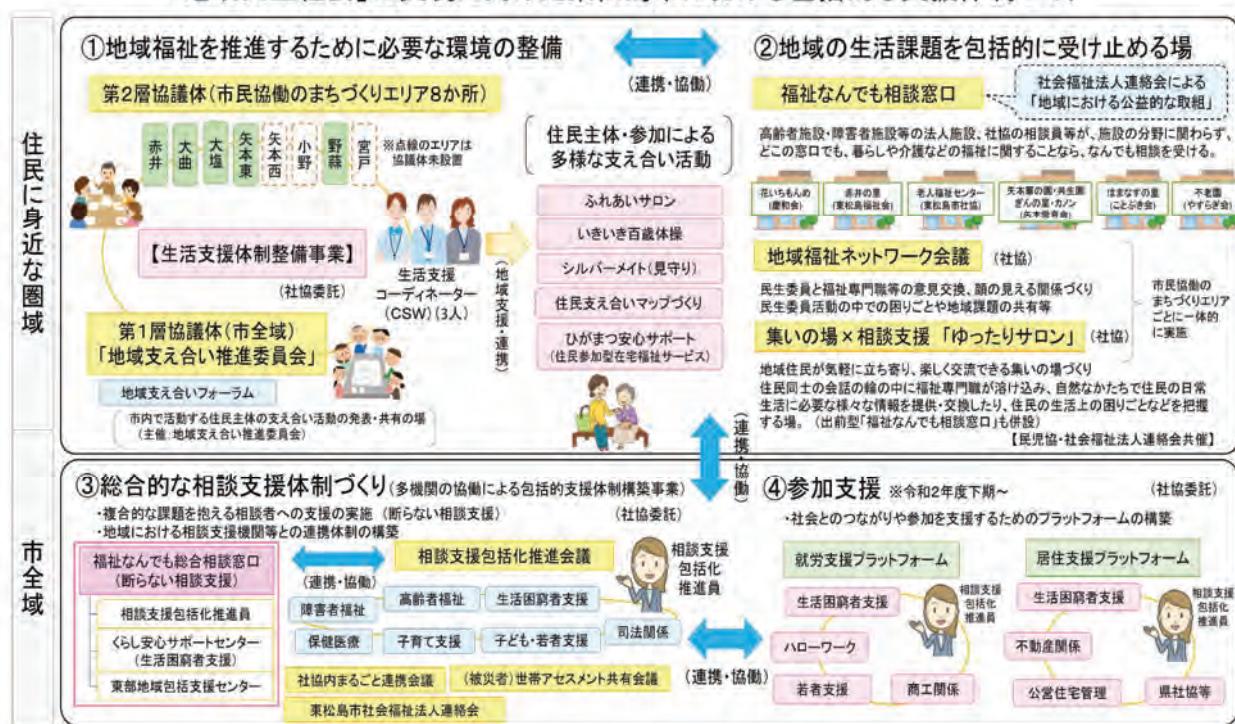
また、窓口を6総合支所にも増設し、全市的な取組を実施する。



1. 事例集（1）－②

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）

（東松島市）



多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

1. 事業の目的

- ・経済的問題や家庭、健康上の問題など、複合的な課題を抱える相談者へ、分野（児童、高齢、障がいなど）を問わず包括的に相談支援ができるよう、市内の多様な相談支援機関等との協働による総合的な相談支援体制づくりを推進すること
- ・生活支援体制整備事業や社会福祉協議会の地域福祉事業と連携し、地域に不足する社会資源づくりの取り組みを進めることによって、相談者の自立の促進を図るとともに、地域住民相互に支え合う意識の醸成を図ること

2. 事業の内容

- (1)相談者等に対する支援の実施
- (2)地域における相談支援機関等との連携体制の構築
- (3)地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業の実施

3. 相談支援の対象者

- ・相談支援の対象者を限定せず、心配ごとや困りごとを抱え、自らの力では解決が難しい方すべてが対象

4. 相談支援の体制

- ・複合的な課題を抱える住民に必要な複数分野の支援をコーディネートする役割として、
相談支援包括化推進員1名を配置しています。

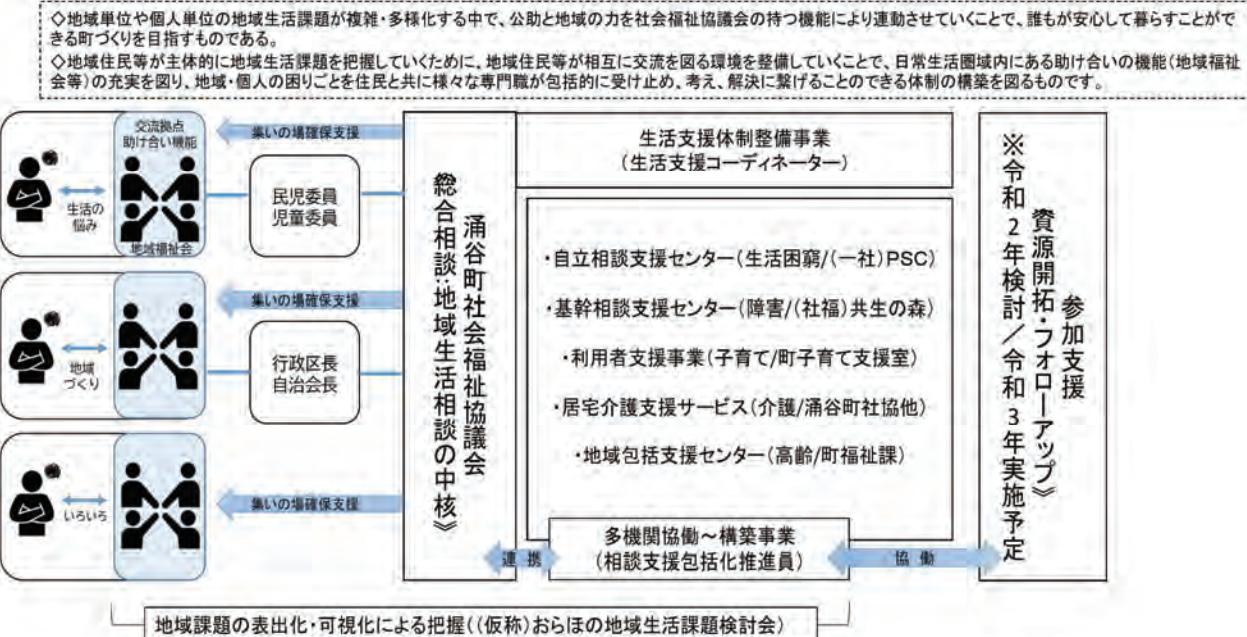
1. 事例集（1）－③

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（モデル事業）

（涌谷町）

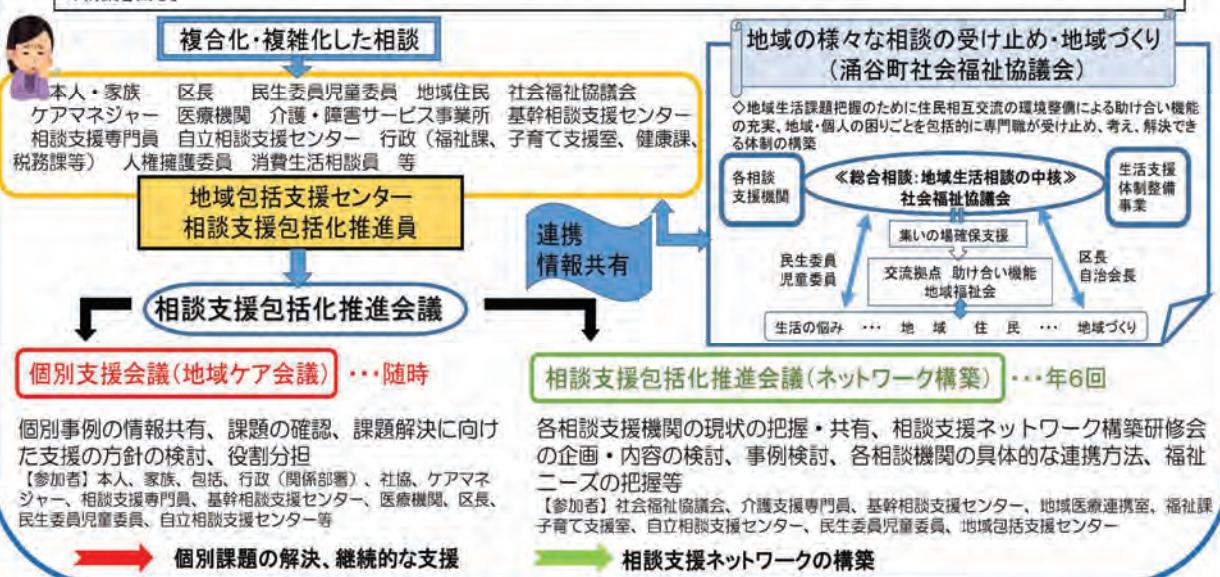
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

地域の様々な相談の受け止め・地域づくり（地域力強化推進）事業全体構想 概要図



涌谷町多機関協働包括的支援体制構築事業

育児や介護、障害、生活困窮さらには医療など、その属する世帯全体の複合化・複雑化したケースが増加しており、そのニーズに的確に対応するため様々な相談支援機関等を総合的にコーディネートする必要がある。その為、当町の地域包括ケア拠点である医療福祉センター内の地域包括支援センターに相談支援包括化推進員を配置し、個別事例に対して相談支援機関等の包括的なコーディネート及び相談支援機関のネットワークの構築を図る。



1. 事例集（2）

頼れる地域の力 “ふれあいサン”

(仙 台 市)

安養寺地区では、ふれあいサンという住民ボランティアの方々が活躍しています。

ふれあいサンは、地区社会福祉協議会長の委嘱を受け、担当する高齢者の安否確認や日常生活支援活動を行っています。

ご近所さんでもあるふれあいサンが日常のお付き合いの中で、見守り、相談を受けるため、きめ細やかな活動が展開されています。

令和2年1月23日（木）に、ふれあいサン懇談会を開催し、ふれあいサンが一人ひとり抱えている想いを町内会長や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会役員と共有する機会としました。

ご近所さんだからこそ、活動が“自然体”で行われていること、お茶飲みをしたり、おしゃべりしたり、外から家の様子を日々気に掛けたりといったことがとても大切であることを参加者全員で確認することができました。

また、安養寺地区社会福祉協議会では、令和元年度から、地域活動を行っている住民が集まり、日常の生活や活動の中で困っていることなどを出し合い、地域課題が何なのか、そしてその課題解決に向けた取り組みができるかということについて話し合いも行っています。

自分が住む地域のことを皆で考えることは、誰もが安心して生活できる地域づくりにつながると感じました。



ふれあいサン懇談会

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（3）

地域の子育て応援団！ 育児サークル「あんよ」、子育てサロン「このゆびと～まれ」

（仙台市）

育児サークル「あんよ」は、子育て中のママ達が中心となり、子育て支援センターの先生による手遊びや工作、親子ビクス、施設見学等を毎月第1・3金曜日に主に宮城野コミュニティ・センターで開催しています。

未就園児の親子を対象とした育児サークルとして、現在0～3才児の親子が20組ほど登録し、ママ達が協力しながら運営しています。

小さい子どももママも楽しめる笑顔がいっぱいの育児サークルです。

子育てサロン「このゆびと～まれ」は、地区の主任児童委員が中心となり、子育て支援センターの先生による手遊びや工作、管理栄養士による栄養指導等を毎月第2木曜日に宮城野小学校マイスクールで開催しています。

未就学児の親子が毎回10組ほど参加して、子ども達がのびのび遊び、ママ達がゆっくりとお話ししができる場所を提供しています。

育児サークルや子育てサロンは、子どもの遊び場、ママ同士の情報交換、更には先輩ママの育児経験を聞いたり、悩みを相談したり、友達を作ったりと、ホッとひと息する場にもなっています。



育児サークル「あんよ」



子育てサロン「このゆびと～まれ」

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（4）

中田中部地区の福祉員の活動

（仙 台 市）

中田中部地区では、活動者を「福祉委員」ではなく、親しみを感じてもらえるよう、あえて「福祉員」と呼んでいます。

各町内会から2~3名程度選出され、現在56名で活動しています。

福祉員の主な活動内容としては高齢者の方を対象に民生委員・児童委員19名と連携しながら、見守り活動やサロン活動のサポートを行っています。

また、元民生委員・児童委員などで構成される「相扶会」というボランティアグループが見守り活動やサロン活動に参加しているほか、必要に応じて生活支援活動を実施しています。

さらに、袋原小学校区学校ボランティア防犯巡回員（登録225名）も子ども達を見守りながら高齢者の見守りも行っており、地区全体で二重、三重の見守りの目がある事で、安心して暮らせる地域づくりにつながっています。

①見守り・安否確認

福祉員は、主に高齢者の方を対象におおむね月1回程度、外からの見守り活動を行っているほか、道端で出会った時にお声掛けするなど、日頃から可能な範囲で見守り活動を実施しています。活動にあたっては、トラブルを防ぐことや福祉員の負担を減らすため、見守り活動の際は「家の中には上がらない」というルールを設けて取り組んでいます。

②サロン活動への参加

月1回程度、全11町内会で高齢者を対象にサロンを実施しているほか、地区社会福祉協議会主催のサロンも開催しています。

運営は町内会の婦人部や民生委員・児童委員などが中心となりながら、福祉員も一緒に企画などを考えています。

また福祉員は、参加の声がけや当日準備などの役割を担っています。



見守り活動

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（5）

千代田のより処 ひなたぼっこ

（仙 台 市）

国見・千代田のより処ひなたぼっこは、全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）により、平成21年に学生向け下宿だった建物を活用し、まちの人が集い、食事や会話、娯楽を楽しみながら、地域に新たな元気や活力を生み出してもらうきっかけを生み出す「まちのつどいの場」として開設されました。

ひなたぼっこでは、お茶や食事を通しての交流や、住民主体の体操教室、子ども達を対象として放課後の遊びや勉強のためのサロンスペースの開放などを行っており、世代に関わらず一人でも仲間同士でも利用ができます。地域住民向けの様々な講習会なども実施されており、地域の集いの場所になっています。

加えて、ひなたぼっこでは行き場のない人たちに、行き先が決まるまでの一時的な居場所を提供する役割も担っています。

利用者は、公的な福祉制度のはざまにいる人たちが多く、障害があっても障害者手帳の交付を受けていない方、刑事施設出身者で次の行き先がまだ決まっていない人、突然身寄りを亡くした方など様々です。このように、公的な制度では支援を受けることが難しい方を、低額な料金で受け入れています。

ひなたぼっこでは「受け入れを断らない」をモットーとし、臨機応変かつ速やかな対応を行っています。利用者にとってはもちろんのこと、関係機関が支援に取り組んでいくうえでの大きな支えになっています。

平成30年10月からは仙台市より地域生活支援拠点モデル事業を受託し、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、行政や様々な相談機関と連携・支援を実施しています。



「ひなたぼっこ」



「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（6）

「みんなが主役の介護予防作戦会議」をきっかけにした支え合いの地域づくり (気仙沼市)

気仙沼市では、令和元年度に 65 歳から 84 歳の市民を対象とした「健康長寿のまちづくりのための生活実態調査」を行い、その調査結果で得られた地域の健康・生活課題を気仙沼市内の 16 地区社会福祉協議会に地域の健康・生活課題について周知し、地区社会福祉協議会では、住民自らが地域で必要な介護予防活動と支え合いを推進していくことを目的に、生活支援体制整備事業「みんなが主役の介護予防作戦会議」を実施しました。この会議を契機に、住民同士による支え合いの地域づくりの協議が活発に行われるようになりました。

A 地区においては、平成 31 年 1 月末で地域のスーパーが閉店し、買い物が不便となっていましたが、令和 2 年 7 月から住民の声により地域コミュニティセンターに移動販売車が毎週来ていただけることになり、移動販売の日には地域の交流の場となっております。また、地区社会福祉協議会では、移動販売で集まった住民から生活の現状などの聞き取りを行うとともに、「みんなが主役の介護予防作戦会議」において浮き彫りとなった健康・生活課題の改善を目指し、月 1 回移動販売日に合わせ「青空喫茶店」を開催することいたしました。

「青空喫茶店」では、フレイル予防のチラシの配布や栄養指導、レクリエーションを活用した軽運動などを実施し、住民の社会参加や住民同士の支え合いを実践しております。



青空喫茶店

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（7）

きらり斎川笑アップ事業

（白石市）

斎川公民館の指定管理を受託する『斎川まちづくり協議会』は、学校の廃校を機に、地域住民間に地域存続への危機意識が高まったことをうけ、宮城県「小さな拠点」に係る市町村支援事業や白石市まちづくり交付金事業等を活用し、安全安心で持続可能な地域づくりを推進しています。

これまでに、持続可能な地域づくりに向けた学習会の開催、地域住民の実情や要望を把握するための中学生以上の全住民アンケート調査、若者の声を聴くための世代別の学習会などを開催し、地域住民の抱える不安や課題を把握してきました。

その後、これらに対応するために、若者と高齢者がつながるための「LINE講座」、高齢者の買い物や通院の移動手段について考える「地域円卓会議」、支援が必要な世帯を把握するための方法や支援にむけた取り組みを考えるための「ささえあいマップづくり体験会」、「支え合い活動の学習会」を開催し、学び・考え・実践のサイクルを継続してきました。

様々な課題がありますが、地域内で、今、一番に力を入れていきたいと考えているのが交通弱者への支援です。地域内の福祉施設等の協力を得ながら、実証実験を重ねる予定です。実験で得られた知見を基に、地域の実情に合った支援のあり方を住民一丸となって考え、本格稼働に向けて、また、住民が安心して地域で暮らすことを目指して挑戦は続きます。



LINE講座



円卓会議



会議



世代別会議

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（8）

笑顔が生まれる「いきいき百歳体操」「ふれあいサロン活動」の取組 (東松島市)

東松島市社会福祉協議会では、住民同士が気軽に無理なく集える「居場所（交流の場）」の立ち上げや運営を支援しています。

以前は、担当職員を地区センター等へ常時派遣する「ミニデイサービス運営型」で地域ボランティアの協力を得ながら住民交流を図っていましたが、担い手や場所が固定され（20カ所程度）、市全域に広めることが困難となっていました。

「居場所」を市全域に広めたい社会福祉協議会側の意向と今後の支援方法（社会福祉協議会の関わり）を1カ所ずつ説明にあがり、ご理解いただいた上で「自主運営型」に切り替えることができました。

当時、市がモデル事業として実施していた「いきいき百歳体操」は、実践後の効果が実感できるとの声が住民から多く寄せられ、「居場所」を拡充する為の1つの「道具」として取り入れることになりました。

説明会の開催、物品貸与、立ち上げ支援・相談支援、活動資金の助成、交流大会、代表者会議、情報誌「いき百瓦版」の発行など社会福祉協議会と団体が常につながるメニューを揃え、平成28年度から令和元年度まで66団体（1,529人）が発足しました。

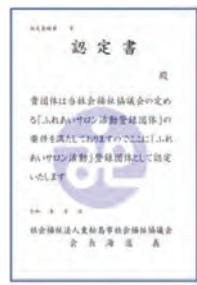
また、専門職による定期的な体力測定と「いきいき百歳体操」をサポートする団体（サークル虹（会員数19人））の協力もあり、多くの団体が毎週活発に活動しています。

また、「いきいき百歳体操」を取り入れず、レクリエーションやお茶会を中心としたサロン活動団体も数多くあります。（43団体）。

東松島市社会福祉協議会では、平成30年度から「ふれあいサロン活動登録制」を導入しており、登録団体には「認定書」を発行し、上記記載の支援のほか、レクリエーション道具の貸与、出前講座など講師等の紹介・調整を行っています。令和2年度末の登録団体は、「いきいき百歳体操活動団体」を含め109団体（2,181人）となりました。

社会参加による介護予防、顔なじみの関係構築による日常的な見守り、困りごとへの早期対応など効果は多様に見えてきます。

住民主体の「自主運営型」は、いつでも相談に応じができる伴走者がいて成立するものだと認識しており、今後も東松島市社会福祉協議会は地域の伴走者として関わり続けます。



「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（9）

大崎市生活支援体制整備事業における地域の取組について 《高倉地区振興協議会》

(大崎市)

大崎市では、合併時から地域自治組織等が地域自治を担い、地域課題解決等について取り組んできた背景があり、生活支援体制整備事業に係る第2層コーディネーターをまちづくり協議会や地域づくり委員会等の活動団体において、6団体9名を配置しています。

第2層コーディネーターの配置に伴い、地域自治組織の支援を担当している担当課（まちづくり推進課）と連携し、事業実施以前から地域課題解決に関する情報提供やワークショップ等の地域支援を実施してきました。

第2層コーディネーターの活動として地域資源の把握や課題解決のための話し合いの場（協議体）を設け、多様な担い手による生活支援サービスの創出と地域の実情にあわせた支え合い活動の実現を目指しており、一部地域では住民主体の有償ボランティアを立ち上げて支え合いを行っています。

高倉地区振興協議会では、生活支援体制整備事業を実施する以前からワークショップや地域づくり策定委員会で話し合いを重ね、高倉地区振興協議会地区計画書を作成してきました。

その計画書の一部には「たすけ愛隊プロジェクト」として有償ボランティアの体制づくりが掲げられていたため、それらの計画内容を具体化するために第2層コーディネーターを配置し、「生活支援体制整備事業」を実施しています。

また、有償ボランティアの仕組みをつくるために「ニーズと担い手の掘り起こしキット（さわやか福祉財団作成）」を用いたニーズの掘り起こしを行い、必要性の高い地域の困りごとを解決するために、令和2年度から「たすけ愛サポーターズ」を結成しています。その活動の中で除雪や草刈り、植木剪定等の作業を有償ボランティアにより立ち上げ、住民同士での支え合いを実践しています。

高倉の地域づくり たすけ愛隊プロジェクト

たすけ愛隊プロジェクト

- …困っていること、お手伝い（応・相談）…
- たすけ愛サポーターズの結成
- 雪かき
草刈り、葉取り
空き家片付け、植木剪定など

アグリファームプロジェクト

- 農地耕作地の利用
- 地場野菜の直売、食料品、生活必需品の販売
- キッチンカフェ、ベジタブルカフェ
- 移住お試し、市民農園（貸し出し、体験型）
- 民泊 いぐわのある風景・農業体験

高倉活性化・にざわいプロジェクト

- 復活！ TAKAKURA盆踊り
- 高倉音頭普及
- 高倉まつり
- 地区運動会

地域包括ケアプロジェクト

- ～ずっと高倉・これからも高倉 de 落らば！～
- 介護予防活動
- 公民館内に常設サロンの設置
- お茶のみ、カラオケ、スマイルボウリング（いじり）百歳体操、かわくわ百歳体操、唄説、手遊びなど出前会

高倉地区振興協議会（地域づくり計画の実施主体となっていまます）

【高倉地区振興協議会の役割・機能】

- 地域づくりに困ること、各種団体事業の調整・相互の協力、各種の調査、研究、学童保育運営、地域の防災、高齢者地区公演の運営（担当管理者）、その他の目的達成に必要な事業。

高倉地区公民館の機能・役割

- 生徒室に隣接する多目的室
- 公民館の利用料金、料金の徴収・減免
- 施設設備の維持管理
- その他の高倉地区公民館に必要な業務

生活支援コーディネーターは、地域内の実施者の実施支援や各種ケーブルカードなどを手がけます！

計画策定会議で内添み・プロセス：平成29年12月12日、平成30年1月20日、平成30年2月25日、3回シリーズでワークショップ実施、その後、地域づくり委員会が実施して検討。この計画書は、みんなの意見が採り入れられて生まれました！皆さまに参考してもらいたい。

高倉地区振興協議会地域づくり計画書



「ニースと扱い手の掘り起こしキット」を活用して、生活課題を把握

困っていたら、利用してみませんか？

だすけ愛 ♥ サポータース

対象は？
高齢地区的皆様、
一人暮らしの方や、
高齢者世帯優先

時間は？
午前9時～午後3時
の間での1～2時間
はかはぬ相談

作業内容は？
例)除雪、草刈り
1時間 80円～
作業によって
異なります

どんなこと？
希望の多いもの
からメニューを
立てて、お受けし
ます

●その他、個人の利益に関わらものは差し控えさせて頂きます。
●受付窓口は公民館へ～平日の午前9時～午後3時

ご質問やサポートースは、皆さんに生活の困りごとをお手伝いします。

今のお問い合わせ：高齢地区公園館 田 さ2-2399番

地域のために、あなたの方を活かしてみませんか！

だすけ愛 ♥ サポータース

大募集

地域のために、あなたの方を活かしてみませんか！
高齢地帯づくり委員会では、いろいろなお仕事を手伝いして
くださる方を募集します。
皆さんの豊かな経験と経緯を地域のためにかかしください！

片 売：高齢地域に住む健闘の方で、地域のためにお手伝い
していただける方などなど、どなたでも。

- 地域内外の耕作農で
- 自由登録で、安心の審査期間に入加入します
- 作業時間は、午前9時から午後3時の間に
- 高の園村の豊かさや高齢者などを手伝います
- その他の作業は、看板屋
- 古家用家、草刈り植木など持ち込める方歓迎です

～ ずっと地域 これからも地域 で暮らしたい～

ご興味ある方はお気軽にご連絡ください
・お問い合わせ：高齢地区公園館 田 さ2-2399番

「有償ボランティア」依頼用チラシ

「有償ボランティア」作業員募集チラシ



有償ボランティア「除雪」活動状況

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（10）

仲良しピーチク会

（蔵王町）

仲良しピーチク会は、蔵王町の介護予防事業を卒業した参加者の自主活動グループです。平成24年度に蔵王町の認知症予防教室としてくもん学習療法を取り入れた、「ピンピン教室 頭いきいきコース」が始まりました。その後、「気軽に通えるサロンにしたい」という参加者の声があがり、平成27年度から『仲良しピーチク会』を実施しています。

会の名前は、「参加者みなさんが元気な小鳥たちのさえずりのように、元気で楽しく笑って生活できるように」「ピーチク、パチク楽しく過ごす」ことに由来しています。会員は70歳代～90歳代の27名、最高齢は91歳男性です。会員兼世話人9名と、ボランティアの「見守り隊」6名が活動を支えています。世話人さんには、「おやどり」「わかどう」「すずめ」「ふくろう」「ひばり」「くじゃく」「つる」といったニックネームが付いており、ピーチク会らしいユニークなネーミングです。

週1回午前中いっぱい、くもんの学習療法＝樂習の他に、蔵王町議会の傍聴、クラブ活動、発表会、バスでの遠足、研修会と幅広く充実した活動を行っています。クラブ活動は、手工芸や折り紙、おしゃべり等、年度初めに所属クラブを決めて活動します。部活動として、有志による課外活動は百歳体操を行う等、学生生活を思い出すようなプログラムです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の予防を徹底し、7月～12月の実施としました。特に樂習の際には、密にならないように配慮し、消毒をこまめに行いました。

会員の皆さんにとって、週1回集まって楽しく学習することで認知症を予防するとともに、楽しく交流をし、いきいきと活動しています。



仲良しピーチク会の活動の様子

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（11）

地域づくり活動 《集う＆相談する》 山元こぐまサロン ～障害のある方やご家族、地域住民の方が気軽に集い、相談できる場づくり～

（山元町）

障害がある人方もない方も「集う＆相談する」を通して、新しいコミュニティをつくりながら共に生きる地域づくりを目指すサロンです。

山元町障害者地域協議会（※）の取り組む「地域づくり」活動として実施しています。

主 催 山元町
実 施 山元町障害者地域協議会 相談支援部会（企画実施担当：NPO 法人ポラリス）
場 所 山元町防災拠点・山下地区地域交流センター（つばめの杜ひだまりホール）
開 催 月1回程度
対象者 障害のある方、保護者、関係機関、地域住民、その他誰でも

【活動内容】

◆個別相談の場

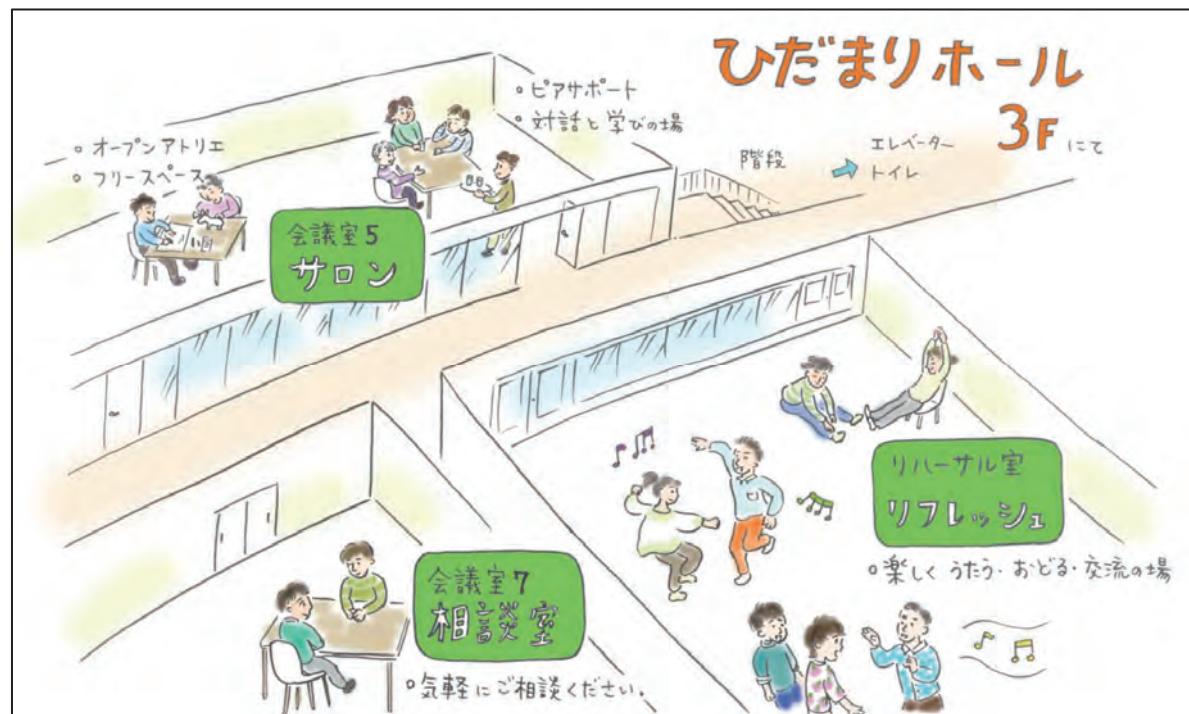
自分や家族の体調や生活の中の困りごとなどをお聴きし、改善に向けて一緒に考えます。
精神保健福祉士など、専門スタッフが対応します。

◆サロン活動

リフレッシュタイム（体操・ダンス・うた・フィールドワークなど）、グループワーク（ピアサポート・傾聴スキルアップ・対話と学びの場）

◆地域の方とつながる場

「障害福祉」についてご興味のある方、ボランティアやインター研修をしてみたい方に参加していただく事が出来ます。



※「山元町障害者地域協議会」とは、山元町における共生社会の実現に向け、障害者が地域で安心して生活できるまちづくりに関し、関係機関の連携を図るための中核的な役割を果たすことを目的とした組織です。

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（12）

七ヶ浜町地域福祉推進会議

（七ヶ浜町）

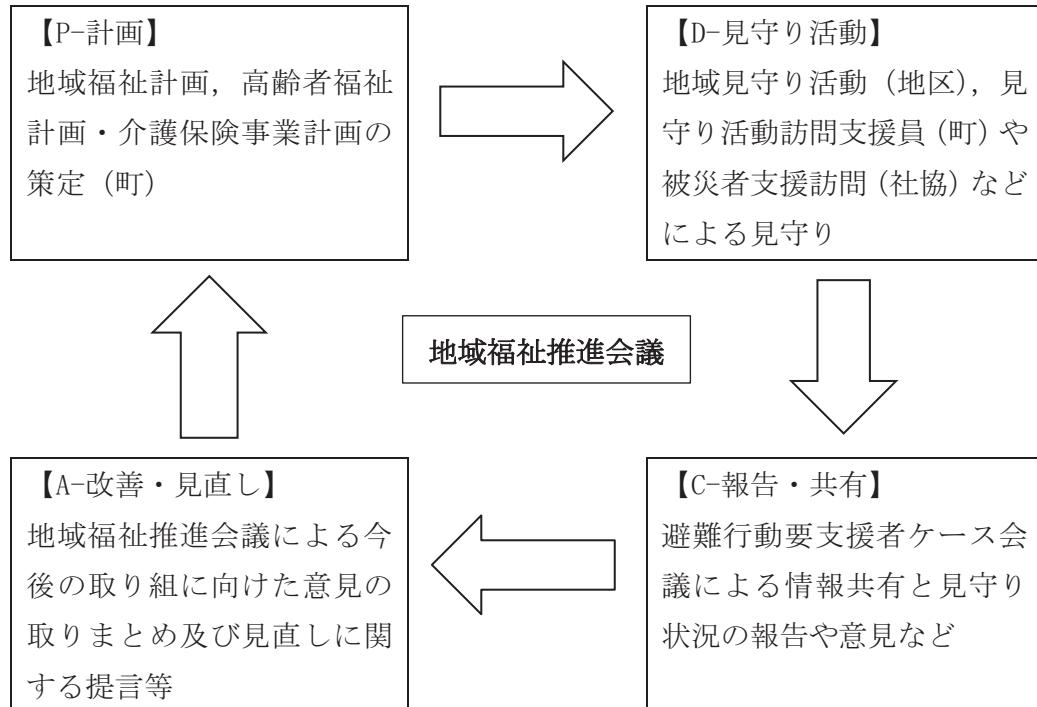
七ヶ浜町では、平成21年8月から地域福祉計画を推進するにあたり、地域福祉関係団体が委員となり一体となって進める、「地域福祉推進会議」を設置しています。会議全体の進行役として、アドバイザーを設置し、会議を年4回程度開催しています。

「地域福祉推進会議」では、避難行動要支援者部会とボランティア部会を設置しています。避難行動要支援者部会は町が事務局となり、行政区（15地区）ごとに年1回程度避難行動要支援者ケース会議を開催し、意見交換を行いながら課題等の解消に取り組んでいます。ボランティア部会は町社会福祉協議会が事務局となり、年に1～2回程度ボランティアネットワーク会議を開催し、ゲストボランティア事業等の取組を行っています。

また、これまでの避難行動要支援者ケース会議により、各地区共通して見られる傾向として、見守りが必要な方と介護予防に向けた取組が必要な方がほぼ一致するという点が見られました。今後の「地域福祉推進会議」では、地域見守り体制の強化として、地域福祉計画と高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた、地区・町・社協が実施する見守り活動やケース会議の情報共有を行い、取組内容の検証や見直しを行っていきます（七ヶ浜町版PDCAサイクル）。

その他にも、今後予想される新たな地域福祉の課題を抽出し、現状把握や情報共有を行っています。

■地域見守りに関する地域福祉推進会議の役割（七ヶ浜町版PDCAサイクル）



支え合い懇談会

（大衡村）

大衡村は地縁が濃く，“お互いさま”の気持ちが残っている世代が多い地域です。社会資源には恵まれていませんが、この『地域で自然に助け合う心』を大切に、地域とのつながりを持って、『支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができる、心豊かな大衡村』をめざしています。

支え合い懇談会は、『自助・互助』の考え方を、住民に自然に理解していただけるよう開催しています。初め、支援者側に新しい発想・視点を持っていただくため、平成29年度は役場職員とケアマネジャーを対象に研修会を開催し、人が持っている力を引き出す視点や地域支え合いの大切さを学びました。そして同年から、地域の元気な集いを取り材し、元気でいられる秘訣を共有しながら、『何歳になっても自分が元氣でいることが大切』『人のためにちょっとしたお手伝いのおすそ分け』という考え方を、大衡村社会福祉協議会の協力のもとお知らせしています。

また、住民側には平成30年度までの2年間をかけて、ボランティア友の会や各種サポーターを中心に講話やグループワークを実施し、地域で自立した生活を送ることの大切さを学んでいただきました。「日頃の小さな付き合いが支え合いになることを知った」「自分が元氣でいることの大切さを改めて学んだ」など、多くの方に関心を持ってご参加いただきました。

令和元年度は、村づくりの視点を持つ味方が欲しいと思い、懇談会メンバーを公募し、前年度までの懇談会参加者や地区役員の紹介をもとに人材を抜擢。『自分たちの10年後を想像してみよう』のテーマで話し合い、元気な自治組織活動の視察見学を通して、大衡村にどんなものがあつたら心豊かに過ごせるかを考え、村長・議員さん方に向けて発表しました。

このグループは打ち合わせや発表会の打ち上げを通じて仲良くなり、令和2年度も自主グループとして活動を継続しています。気持ちがよく元気がもらえる方々で、令和3年度はどんな活動をするのかとても楽しみであり、このグループができたことが村の誇りだと感じます。

コロナ禍において、活動の仕方は制限されますが、想いの広がりは止まりません。要介護状態の予防や悪化防止の大きな狙いはさておき、『大衡村が好きだから』と集まったこのグループへ丁寧に関わって、ゆくゆくは複数のグループができるよう、支援していきたいです。

『住民さんが活発で手が追いつかないな』と嬉しい悲鳴をあげられたら、役場職員としての仕事が楽しくなる気がします。小さなきっかけづくりを、今後もお手伝いしていきたいです。



支え合い懇談会の様子

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

地域見守り活動

(女川町)

女川町では、東日本大震災後に新たに区画が整備されて、災害公営住宅や自立再建住宅が建設されました。それに伴い、新たなコミュニティが作られたことから、地区の人たちの交流と地区活動の一環として、地区によってさまざまな見守り活動が行われています。

町の中心部の地区では、見守り隊を作り、子どもたちの登下校の見守りや声掛け、一人暮らしの高齢者宅を訪問する活動を継続的に行い、地域の防犯意識や、孤独の解消など、それぞれの地域ですべての人たちを見守る意識をもって活動しています。

上一区では、小学生の集団登校に合わせて見守り隊が登校の付添いをすることで、子どもたちを見守る活動を毎朝行っています。

この活動は、震災後の復興整備に伴い道路が整備されていない時期に、二人の孫を持つ祖父が、孫が安全に登校できるように付き添っていたことが始まりとなっています。現在は、この祖父の通学への付添いに賛同した地区の方々によって活動が継続され、毎朝7時45分に地区の集会場前を集合場所として、そこから学校近くの信号までの約600mを見守り隊の見守りのもと子どもたちが登校しています。この活動を主にしているのが、地区の高齢者になりますが、毎朝歩くことが健康にもつながり、道中にある一人暮らしの高齢者も併せて見守るということにもつながっています。

また、災害公営集合住宅に一人暮らし二人暮らしの高齢者が多く移り住んだことから、その高齢者宅を回り声掛けする活動を行っている地区もあり、町内のそれぞれの地区ごとに見守り活動を実施しています。



見守り隊の活動

「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在は、対策を徹底しながら取り組みを進めています。」

1. 事例集（15）

成年後見制度、市民後見人養成・支援等の取組について 仙台市社会福祉協議会（仙台市成年後見総合センター）

（仙 台 市）

仙台市社会福祉協議会が開設する仙台市成年後見総合センターは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利が擁護され、地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、市民の成年後見制度利用の支援を行っています。市民や地域包括支援センター、民生委員、ケアマネージャー、障害者・高齢者等福祉関係者及び成年後見人などから成年後見制度に関する相談を受け、助言、情報提供などを行っています。また、市民後見人の養成や支援にも力を入れています。

【事業内容】

○仙台市成年後見総合センターの運営

専門の相談員を配置し、本人、家族、支援に関わる市町村関係者等を対象に総合的な相談・援助を行っています。

（事業の一部を県内で成年後見制度に精通した「NPO 法人ぬくもりの里」に委託しています。）

○市民後見人養成・支援に関すること。

仙台市における市民後見人は、財産上の紛争性や虐待など親族との問題がない事案で、きめ細かな身上保護が求められる方を対象に後見活動を行う、所定の講座を修了した一般市民です。社会貢献や地域福祉活動への意欲を持った市民が、地域で暮らす同じ市民の目線から、後見活動を担っていくことを目指しています。

仙台市成年後見サポート推進協議会での議論を踏まえて仙台市社会福祉協議会が実施した養成講座において、権利擁護の視点や成年後見制度等に関する知識を学んだ市民後見人は、平成 23 年 4 月に宮城県で初めて家庭裁判所から選任を受け、令和 2 年度末までに 24 人（申立て中 2 件を含む）誕生しています。

市民後見人は、仙台市社会福祉協議会が監督人になり、仙台市成年後見総合センター等の支援を受けながら、関係機関と協力して本人に寄り添った活動を行っています。

○仙台市成年後見サポート推進協議会に関するこ

仙台市成年後見サポート推進協議会は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の各専門職団体、仙台市及び仙台市社会福祉協議会によって組織され、定例会議や成年後見サポート事業（事例集の作成、セミナー開催等）を行うほか、市民後見人のあり方などについて検討を行っています。

宮城県地域福祉支援計画策定検討会議 委員名簿

役 職	氏 名	所属・団体・役職等
議 長	増 子 正	東北学院大学教養学部地域構想学科教授
副議長	西 塚 国 彦	宮城県社会福祉協議会 震災復興・地域福祉部長
委 員	阿 部 英 一	東松島市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	伊 藤 清 市	特定非営利活動法人仙台バリアフリーツアーセンター 理事長
	遠 藤 裕 一	七ヶ浜町長寿社会課長
	黒 沼 篤 司	宮城県民生委員児童委員協議会長
	佐々木 とし子	宮城県地域活動（母親クラブ）連絡協議会長
	鈴 木 守 幸	宮城県サポートセンター支援事務所長
	羽 柴 紀 子	宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会長
	堀 川 晴 代	みやぎN P O プラザ館長

(敬称略、委員五十音順)

【 策定の経緯 】

令和2年8月21日	宮城県地域福祉支援計画策定検討会議（第1回） (第3期における取組・評価、第4期策定方針等)
令和2年11月25日	宮城県地域福祉支援計画策定検討会議（第2回） (中間案策定)
令和2年12月14日	宮城県議会 環境福祉委員会報告 (中間案報告)
令和2年12月16日 ～令和3年1月15日	パブリックコメント実施
令和3年2月8日	宮城県地域福祉支援計画策定検討会議（第3回） (最終案策定)
令和3年3月17日	宮城県議会 環境福祉委員会報告 (最終案報告)

宮城県地域福祉支援計画（第4期）

令和3年3月発行

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県保健福祉部社会福祉課

電話 022-211-2519

FAX 022-211-2594



古紙配合率70%再生紙を
使用しています。



このチラシは650部作成し、
1部あたりの単価は779円です。